

募集要項等（参加資格関係以外）に関する質問に対する回答

No	資料名	該当箇所							質問・意見	回答	
		頁	章	節	細節	項	目	細目			項目名
1	募集要項	3	I	5					募集要項等	募集要項と基本協定（案）とで「募集要項等」の定義が異なるとの説明がありましたが、募集要項における定義では⑤に基本協定書（案）を含んでおります。両文書での定義の違いを明示ください。	両文章でそれぞれ規定されているとおりの定義です。
2	募集要項	7	II	2	(6)				鳥取県の上位計画等のうち鳥取県企業局経営プラン平成29年度～平成38年度（平成29年3月）	募集要綱「2. 根拠とすべき法令等」において、「本事業の実施に当たっては、関連の各種法令等によることとする。」に示されています。 「鳥取県企業局経営プラン 平成29年度～平成38年度」では、9ページに「<発電所リニューアル計画>が示され、リニューアル時期が示されているが、今回の応募者の提案する計画は、この計画に拘らないということでしょうか。	ご理解のとおりです。
3	募集要項	10	II	3	(2)	①	ア		再整備業務	再整備業務対象施設の整備に必要な調査・設計、更新工事費等の費用を貴県が御負担とありますが、優先交渉権者に選定された場合、本入札作業中に行った当該再整備業務対象施設の整備に必要な調査・設計費も御負担いただけるとの理解にて差支え御座いませぬでしょうか。	優先交渉権者が要した再整備対象施設に係る調査・設計費を負担することに差し支えありません。ただし、県に負担を求める場合、提案時の再整備業務費として予め見込んでください。
4	募集要項	10	II	3	(2)	①	イ		運営維持業務	運営維持業務の範囲が運営権設定対象施設のみとなっておりますので、要求水準書等の記載内容に鑑み、文言の修正をお願いできませんでしょうか。	詳細は要求水準書によることとしています。
5	募集要項	10	II	3	(2)	①	ア		解体新設工事に要する費用	解体新設工事に要する費用は小鹿第一発電所に係る運営権対価分割金の一部と相殺する、とあります。一方で、11項運営権対価では、分割金は0円以上で提案すること、となっております。解体費用が当該分割金よりも多い場合の清算方法および計算式をお示しください。	解体新設工事費用は、当該費用が発生する期における運営権対価分割金を大きく下回る試算であるため、詳細な精算方法の定めは現時点で想定していませんが、単年度の分割金で相殺ができない場合は、再整備契約書（案）第31条の規定のとおり対当額となるまで翌年度以降の分割金で精算する想定です。

募集要項等（参加資格関係以外）に関する質問に対する回答

No	資料名	該当箇所							質問・意見	回答
		頁	章	節	細節	項	目	細目		
6	募集要項	10	II	3	(2)	①	ア	解体新設対象施設	解体新設工事に要する費用と運営権対価分割金の相殺について確認です。該当する解体新設工事費用（消費税込み）を、小鹿第一発電所に係る運営権対価分割金の初回の支払い額と相殺する際に、仮に1回の分割金で相殺しきれなかった場合は、契約利息支払い額も相殺の対象に加えてもよろしいのでしょうか。	解体新設工事費用は、当該費用が発生する期における運営権対価分割金を大きく下回る試算であり、利息を付する想定はありませんが、競争的対話で解体新設工事費用が運営権対価分割金を超過するとの試算が示されるようであれば、その際調整します。
7	募集要項	11	II	3	(2)	②		任意事業	任意事業において、貴県の承認が得られ、実施検討の段階になった際、コンソーシアム構成員が事業者とは別途設立する特別目的会社へ貴県の出資について別途協議、検討頂くこと可能でしょうか。	具体が不明のため詳細な回答は差し控えますが、協議そのものは否定しません。
8	募集要項	11	II	3	(2)	②		任意事業	任意事業について「事業者は、任意事業を行う場合、事業者は県に対し、任意事業の詳細を記載した書面を提示の上、県の承諾を得るものとする」と規定されていますが、県の承諾を得られなかった場合は、提案内容、「様式B-3-3 事業計画」及び運営権対価等に影響があるものと考えます。 上記につき下記ご回答をお願い致します。 ①任意事業の承認は、優先交渉権者決定後と理解していますが、提案事業の任意事業への該当の有無はいつされるのでしょうか。全ての公募参加者が1次提案時に任意事業の該当の有無確認することは可能でしょうか。 ②①に関連し、1次提案締切前に任意事業の該当有無について確認がされず、且つ1次提案時に任意事業（として提案した事業）が評価され審査を通過し、競争的対話にて任意事業に該当しないことが判明し当該事業を2次提案に入れなかった場合、1次審査時に落選した公募参加者との公平性はどのように担保されるのでしょうか。	第一次提案では、任意事業に係る提案を求めているため、②で指摘されている公平性の問題は発生しないと考えます。 ①については、ご理解のとおり、優先交渉権者決定後ですが、その承認の考え方は、実施方針等に関する質問・意見に対する回答No.48をご参照ください。

募集要項等（参加資格関係以外）に関する質問に対する回答

No	資料名	該当箇所							質問・意見	回答	
		頁	章	節	細節	項	目	細目			項目名
9	募集要項	11	II	3	(2)	②			任意事業	任意事業の実施主体は、本事業の事業者、コンソーシアム構成員またはコンソーシアム構成員が事業者とは別途設立する特別目的会社に限定されるのでしょうか。協力企業による実施やコンソーシアム構成員が事業者とは別途設立する特別目的会社に協力企業が参加して実施するケースも認められますでしょうか。	コンソーシアム構成員が議決権の過半数を保有するならば、コンソーシアム構成員以外の企業を、別途設立する特別目的会社の出資者とすることを認めます。
10	募集要項	11	II	3	(2)	②			任意事業	コンソーシアム構成員が事業者とは別途設立する特別目的会社は、本事業の事業会社に関して基本協定書(案)第3条、第5条に定められた条件(株式会社、事業目的の限定、株式の譲渡)に準じる必要があるのでしょうか。	ご理解のとおりです。
11	募集要項	11	II	3	(2)	②			任意事業	コンソーシアム構成員が自ら任意事業を行う場合にも、県の承諾が必要、となった場合、任意事業の範囲が広いと、コンソーシアム構成員が行うビジネス全てについて承諾が必要になりかねません。「義務事業に関連する範囲内」の基準の明確化をお願いいたします。	実施方針等に関する質問・意見に対する回答No.48をご参照ください。
12	募集要項	12	II	4	(2)	①			再整備業務対象施設	解体新設対象施設の運営権設定のタイミングはどのように考えればよろしいでしょうか。新設した後に解体するとなった場合、解体が完了するまで運営権設定はできないということになりますでしょうか。また、「既存の運営権の効果」とは何をさすのかご教示下さい。	各業務の関連性は次のとおりとなります。 一 小鹿第一発電所については、再整備業務完了後、県へ引渡し、運営権を設定のうえ、運営維持業務を開始 二 中津ダム取水設備上の既設管理棟の撤去 三 ゲート建屋設置(既設の中津ダム放流警報装置の撤去も併行)後、県へ引渡し(この際、小鹿第一発電所の運営権対象施設にゲート建屋追加)、既存の運営権の効果及ぶ  なお、「既存の運営権の効果」とはゲート建屋に小鹿第一発電所の運営権が及ぶこととご理解ください。

募集要項等（参加資格関係以外）に関する質問に対する回答

No	資料名	該当箇所							質問・意見	回答	
		頁	章	節	細節	項	目	細目			項目名
13	募集要項	12	II	4	(3)				譲渡対象資産の譲渡	運営権対象施設の所有県は鳥取県が有する一方で、一部資産を選定事業者に譲渡することとなっております。契約手続きや代金清算の手間や無用な混乱を避けるため、全て鳥取県の所有とすることで整理をお願いしますでしょうか。	動産を譲渡することは、先例と照らしても合理性があるものと考えます。よって、原文のとおりとします。
14	募集要項	12	II	4	(3)				譲渡対象資産の譲渡	事業者による譲渡対象資産の譲受は必須ではなく、事業者が希望する場合のみ、という理解で間違いないでしょうか。	提案に際しては、譲受を必須としてください。ただし、優先交渉権者選定後、譲受する資産を見直すことを妨げるものではありません。
15	募集要項	12	II	4	(3)				譲渡対象資産の譲渡	譲渡対象資産の譲受を希望する場合、すべての資産を譲り受ける必要があるのでしょうか。譲渡対象資産のうち、一部の資産のみ譲り受けることは可能でしょうか。	提案に際しては、譲受を必須としてください。ただし、優先交渉権者選定後、譲受する資産を見直すことを妨げるものではありません。
16	募集要項	12	II	4	(3)				譲渡対象資産の譲渡	全ての譲渡対象資産について譲渡を受けることが必須なのか？事業者側で必要なものみの譲渡が認められるのか？	提案に際しては、譲受を必須としてください。ただし、優先交渉権者選定後、譲受する資産を見直すことを妨げるものではありません。
17	募集要項	12	II	4	(3)				譲渡対象資産の譲渡	譲り受ける時期は事業者側で任意に決めることが出来ますでしょうか？(ex 運営維持業務開始後1年後など)	当該運営権設定対象施設毎の運営維持業務開始日を基本とし、詳細は競争的対話で調整するものとします。
18	募集要項	13	II	5					「5. 事業期間」で示された表の脚注	「鳥取県企業局経営プラン平成29年度～平成38年度」の9ページ記載の「<発電所リニューアル計画>」に則ると募集要項で記載されている「FIT認定の取得日から7年以内に発電設備の運転を開始すること」を遵守することは困難かと考えられますが、本事項は遵守事項でしょうか。	『「鳥取県企業局経営プラン平成29年度～平成38年度」の9ページ記載の「<発電所リニューアル計画>」については必須ではありません。
19	募集要項	13	II	5					事業期間	再整備対象施設のうち、小鹿第一発電所については、再整備業務の期間中は、発電所と中津ダムで維持運営者が異なる。期間中の保安や運営管理の体制についての考え方をご教授ください。（責任の明確化、連絡体制）	競争的対話において調整するものとします。

募集要項等（参加資格関係以外）に関する質問に対する回答

No	資料名	該当箇所							質問・意見	回答	
		頁	章	節	細節	項	目	細目			項目名
20	募集要項	13	II	5					事業期間	事業者が委託し、県が受託する運転維持管理業務における契約金額をご教示ください。または、契約金額をどのように設定するのか、考え方をご教示ください。	競争的対話において調整するものとします。なお、競争的対話後、各応募者共通の条件を提示する想定です。
21	募集要項	14	II	5	(2)	②			事業期間終了後の運営権設定対象施設の扱い	「運営権の存続期間の終期の翌日またはそれ以降で県の指定する日」に引き渡すこととなっております。終期の翌日以降の指定日での引渡しとなった場合、それまでの期間の運営は鳥取県が行うとの理解で良いでしょうか。	ご理解のとおりです。
22	募集要項	14	II	6					本事業における利用料金等	FIT 制度の新設区分の単価に上乘せした単価で供給する契約を締結した場合は、その上乘せ分を含む対価を自らの収入とする事ができる。と記載ありますが、その実現性や確実性、事業計画の適正さについて、どのように評価されるかご教示願います。事業者による誇大な収益期待が、事業者の財務基盤を脅かす場合、案件存続にも影響があるものと思料します。	売電先との調整状況等を加味したうえで、提案を評価します。
23	募集要項	15	II	8	(3)	③	イ		県が引き続き保持する主な権利等	「地元漁協団体への補償」義務は鳥取県が負うものと理解します。運営権対価一括金および分割金以外に事業者が支払うべき費用はないものとの理解で良いでしょうか。	県に対して事業者に支払いを求める費用は、特定事業契約書（案）で示すとおりです。また、県が事業者に対して、県が指定する第三者への支払いを求める費用はありません
24	募集要項	16	II	11	(1)	②			運営権対価分割金	「解体新設対象施設の解体新設工事」の完成年度と解体工事価格を提示ください。	応募者にて判断のうえ、ご提案ください。
25	募集要項	16	II	11	(2)				最低提案価格	入札参加者のうち1社のみが募集要項に定める運営権対価分割金の最低提案価格 64 億円を下回る価格で提案した場合、当該提案者は入札参加資格を満たさないと判断されますでしょうか（他の参加者は最低提案価格以上で提案）。	平成 31 年 4 月 15 日付け募集要項等に関する質問に対する回答No.12 をご参照ください。

募集要項等（参加資格関係以外）に関する質問に対する回答

No	資料名	該当箇所							質問・意見	回答	
		頁	章	節	細節	項	目	細目			項目名
26	募集要項	16	II	11	(2)				最低提案価格	全ての提案者が募集要項に定める運営権対価分割金の最低提案価格64億円を下回る価格で提案した場合、本事業の募集はどのような扱いになりますでしょうか。	平成31年4月15日付け募集要項等に関する質問に対する回答No.13をご参照ください。
27	募集要項	16	II	11	(4)				契約利息	契約利息は日割り計算により算出するとの理解で良いでしょうか。	基本契約書（案）の定義集をご参照ください。
28	募集要項	16	II	11	(4)				契約利息	契約利息を求める意図をお聞かせくださいお聞かせください。	運営権対価分割金は、本来運営権設定時において全額一括で支払われるべきところ、その後払いとなるため、利息を支払を求めたものです。
29	募集要項	17	II	11	(2)				最低提案価格	小鹿第一発電所にかかる運営権対価分割金と相殺する解体新設費用には、消費税及び地方消費税は含まれるのでしょうか。	運営権対価分割金（消費税及び地方消費税を含まない。）と相殺する解体新設費用には、解体新設費用の消費税及び地方消費税を含めた金額をお見込みください。
30	募集要項	17	II	11	(2)				最低提案価格	表中に、「運営権対価一括金の最低提案価格」との記載があるが、春米発電所の一括金提案価格は38億円の定額との理解でよいか？またその他の発電所の一括金提案価格については、再整備業務費相当額そのもの（増減額なし）との理解でよいか？ご教示の程、お願い申し上げます。	春米発電所の一括金提案価格については38億円の定額との理解で差し支えありません。また、一括金提案価格については、「増減額なし」の意図を把握しかねていますが、再整備業務費相当額との理解で差し支えありません。
31	募集要項	18	III	1	(5)				応募者の構成	コンソーシアム構成員を変更せざるを得ないやむを得ない事情の例として、構成員企業の業績が悪くなってしまうなどし、出資金を準備できないという場合は、やむを得ない事情に該当するケースとなるのでしょうか。	個別の事情により判断しますので、一般的な答えは差し控えさせていただきます。
32	募集要項	21	IV	3					募集及び事業スケジュール	募集要項等に対する質問のうち、第二次審査に係わる内容については、別途質問の機会を頂けるとの理解で良いでしょうか。あるいは競争的対話での個別確認となるのでしょうか。	競争的対話における個別の確認事項としていただいて構いません。
33	募集要項	25	IV	4	(2)	④	ウ		プレゼンテーション等の実施	当該プレゼンテーションには貴県の御指定の書式等は御座いますでしょうか。	書式等を設ける想定はありませんが、詳細は、別途通知します。

募集要項等（参加資格関係以外）に関する質問に対する回答

No	資料名	該当箇所							質問・意見	回答	
		頁	章	節	細節	項	目	細目			項目名
34	募集要項	25	IV	4	(2)	④	ウ		プレゼンテーション等の実施	第一次提案・第二次提案時のプレゼンテーションに関して、下記事項をご教示いただけないでしょうか。 ・プレゼンテーションの時間（質疑応答除く） ・動画の使用可否 ・応募者側の最大出席者数	プレゼンテーションの時間及び出席人数については、応募者数に依存するため、参加資格確認後に通知します。 また、動画については、使用可能です。ただし、プレゼンテーションされる内容は、提出のあった第一次審査提案審査書類に記載の内容に限ります。
35	募集要項	25	IV	4	(2)	④	ウ		プレゼンテーション等の実施	提案書の副本は企業名を伏せるとのことでしたが、プレゼンテーションで使用する資料も企業名を伏せる必要があるのでしょうか。	ご理解のとおりです。ただし、プレゼンテーションされる内容は、提出のあった第一次審査提案審査書類に記載の内容に限ります。
36	募集要項	25	IV	4	(2)	④	ウ		プレゼンテーション等の実施	プレゼンテーションの持ち時間（質疑応答を除く）はどの程度の予定か？一次審査および二次審査ともにご教示ください。	応募者数に依存するため、別途通知します。
37	募集要項	25	IV	4	(2)	④	ウ		プレゼンテーション等の実施	プレゼンテーションとヒアリングは一体のものでしょうか。	ご理解のとおりです。
38	募集要項	25	IV	4	(2)	④	ウ		プレゼンテーション等の実施	プレゼンテーションについては、各者条件が公平となるよう、提出した提案書のみで説明するように制限していただけないでしょうか。	ご指摘のとおり、プレゼンテーションされる内容は、提出のあった第一次審査提案審査書類に記載の内容に限ります。
39	募集要項	25	IV	4	(2)	⑥			競争的対話	競争的対話は複数回実施することを予定されているとのことですが、現時点で何回の実施を予定しているのでしょうか。現時点の予定で構いませんので、ご教示いただけないでしょうか。3回程度の実施は必要と考えております。	最低3回は実施する予定です。
40	募集要項	25	IV	4	(2)	⑥			競争的対話	競争的対話の回数ほどの程度となるか？少なくとも3回の実施をお願いしたい。	最低3回は実施する予定です。
41	募集要項	25	IV	4	(2)	⑥			競争的対話	競争的対話の回数ほどの程度を想定しているでしょうか。 他のコンセッションの経験からも3回以上を望みます。	最低3回は実施する予定です。

募集要項等（参加資格関係以外）に関する質問に対する回答

No	資料名	該当箇所							質問・意見	回答	
		頁	章	節	細節	項	目	細目			項目名
42	募集要項	26	IV	4	(2)	⑥			募集及び選定スケジュール	「競争的対話は、複数回実施することを予定しており」と記載がございますが、具体的に何回開催される予定でございますでしょうか。	最低3回は実施する予定です。
43	募集要項	26	IV	4	(2)	⑦	ウ		プレゼンテーション等の実施	当該プレゼンテーションには貴県の御指定の書式等は御座いますでしょうか。	書式等を設ける想定はありませんが、詳細は、別途通知します。
44	募集要項	28	V	2					系統連系の接続契約	「本事業では、再整備業務対象施設について、 <b>応募者</b> は、自らの費用と責任により、送配電事業者～接続契約を締結することとする」とあるが、ここで選定事業者ではなく応募者とあるのは、接続契約締結時期と基本協定締結時期との相関に特定の事情があるのか？ご教示の程、お願い申し上げます。	本事業においては、応募者に対し、FITに係る事業計画認定を確実に取得するための準備を求めているため、「応募者は」としています。
45	募集要項	28	V	3					FIT制度の申請	事業計画認定については、第一次審査通過以降に事前相談をすることができるかと記載されておりますが、ダム管理主任技術者、ダム水路主任技術者、電気主任技術者や河川内工事等につきましても法令等を遵守しているか関係箇所に説明を求めたうえで貴県にご提案したいと考えております。従いまして、第一次審査通過以降の中国四国産業保安監督部や整備局、河川事務所等への事前相談をさせていただきますでしょうか。	河川法に関する申請者は県となることから関係機関との協議は県が調整しますので、事前相談が必要な内容を競争的対話で申し出てください。
46	募集要項	28	V	3					FIT制度の申請	事業計画認定については、第一次審査通過以降に事前相談をすることができるかと記載されておりますが、仮設備や工事用道路、資機材の仮置き場など、再整備工事に必要な土地について、一次審査以降に地権者と事前協議は可能ですか？	応募者ごとに、地権者への接触した場合、混乱の発生が懸念されることから、県が一定の調整を行う必要があると考えていますので、競争的対話で地権者への事前協議すべき内容を申し出てください。
47	募集要項	30	VI	2					財政上及び金融上の支援に関する事項	「これらの支援を事業者が受けることができるように可能な範囲で協力する」とは具体的にどのような支援に対して、どのような協力を県が行うのかを御提示ください。	事業者が受ける支援に応じた判断とさせていただきます。



募集要項等（参加資格関係以外）に関する質問に対する回答

No	資料名	該当箇所							質問・意見	回答	
		頁	章	節	細節	項	目	細目			項目名
48	要求水準書	1	II	1					事業の目的	コンセッション方式の導入により、官民の適切なリスク分担を行い、・・・とありますが、一次提案以後に発覚したリスクについては競争的対話等で協議可能でしょうか？教示の程、お願い申し上げます。	開示資料を始め、既に応募者に提供済みの情報からは、判断困難と考えられるリスクが一次提案後に明らかになった場合については、ご理解のとおりです。
49	要求水準書	6	II	3					事業期間	解体新設対象施設の再整備業務の期間については、「小鹿第一発電所の再整備完了の翌日以降」とあるが中津ダム取水設備上部の工事となることから安全上発電所を運転することは困難と考える。（水路への機器資材の流入等）そのため、再整備完了を小鹿第一（発）と同一とし、「完了までの貴県で実施する運営維持に支障がないように等」にさせていただけないでしょうか。（小鹿第一発電所の再整備完了日とは、発電所の運転開始日と同一日と認識しております。）	解体新設対象施設の業務期間は、ダムの水位観測等、河川法に規定する義務を継ぎ目無く遂行できるよう求めた要件であり、変更は考えていません。なお、事業者の運営維持業務の開始の日は基本契約書案別紙2の脚注4のとおり再整備業務完了の日の翌日です。
50	要求水準書	7	III	1	(1)				運営権設定対象施設	中津ダム及び茗荷谷ダムの取水設備が破損した場合、取水停止による発電量減少が考えられます。しかし、両ダムの取水設備は損傷した場合に改修・補修することが困難であり、取水設備損壊が原因で、発電量が減少した場合の損失負担について協議に応じていただけないでしょうか。	特定事業契約書（案）で定めたとおりのリスク分担とします。
51	要求水準書	8	III	1	(2)				運営権設定対象施設以外の関連施設等	本事業における運営権設定対象施設以外の関連施設として「監視制御システム」が設定されていますが、その設定範囲（定義）について具体的に教えていただけないでしょうか。 例えば、発電所やダムを監視制御するための機器のみを「監視制御システム」として設定されるのでしょうか。それとも、遠隔からゲートを操作可能な機器等も含まれるのでしょうか。	「監視制御システム」は、設備の監視・制御に関するシステム全体を指します。従って、遠隔からの取水口ゲート等の操作用機器についても含まれます。

募集要項等（参加資格関係以外）に関する質問に対する回答

No	資料名	該当箇所							質問・意見	回答	
		頁	章	節	細節	項	目	細目			項目名
52	要求水準書	11	IV	1	(1)				FIT 認定の取得	本項において FIT 認定の取得が事業条件とされており、他方、募集要項 (P29, 4、売電先に対する制約) では小売電気事業者等への売買を妨げないことあり、FIT 制度を適用しないとした場合、県内小売電気事業者が電力を販売した場合、1) 事業者選定において、「県内事業者への参画」と「地域経済発展のための方針」双方の評点にプラスの影響があるとの理解で良いでしょうか、また、2) FIT 制度を適用しないことから、要求水準書 P22. V. 1. で求められる FIT 適用の更新等を行わなくとも、事業者選定において「再整備に関する基本方針」での評価には影響がない（下がらない）との理解で良いでしょうか。	FIT 制度の適用は必須です。なお、「小売電気事業者等への売買」は、再エネ特措法第 17 条第 1 項第 2 号に基づく電気供給を前提としています。
53	要求水準書	13	IV	1	(4)	①			河川法に係る責任の所在と役割分担	洪水調節、渇水調整以外で流量調整に関する利害関係者への対応 (ex: 漁協への協力放流・発電制約等) はあるか? 教示の程、お願い申し上げます	河川法に基づく流量調整は要求水準書第 IV 章 1 (4) 記載のとおりです。なお、河川法以外の流量調整については、要求水準書第 VI 章 3 記載のとおりです。
54	要求水準書	13	IV	1	(4)	②			ダム操作規程の遵守	ダムに係る業務は本項に規定の通り、県が策定した規程に基づき業務を行うもので、事業者が規定を策定する必要はないとの理解で良いでしょうか	ご理解のとおりです。
55	要求水準書	13	IV	1	(4)	③			水利権に関する業務で生じる費用	水利権に関する業務等の内容が不明ですので主な業務を明示下さい。	河川法に基づき必要な添付資料の作成になり、開示資料 No204 にある小鹿第一発電所の水利権取得にかかる許可申請書添付資料等に準じる資料作成を想定しています。
56	要求水準書	13	IV	1	(4)	③			水利権に関する業務で生じる費用	水利権は鳥取県が有する権利であることから、鳥取県側で発生する業務等があるものと思料します。その場合、鳥取県側で発生する費用は鳥取現の負担との理解で良いでしょうか。水利権に対する対価や更新料を事業者が負担する場合はその金額を事前に明示下さい。	費用負担については基本契約書案第 5 条及び第 19 条をご確認ください。

募集要項等（参加資格関係以外）に関する質問に対する回答

No	資料名	該当箇所							質問・意見	回答	
		頁	章	節	細節	項	目	細目			項目名
57	要求水準書	13	IV	1	(4)	③			水利権に係る法令・規程の遵守等	小鹿第一，小鹿第二，日野川第一発電所は，事業者が工事着手するまでの間は貴県で運営維持を行うこととなりますが，貴県が許可を取得している水利使用規則及び取水規程等に記載された事項を遵守しており，各取水設備における最大取水量及び取水制限流量の規定を厳守した構造で貴県から事業者を引き継がれるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
58	要求水準書	14	IV	1	(5)				特定多目的ダム法に係る責任の所在と役割分担	菅沢ダムについて、県が特定多目的ダム法に基づくダム使用者、かつ河川法に基づく水利使用者であり、公共施設等運営権設定後も引き続きこれらの権利等は県が保有するとありますが、下記についてご教示下さい。  (1) 国に対する維持管理費県負担は発生していませんでしょうか。 (2) (1)が発生している場合、国に対する維持管理費県負担は引き続き貴県で支払を継続する理解でよろしいでしょうか。 (3) (1)が発生している場合、同費用の年額をご教示下さい。	維持管理費負担金は、基本契約書案第5条のとおり本事業実施後も引き続き県が負担します。  4, 066千円/年（平成30年度実績）
59	要求水準書	14	IV	1	(5)				特定多目的ダム法に係る責任の所在と役割分担	過去の「渇水調整会議」に基づき減電が生ずる場合、県で補償していただけますか。	発電量の変動に係る負担者は、基本契約書案第46条の規定のとおり整理していることに加え、減電を生じさせるような、過去の「渇水調整会議」合意、議論は存在しないことから、補償は考えていません。
60	要求水準書	15	IV	1	(8)				事業遂行に必要な資料の提供	本項に規定される、「本事業を実施するために必要となる資料」について、事業開始までではなく、一次審査終了後に一次審査通過者に対して開示いただくことは可能でしょうか？ご教示の程、お願い申し上げます。	優先交渉権者の選定までにおいて開示する予定はありません。

募集要項等（参加資格関係以外）に関する質問に対する回答

No	資料名	該当箇所							質問・意見	回答	
		頁	章	節	細節	項	目	細目			項目名
61	要求水準書	15	IV	1	(8)				事業遂行に必要な資料の提供	過去に観測した流量資料や貯水池運用に必要なとなる推移資料等については、提案書における検討においても必要な資料です。したがって、現段階で守秘義務対象資料として開示していただけないでしょうか。	現に開示対象としているもの以上のものを追加する考えはありません。
62	要求水準書	16	IV	3	(3)				環境対策の実施	環境・景観対応において、環境は「第2次鳥取県環境基本計画」（平成23年度制定）に準じることとなりますが、景観については明確な基準がないので事業者任せにお願いすることにより、教示の程、お願い申し上げます。	ご理解のとおりです。ただし、関係する法令については遵守ください。
63	要求水準書	17	IV	3	(4)				土砂災害防止対応	本施設の周辺には土砂災害警戒区域等に指定されている箇所があります。災害対策を実施する際に、本施設近隣の地権者等の協力が得られず、十分な対策が実施できないまま災害が発生した場合、県にてその損害（復旧費用、増加費用）を負担いただける理解でよろしいですか。	基本契約書（案）第5条2項の規定のとおり、事業者の負担となります。
64	要求水準書	17	IV	3	(4)				土砂災害防止対応	土砂災害警戒区域・特別警戒区域に指定されていない箇所に、建築設備を設置した場合、土砂災害による被災について瑕疵責任は問われない認識でよろしいか？教示の程、お願い申し上げます。	不可抗力に該当する場合、基本契約書案第43条により対応することとなります。
65	要求水準書	17	IV	3	(4)				土砂災害防止対応	本事業の対象区域は『土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律』におけるイエロー、レッドに該当する区域ですが、県として今後災害対応計画はございますでしょうか。あるのであればご教示いただけますでしょうか。	運営権設定対象施設に対する災害対策計画の策定予定はありません。
66	要求水準書	22	V	1					施設性能に関する要求事項	「更新」、「改修」、「補修」についての定義は、要求水準書における、FIT制度に係わる再整備業務のみでの定義でしょうか。あるいは、募集要項全体に共通する定義でしょうか。後者の場合、「更新」には資産価値の増加の概念が含まれないように理解されます。用語定義の明確化をお願い致します。	「更新」、「改修」、「補修」は電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法において使用される用語であり、募集要項全体に共通する用語です。なお、「更新」は、再整備業務において用いている用語であり、資産価値の増加の概念が含まれます。

募集要項等（参加資格関係以外）に関する質問に対する回答

No	資料名	該当箇所							質問・意見	回答	
		頁	章	節	細節	項	目	細目			項目名
67	要求水準書	22	V	1	(1)				FIT 制度新設区分認定に関連する要求事項	更新範囲についてはFIT 認定条件（新設区分）に該当する条件【①取水設備の更新、②導水設備（最大出力によって定められている改修必要延長分の更新、③水圧管路の更新、④水車発電機およびその他電気設備の更新】を満足させるという認識で良いか？教示の程、お願い申し上げます。	最低限の要求水準として求めている点ではご理解のとおりです。
68	要求水準書	22	V	1	(1)	①	ア	(ウ)	中津ダム	再整備業務期間中、中津ダムに関する貴県が行う業務に必要となるダム水路主任技術者は貴県が選任するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
69	要求水準書	23	V	1	(4)	①	ウ		導水路	小原川導水路の改修に関して「平成 30 年度日野川第一発電所リニューアル概略検討業務委託報告書平成 31 年 2 月」において施工計画および仮設計画が示されており、ダム湖内には出水期に工作物を設置できないとされていますが、工作物の種類、形状によっては出水期に継続して工作物を設置することについて競争的対話の期間に管理者と協議できると考えてよろしいでしょうか。	提案に際して河川管理者への協議が必要であれば、その調整は県が行いますので、競争的対話時に申し出てください。
70	要求水準書	23	V	1	(4)	①	ウ		導水路	小原川導水路の改修に関して、出水期として工作物を設置が制限されるのは6月10日～10月20日と考えるとよろしいでしょうか。	出水期に該当するか否かに関わらず、河川内の工作物設置は河川管理者との要協議事項であり、提案に際して協議が必要であれば、その調整は県が行いますので、競争的対話時に申し出てください。
71	要求水準書	23	V	1	(4)	①	ウ		導水路	小原川導水路への注水口側からの進入に関して、国道の西側に立坑を設置するとされていますが、この付近の国道及びその周辺の構造物、地形、敷地境界等の詳細を把握できる資料を示していただけませんか。	開示済みの資料の他に開示可能な資料はありません。

募集要項等（参加資格関係以外）に関する質問に対する回答

No	資料名	該当箇所							質問・意見	回答	
		頁	章	節	細節	項	目	細目			項目名
72	要求水準書	23	V	1	(4)	①	ウ		導水路	小原川導水路の改修に関して「平成30年度日野川第一発電所リニューアル概略検討業務委託報告書平成31年2月」において施工計画および仮設計画が示されており、ダム湖内には出水期に導水路施工のための工作物を設置できないため国道の西側に立坑を設置するとされています。導水路改修工事を円滑に行うためには立坑及び周辺仮設ヤードを確保するために国道横の法面及び周辺地の相当規模の切り盛りによる造成または構台等が必要と考えられますが、どの程度の規模の仮設を想定されているのでしょうか。また、造成地の復旧に関してどのように考えればよろしいのでしょうか。	施工に関する事項は、応募者ごとに考え方、方法が異なることから、それぞれでご検討ください。
73	要求水準書	23	V	1	(4)	①	ウ		導水路	小原川導水路への注水口側からの進入に関して、新設する立坑周辺に十分な仮設ヤードが確保できない場合、国道を一部使用して資機材投入等の作業を行いたいと考えますが、注水口付近の国道を長期間作業時規制ができると考えてよろしいのでしょうか。	国道の使用・占有に関しては一次選定結果通知後にそれぞれで道路管理者と協議ください。
74	要求水準書	25	V	1	(1)	②			電気・機械設備	実施方針に関する質問・意見に関する回答での具体的な承認事項では、「国内法に適合および部品調達等管理に支障がないこと」となっていますが原文では、国内法の適合としか読み取れません。部品調達等管理とは、具体的にどのような条件で貴県として判断されるのでしょうか。（国内でも同等の部品調達可能等）	部品調達等管理については、例えば、故障等による部品交換時に、国内・海外問わず同等の品質・性能を有する製品の調達が困難でないこと等により判断します。

募集要項等（参加資格関係以外）に関する質問に対する回答

No	資料名	該当箇所							質問・意見	回答	
		頁	章	節	細節	項	目	細目			項目名
75	要求水準書	26	V	1	(1)	②	ア	(イ)	水車	「水利使用規則に適合した発電が可能なものとする。」とありますが、2019年3月20日付の「鳥取県営水力発電所再整備・運営等事業実施方針に関する質問・意見及び回答」において、「日野川第一発電所の水利使用量の変更は考えていません。」と回答いただきました。一方、同質問・意見及び回答のNo. 650では「日野川第一発電所の最大取水量の変更に関して競争的対話で調整するもの」と回答いただいております。取水量変更の可能性について言及しているものと理解しましたが、相違ないでしょうか。 第一次提案審査書類【様式A-5】にて目標発電量を記載する必要があるため、発電量を検討するうえで取水量変更の可否について確認させていただきました。	日野川第一発電所の最大使用水量の変更については、競争的対話において調整するものとします。
76	要求水準書	27	V	1	(2)				更新、改修、又は補修必要な施設等に関する要求事項	各発電所にて更新、改修、又は補修が必要な施設等について要求水準書にて記載されているが、これらの実施は事業者が現地確認及び調査を行った上で最終判断するという事で良いか？教示の程、お願い申し上げます。	ご理解のとおりです。
77	要求水準書	28	V	1	(2)	①	イ		中津ダム放流警報装置	中津ダム放流警報は、要求事項に従い整備することと記載がありますが、「中津ダム放流警報装置更新工事 実施設計業務」により選定された設置候補予定地については、県が確保されるという認識でよろしいでしょうか。	県が開示した実施設計で示す予定地についてはご理解のとおりです。

募集要項等（参加資格関係以外）に関する質問に対する回答

No	資料名	該当箇所							質問・意見	回答	
		頁	章	節	細節	項	目	細目			項目名
78	要求水準書	29	V	1	(2)	①	ウ		取水設備等に対する要求事項	本項から P32②イ（ウ）までの各設備に対する要求事項として、いずれも「更新、改修又は補修を行うこと」と複数の要求レベルが列挙されております。要求水準は必ず満たす必要があると考えますので、齟齬が生じない様、それぞれの設備に対する最低限の要求はそれぞれ、「更新、改修、補修」の何れとなるかを改めてお示しください。なお、P22、V、1の通り「この要求は県が求める最低限のもの」とする一方で、「この範囲を超える提案、計画を妨げるものではない」ことは理解しております。	各設備をどのように「更新、改修、補修」するかは応募者にてご提案ください。
79	要求水準書	29	V	1	(2)	①	エ	(ア)	幹線隧道水路橋	本項目の項目名である「幹線隧道水路橋」という文言を他の資料で確認できません。ここで示す「幹線導水路に位置する水路橋のドレーンバルブ」はその他の資料で示す沈砂池の「土砂吐きゲート」もしくは「排砂ゲート」と考えてよろしいでしょうか。もし、これに該当しないのであれば対象施設の場所、詳細について資料についてご教示ください。	「幹線隧道水路橋」は、開示資料「09. 図面 901. 小鹿第一発電所 PDF 01_小鹿第一発電所」の「幹線導水路 水管橋構造図」に記載の構造物に当たり、幹線隧道が竹田谷川を横断する箇所に設置された鋼管構造の水路橋となります。
80	要求水準書	31	V	1	(2)	②	ア		導水路	遠隔で操作可能とはどこからの遠隔操作を指していますでしょうか。例えば、管理事務所と監視する事務所が別の場所にある場合、両方から遠隔操作できる状態にする必要がありますでしょうか。	事業者が制水門を安全に開閉操作可能な場所から、遠隔操作を行ってください。
81	要求水準書	33	V	1	(2)	③	ア		取水設備	推奨される簡易式表面取水設備の耐用年数、実績の内容（場所、目的、効果など）を開示願います。	表層取水設備については広島県の高暮ダムで設置された事例があります。耐用年数については応募者で判断ください。
82	要求水準書	33	V	1	(2)	③	ア		取水設備	推奨される簡易式表面取水設備の効果が得られない場合のリスクは事業者負担ですか。その場合、従来と同様の取水制限を行う義務が発生しますか。もしくは、同取水設備の設置により、効果が不十分でも水制限が解除されるのでしょうか。	概略検討報告の内容で実施した場合の冷水対策効果に関するリスクは県と考えていただいて結構です。なお、当該設備設置における取水運用の変更は未調整であり、制限の解除は確約できません。



募集要項等（参加資格関係以外）に関する質問に対する回答

No	資料名	該当箇所							質問・意見	回答	
		頁	章	節	細節	項	目	細目			項目名
83	要求水準書	33	V	1	(2)	③	ア		取水設備	参考に開示された簡易式表面取水設備の5.1億円を本コンセッションの一律条件とし、競争的対話および契約後の設計協議において方式を再検討し、変更対象とさせて頂くことは出来ませんか。	県は要求水準書に記載した表層取水設備以外の方法でも県をはじめ関係者の承諾を得た上で、より効果的で効率的な方法があれば、応募者の提案を妨げません。このため、表層取水設備を一律の条件とすることはしません。
84	要求水準書	33	V	1	(2)	③	ア	(ア)	表層取水設備	菅沢ダム表面取水設備をダム湖内に設置することを含め、日野川第一発電所の改修工事検討にあたり、県がこれまで国交省と調整してきた事項や国交省から了解が得られている内容、了解が得られていない内容を開示いただきたい。	表層取水設備の設置についてのダム管理者との協議内容については、一次審査通過者へ開示します。
85	要求水準書	33	V	1	(2)	③	ア	(ア)	表層取水設備	菅沢ダム内に設置する表面取水設備の施工のために必要な仮設ヤードの位置について「平成30年度日野川第一発電所リニューアル概略検討業務委託報告書 平成31年2月」においておおよその場所が示してありますが、それぞれの場所の地形及び進入路等の詳細がわかる資料を示していただけないでしょうか。	施工に関する事項は、応募者毎で考え方、方法が異なることから、応募者でご確認頂くようお願いいたします。
86	要求水準書	33	V	1	(2)	③	ア	(ア)	表層取水設備	菅沢ダム内に設置する表面取水設備の施工のために必要な仮設ヤードについて「平成30年度日野川第一発電所リニューアル概略検討業務委託報告書 平成31年2月」に示してありますが、運用水位とはどういった高さになりますか。ご教示願います。	菅沢ダム貯水池の運用水位は、最高水位HWL. 388.000m、最低水位LWL. 353.100mとなります。
87	要求水準書	33	V	1	(2)	③	ア	(ア)	表層取水設備	菅沢ダム内に設置する表面取水設備の施工のために必要な仮設ヤードについては県で確保していただけと考えてよろしいですか。また、作業ヤードから湖面への資材の荷下ろしは特別な仮設備を設置せずとも容易に行える状況にあると考えてよろしいですか。ご教示願います。その他ヤードの使用の関する条件があればご教示願います。	表層取水設備施工における仮設・作業ヤードは応募者ごとにその施工方法が異なることからそれぞれで確保してください。また、作業ヤードからの資機材の搬入方法、ヤードの使用条件についても同様に応募者でご検討ください。

募集要項等（参加資格関係以外）に関する質問に対する回答

No	資料名	該当箇所							質問・意見	回答	
		頁	章	節	細節	項	目	細目			
88	要求水準書	33	V	1	(2)	③	ア	(ア)	表層取水設備	菅沢ダム内に設置する表面取水設備の施工のために必要な仮設ヤードについては、国道から作業ヤードへの工事用道路は特別な仮設備を設置せずとも最大 100 t クレーン等の資機材を容易に搬入できる状況にあると考えてよろしいですか。ご教示願います。	仮設・作業ヤードからの資機材の搬入等、施工に関わる事項は現地状況を考慮して応募者でご検討ください。
89	要求水準書	33	V	1	(2)	③	ア	(ア)	表層取水設備	菅沢ダム内に設置する表面取水設備のアンカー基礎およびワイヤー取付のため、周辺の道路および基礎設置箇所付近に一定の広さの作業ヤードが必要となりますが、必要なヤードは確保していただけると考えてよろしいですか。ご教示願います。	施工に関わる仮設・作業ヤードは事業者において確保ください。
90	要求水準書	35	V	2	(2)	②			設計図書等の提出	設計図書等の提出は、全て同時で提出する必要がありますでしょうか。河川法のうち水利使用の変更に係る許可には河川管理者に申請後、約半年程度の期間を要すると考えております。また、FIT認定の取得日の翌日から2年以内の既存発電設備の廃止が必要です。従い、設計図書等のうち河川法に関する許認可申請図書を優先して貴県に提出させていただき、許認可申請図書を貴県が承諾後、貴県から河川管理者に申請していただきたいと考えます。	ご理解のとおり、設計図書等の提出は全て同時に提出する必要はなく、手続を進めるため適宜提出していただく想定です。
91	要求水準書	35	V	3	(1)	②			建設副産物等の取扱い	実施方針等に関する質問・意見に対する回答で、建築副産物等の取扱いについて、『アスベストの含有調査は行っていません。』、『新たにアスベストの含有が確認された場合は事業者にて処理費用を負担』とご回答がありましたが、調査未実施の建築物のアスベストのリスクすべてを事業者が負うのは負担が大きすぎると考えます。アスベストの含有が確認された場合は県と協議をすることにしていただけませんか。	アスベストの含有が確認された場合は、事業者の費用により適切に処理ください。

募集要項等（参加資格関係以外）に関する質問に対する回答

No	資料名	該当箇所							質問・意見	回答	
		頁	章	節	細節	項	目	細目			項目名
92	要求水準書	35	V	3	(1)	②			建設副産物等の取扱い	「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法に基づき県において処理することとされているものは、県で処理を行う」と記載がございますが、費用負担に関しては、事業者と県のいずれとなりますでしょうか。	費用負担は県です。
93	要求水準書	36	V	3	(2)	①			工事の開始	設計図書とは、施設規模、設備配置、更新、改修又は補修に係る検討、各設備の構造検討、仮設備計画、設備容量の検討、設計計算、工程計画、その他必要な設計に加え設計図面が添付された図書という認識でよろしいでしょうか。	モニタリング基本計画書表2-3の記載のとおり調査・設計に係る成果物一式です。
94	要求水準書	36	V	3	(2)	③			濁水対策	河川への濁水流出の恐れのある業務について、事業者が施工時期、工法等を資料にとりまとめ、関連漁業対策協議会に県を通じて情報提供を行うことから、漁業関係者との協議および調整は貴県、事業者の2者で行うという認識でよろしいでしょうか。	河川への濁水流出の恐れのある業務に関しては要求水準書に記載のとおりです。なお、事業者が要求水準以上の対応を行うことについて、県はこれを妨げません。
95	要求水準書	37	V	3	(2)	⑤			小鹿第一発電所、小鹿第二発電所及び日野川第一発電所の引継	更新工事着手の6カ月前までに工事着手日を確定し、貴県に報告するということですが、事業者から貴県に設計図書を提出後、承諾いただくまでの期間の目安をご教示いただけますでしょうか。	概ね1ヶ月を想定ください。
96	要求水準書	37	V	3	(2)	⑥			近隣調整及び準備作業	着工に先立ち行う準備作業とは、具体的にどのような作業を指すのでしょうか。更新工事に該当しない範囲での作業という認識でよろしいでしょうか。	着工に先立ち行う準備作業とは、資機材の手配、各種許認可申請等、通常工事着手に際して行う準備作業を指します。
97	要求水準書	40	VI	1	(2)	①			監視制御システム	監視制御システムについては事業者側で整備すると理解しておりますが、春米発電所および茗荷谷ダムに設置済みの貴県専用の遠隔監視制御装置の取扱いについてご教授ください。（事業者側で撤去、残置、貴県で撤去・費用負担）	既存の監視制御システムの取扱いについては競争的対話の中で調整するものとします。
98	要求水準書	40	VI	1	(2)	①			監視制御システム	本事業に係わる、東部事務所の監視システムの改修（4発電所切離し）については、貴県で実施する（費用も含めて）理解でよろしいですか。	ご理解のとおりです。

募集要項等（参加資格関係以外）に関する質問に対する回答

No	資料名	該当箇所							質問・意見	回答	
		頁	章	節	細節	項	目	細目			項目名
99	要求水準書	40	IV	1	(2)	①	ア		安全性の確保	ダムの遠隔制御機能を整備する場合、その操作のためのシステムの回線は専用回線とすることとあるが、貴県の専用回線の利用は可能か？教示の程、お願い申し上げます。	県はダムの遠隔制御専用回線を保有していません。
100	要求水準書	40	IV	1	(2)	①	ア		安全性の確保	貴県の専用回線利用が不可の場合、民間事業者が提供する専用回線サービスを利用することを考えているが、セキュリティ等の安全対策は、サービス提供会社の対策範囲内となるため、これ以上は要求されない認識でよいか？教示の程、お願い申し上げます。	セキュリティ等の安全対策は関係官庁と必要な調整を行った上で事業者で確保ください。
101	要求水準書	40	IV	1	(2)	①	ア		安全性の確保	停電や災害等で長時間操作不能となることがないよう適切な安全対策を講じることとあるが、現在の県の安全対策（予備発電の設置により72時間は稼働可能）と同等な対策を講じる認識でよいか？教示の程、お願い申し上げます。	バックアップ電源の稼働時間について県に準じることを特に求める要求ではなく、電源喪失時の対応等を踏まえ、合理的な安全対策が講じられていれば要求水準に適合するものと判断します。
102	要求水準書	40	VI	1	(2)	①	ア		安全性の確保	ダムの遠隔制御機能を整備する場合、その操作のためのシステム回線は専用回線とする と記載がありますが、「専用回線」の定義について具体的に教えていただけないでしょうか。 例えば、事業者等が独自で保有（借用）し、他者が自由に利用できない環境の回線をいうのでしょうか。	「専用回線」とは他者が自由に利用、接続できない環境の回線を指します。
103	要求水準書	40	VI	1	(2)	①	ウ		非常用電源等の整備	無停電電源装置とは、停電時に監視制御を行うことができる電源構成および設備構成とする理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
104	要求水準書	40	VI	1	(2)	①	ウ		非常用電源等の整備	無停電電源装置又は非常用電源を設置するとありますが発電所、ダムおよび制御所全てが対象という理解でよろしいでしょうか。	要求水準書に記載のとおり、安全性の確保を満たすよう必要な施設に配置するよう応募者でご検討ください。

募集要項等（参加資格関係以外）に関する質問に対する回答

No	資料名	該当箇所							質問・意見	回答	
		頁	章	節	細節	項	目	細目			項目名
105	要求水準書	40	VI	1	(2)	①	ウ		非常用電源等の整備	現在県が設置している茗荷谷ダム管理所および中津ダム管理所の非常用電源や無停電電源装置の①設置台数、②設備諸元等について教えていただけないでしょうか。	茗荷谷ダム及び中津ダムに設置されている非常用電源及び無停電電源装置の台数、諸元等については一次審査通過者を対象に開示します。
106	要求水準書	40	VI	1	(2)	②			管理事務所	『本事業用地内に管理事務所、その他運営維持に使用する建物等を設置することを妨げるものではない』とありますが、その際、借地料等は生じますでしょうか。生じる場合、借地料等はいくらになりますでしょうか。ご教授をお願いいたします。	本事業用地内に管理事務所等設置する場合、借地料は不要です。
107	要求水準書	40	VI	1	(2)	②			管理事務所	管理事務所の設置条件として、例えばダムへの到達時間等の条件はありますでしょうか。	ダムへの到達時間については関係法令、監督官庁からの通達等をご確認ください。
108	要求水準書	41	VI	1	(3)	①			業務終了時の引継業務	事業者が本事業を開始するにあたり、鳥取県から事業者への引継ぎは予定されていないように見受けられます。安全、確実な事業運営を行うため、本事業開始に際して鳥取県から事業者への引継ぎを行うようご検討願います。	競争的対話において調整するものとします。
109	要求水準書	41	VI	1	(3)	②			業務終了時の状態	事業終了後2年間、通常管理・運営を行えば、とあります。万が一、不具合が生じた場合、県が通常管理・運営を行っていたという証明は、県自らの負担により立証されるという理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
110	要求水準書	43	VI	2	(3)	①			記録・報告	「報告を県及び監督官庁、一般送配電事業者へ行うこと」とありますが、河川法上のダムに該当しない三朝調整池については監督官庁である国土交通省への報告は不要という理解で良いでしょうか。	三朝調整池については流路を形成する工作物に該当し、河川法、水利使用規則、取水規程等に基づく報告が求められます。
111	要求水準書	43	VI	2	(3)	①			記録・報告	表-21 にあります貯水池堆砂状況、ダム漏水状況について、過去の記録を公表頂けますでしょうか。	一次審査通過者を対象に開示します。

募集要項等（参加資格関係以外）に関する質問に対する回答

No	資料名	該当箇所							質問・意見	回答	
		頁	章	節	細節	項	目	細目			項目名
112	要求水準書	43	VI	2	(3)	②			施設設備台帳	施設設備台帳には更新投資も含めて記載するものと理解します。次項③更新投資保全台帳との違いをご教示ください。	「施設設備台帳」は、更新投資を含めて記載するものではなく、開示資料「発電所水力設備」と同等の書類を指します。「更新投資保全台帳」は、要求水準書 VI. 3. (2)①「設備の更新投資」に規定する更新投資（更新投資計画書に基づき実施する更新投資及び県の了解のうえ実施する更新投資）の工事や修繕工事等の実績を記録する書類で、維持管理の状況や施設の変更履歴を記録するためのものです。
113	要求水準書	43	VI	2	(3)	②			施設設備台帳	更新保全第表には故障履歴も記載するのでしょうか。故障時に補修、更新を行った内容のみではなく、故障の内容まで記載が必要かの確認です。	更新投資保全台帳には、故障履歴も記載してください。
114	要求水準書	44	VI	2	(4)	④			住民対応	地域住民等からの苦情や要望について、事業者の費用と責任で対応するとありますが、これは運営事業に関する苦情や要望の場合であって、PFI 事業そのものの実施に対する苦情等は、県が責任をもって対応するという理解でよろしいでしょうか。	地域住民等からの苦情や要望のうち、県が対応すべき事項については県が対応します。
115	要求水準書	45	VI	3	(2)	①			設備の更新投資	運営権設定対象施設に対して更新投資を行った場合、更新投資部分の所有権は事業者に帰属と御座いますが、運営権設定対象施設は貴県に所有権があり、更新投資を行った場合、附合することが想定され所有権は貴県に帰属するものと認識しておりますが如何でしょうか。	原文のとおりとします。
116	要求水準書	45	VI	3	(2)	①			設備の更新投資	運営権設定対象施設と更新投資部分の所有権を分けた場合、当該箇所には鳥取県からの指示は及ばないものと考えられます。また、資金調達との関係上、他社所有と一体でなければ機能を発揮できない状態の設備は受入れないと想定します。所有権を一体とする必要性につきご検討願います。	原文のとおりとします。

募集要項等（参加資格関係以外）に関する質問に対する回答

No	資料名	該当箇所							質問・意見	回答	
		頁	章	節	細節	項	目	細目			項目名
117	要求水準書	45	VI	3	(2)	①			設備の更新投資	運営権設定対象施設のうち更新投資をした部分の所有権は事業者に帰属するとあるが、この部分の事業期間終了後の取り扱いを確認させていただきたい。	実施契約書（案）第11条をご確認ください。
118	要求水準書	45	VI	3	(2)	①			設備の更新投資	「更新投資部分の所有権は事業者へ帰属・・・」と変更になっていますが投資部分の所有は全て事業者とし、関係する固定資産税等の負担も所有者で実施する理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
119	要求水準書	45	VI	3	(2)	①			設備の更新投資	”更新投資とは、運営維持期間中に運営権設定対象施設に生じる劣化、不具合を解消するための工事等で、資本的支出（使用可能期間の延長又は価格の増加を伴う支出をいう。）又は資産価値の増加を伴うものをいう。”と定義され、”事業者が再整備業務とは別に運営維持業務期間中に運営権設定対象施設の更新投資を行った場合、更新投資部分の所有権は事業者に帰属するものとする。”とありますが、価値の増加を伴わない資本的支出に当たる更新の場合も民間所有となり、実施期間終了時点での未償却残高の買取り対象となるのでしょうか。	資本的支出に当たる場合は買取り対象と考えられますが、具体的な更新投資の内容も踏まえて県が事前了承を行うものとします。
120	要求水準書	45	VI	3	(2)	①			設備の更新投資	更新投資計画書を県に提出し、県の承諾を得ることとあるが、当該計画書の中で県に対して確約するのは、実施する更新投資の内容についてでしょうか。それとも投資内容、実施時期、金額全て確約することになるのでしょうか。	投資内容、実施時期、金額すべてを示していただきたいと考えますが、都度の変更を妨げるものではありません。
121	要求水準書	45	VI	3	(2)	②			騒音、振動、排気ガス対策	着工前までには暗騒音値（実測値）の現在値を県より提示頂けるものと考えますが、現在値が規制値を上回っていないことを示す根拠資料を開示願います。	競争的対話において調整するものとします。

募集要項等（参加資格関係以外）に関する質問に対する回答

No	資料名	該当箇所							質問・意見	回答	
		頁	章	節	細節	項	目	細目			項目名
122	要求水準書	46	VI	3	(3)				事故・緊急時対応	県に報告する事象として、具体的にどのような事象が該当しますでしょうか。また、至近でこれに該当する事象はありましたでしょうか。	県に報告する事象としては人命に関わる事故、その他社会的な影響があると認める事故又は異常事態が発生したときです。 至近に発生した事象は一次審査通過者を対象に開示します。
123	要求水準書	46	VI	3	(3)				事故・緊急時対応	「～速やかに県に報告」とありますが報告の判断基準は事業者の判断でよろしいでしょうか。その他明確な基準があればご教授願います。（電事法に定める報告基準等）	報告の時期に関する質問との理解ですが、該当事案の発生を覚知した場合はまずは一報を直ちに県にいただく趣旨です。
124	要求水準書	47	VI	3	(4)	①			注意体制	記載される注意体制の条件に当てはまった場合、管理事務所に待機とありますが、ここでいう管理事務所とは基本契約書（案）P37に示すとおり、運営権設定対象施設とあるため、例えば管理事務所と別に置く、県外の運転監視所も含まれると理解してよろしいでしょうか。	「管理事務所」とは運営権設定対象施設の運営維持管理を行うために事業者が整備する運営権設定対象施設以外の関連施設で、県内に設置することを要求しております。県外に設置する施設は含まれません。
125	要求水準書	47	VI	3	(4)	①			注意体制	「事業者」は＝「ダム管理者」と捉えて宜しいでしょうか（後段 p.53 「(10) ⑤取水の制限」において、ダム管理者は事業者と独立しているように読めるため）。	本項で記載の「事業者」は中津ダム、茗荷谷ダムを管理する事業者を意味します。後段の P53 「(10) 菅沢ダムに関する業務」において記載する「ダム管理者」は菅沢ダムのダム管理者（国土交通省中国地方整備局）を意味します。
126	要求水準書	47	VI	3	(4)	②			警戒態勢	記載される注意体制の条件に当てはまった場合、管理事務所に待機とありますが、ここでいう管理事務所とは基本契約書（案）P38に示すとおり、運営権設定対象施設とあるため、例えば管理事務所と別に置く、県外の運転監視所も含まれると理解してよろしいでしょうか。	「管理事務所」は、県内設置を要求しており、県外の運転監視所は含まれません。
127	要求水準書	47	VI	3	(4)				異常気象・災害発生時の対応	地震発生時の対応は震度により対応の要否が分かれております。その判断の基準となる地震発生個所につき明示されていないように思われます。記載がない場合、地震発生個所について明示をお願いします。	開示資料「鳥取県企業局管理ダム 地震発生対応マニュアル」をご確認ください。



募集要項等（参加資格関係以外）に関する質問に対する回答

No	資料名	該当箇所							質問・意見	回答	
		頁	章	節	細節	項	目	細目			項目名
128	要求水準書	49	VI	3	(7)	①			調達、管理	燃料、薬品等は事業者が自ら調達することとされています。事業終了時における県への引き渡し時の残燃料・薬剤などの引き渡しに係る考え方についてご教示ください。	県は、事業終了時における燃料、薬品等について、県が必要なものについて引き渡しを受けることを想定しておりますが、詳細については事業終了前に協議することとなります。
129	要求水準書	49	VI	3	(7)	①			調達、管理	春米発電所については、県から引き渡しを受ける際の燃料や薬品等は、どのような状態で引き渡されるのでしょうか。	引き渡し時の現状渡しとなります。
130	要求水準書	49	VI	3	(8)	①			管理主任技術者の配置	中津ダム及び茗荷谷ダムへは管理主任技術者を配置することとなっておりますが、こちらの人員はSPC所属者から派遣する必要がありますでしょうか。	有資格者については関係法令を遵守し適切に配置してください。
131	要求水準書	49	VI	3	(8)	②			県のダム操作規程に基づく業務	ダム放流を行う際には、通報関係機関にファクシミリで通知を行うとともに、電話で着信確認を行うことと記載がありますが、通知先の了解が得られればファクシミリや電話以外の装置（独自開発した通知装置）を使用しても問題ないでしょうか。	通信先の状況もあることから、従来どおり、ファクシミリとします。
132	要求水準書	49	VI	3	(8)	②			県のダム操作規程に基づく業務	ダムに係る業務は本節②県のダム操作規程に基づく業務に既定の通り、県が策定した規程に基づき業務を行うもので、事業者が規定を策定する必要はないとの理解で良いでしょうか	ご理解のとおりです。
133	要求水準書	50	VI	3	(8)	③			放流の際の巡回警告	中津ダムおよび茗荷谷ダムの巡回警告業務は、県の職員が実施しているのでしょうか。それとも、外部へ委託して実施しているのでしょうか。	県の職員が実施しています。
134	要求水準書	50	VI	3	(8)	⑥			ダム運用計画の策定	中津ダム貯水位（EL. m）の運用計画を開示いただけないでしょうか。	開示資料の「05. 運用・記録関連 509. 中津ダム運用計画」をご確認ください。
135	要求水準書	51	VI	3	(8)	⑧			洪水期の貯水池水位について	中津ダム及び茗荷谷ダムにおける事前放流の操作運用に係るルールはあるか？教示の程、お願い申し上げます。	ご質問の「事前放流」の意味を掴みかねますが、ダム操作規程の定め以外の洪水吐きからの放流操作は行っていません。

募集要項等（参加資格関係以外）に関する質問に対する回答

No	資料名	該当箇所							質問・意見	回答	
		頁	章	節	細節	項	目	細目			項目名
136	要求水準書	51	VI	3	(8)	⑧			洪水期の貯水池水位について	「中津ダム、茗荷谷ダムは発電専用ダムであるため、貯水池内に洪水調整容量が確保されていない。一方で、県は、洪水期の出水に対して下流域への被害防止の観点から、大規模な降雨が予想される場合は、事前に発電により貯水池内の水位低下を行う運用を実施している。事業者は、近年の異常降雨を考慮の上、最新の気象情報に注意を払うとともに、事前に水位を低下させた貯水池運用を行う等、被害防止に努めること。」とあります。これは、要求水準書12頁のIV. 1. (4) ①他と合わせて読んだ場合、事業者がダム操作規程を遵守している限り、万一下流域に被害が及んだ際は、一義的には県が責任を負うが、事業者が被害防止に務めなかったことに相当の因果関係が認められる場合は、県が事業者に求償する、と理解されますが、よろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
137	要求水準書	51	VI	3	(9)				三朝調整池に関する業務	安全を確保する観点で余水吐の使用は真にやむを得ない場合に限られるとあるが、どのような状態を指しているか？教示の程、お願い申し上げます。	工事時など、一時的に余水吐の使用が避けられない場合のみを想定しています。
138	要求水準書	51	VI	3	(9)				三朝調整池に関する業務	余水吐の使用により、下流が被災した場合の瑕疵責任は事業者に求められない認識でよいか？教示の程、お願い申し上げます。	三朝調整池は河川法工作物に該当せず、基本契約書案第47条第4項は適用されず、同条第3項の規定に従い処理します。
139	要求水準書	51	VI	3	(9)				三朝調整池に関する業務	「余水吐の使用は真にやむを得ない場合に限られる。」とありますが、事業者の運用には過失がない状況で、施設再整備中あるいはその他の安全確保の理由からやむを得ず余水吐から越流した場合の損害については県が負担いただけるという理解でいいですか。	余水吐の使用により第三者に生じた損害で、事業者に帰責性がない場合については、基本契約書（案）第47条（損害賠償責任）第3項②により県が負担します。
140	要求水準書	53	VI	3	(10)	③			菅沢ダム運用計画の策定と遵守	他の3発電所（小鹿第一、小鹿第二、春米）も含め、下流の既得水利関係者との調整および合意事項がありましたらご教示いただけますでしょうか。	一次審査通過者に対し開示します。

募集要項等（参加資格関係以外）に関する質問に対する回答

No	資料名	該当箇所							質問・意見	回答	
		頁	章	節	細節	項	目	細目			項目名
141	要求水準書	53	VI	3	(11)				日野川第一発電所の運転について	低水温影響を軽減の記載について、表面取水設備の設置により、関係者の合意が得られた場合、基本とした運転パターンを見直すことができるという理解でよろしいでしょうか。(2m <sup>3</sup> /s 24時間運転)	ご理解のとおりです。
142	要求水準書	53	VI	3	(11)				日野川第一発電所の運転について	低水温影響を軽減するため、低使用水量・長時間運転を基本とした運転をすることとありますが、P.33にある表層取水設備の設置により低水温対策が行われた上で、更にこのような運転制約がある場合、二重の対策となり、運用の効率が下がります。表層取水設備を設けることで当該運用を解除することにつき、関係者の合意を得られるよう県のご協力を頂けるという理解で良いでしょうか。	関係者の合意を得るために県は必要な協力を行いますが、合意の獲得を確約するものではありません。
143	要求水準書	53	VI	3	(11)				日野川第一発電所の運転について	要求水準書 P.33 で示された表面取水設備の設置後に、漁協から制約（4月～7月の2m <sup>3</sup> /s、24時間運転）の解除の承諾が得られない場合は、貴県で減電分を補償はされるとの理解でよろしいでしょうか？	現行の運用実績をベースとして提案いただくことを前提としているため、補償は行いません。そもそも「減電」という捉え方が適切ではないと考えます。
144	要求水準書	53	VI	3	(11)				日野川第一発電所の運転について	所定の運用を厳守しているなかで魚類への影響が発生した場合、貴県に当該損害を負担していただくという理解で正しいでしょうか。	「所定の運用」の意図するところを把握しかねていますが、ご指摘のケースにおいて、県が損害を負担することは基本的にはありません。
145	要求水準書	53	VI	3	(11)				日野川第一発電所の運転について	「関係者」とは誰か、ご教示いただけますでしょうか。	本項で記載の関係者とは、漁業協同組合、ダム管理者、県等を指します。

募集要項等（参加資格関係以外）に関する質問に対する回答

No	資料名	該当箇所							質問・意見	回答	
		頁	章	節	細節	項	目	細目			項目名
146	要求水準書	51 52 53	VI	3	(10) (11)				菅沢ダムに関する業務	実施方針等に関する質問・意見に対する回答（平成31年3月20日）のNo808～810において、応募者の公平性について「募集要項等として公表予定の要求水準書に反映します。」とあり、要求水準書のP51～53への記載事項と理解いたしましたが、この内容を見る限りにおいては、応募者の公平性が確保されているように読み取ることが出来ませんでした。菅沢ダムの流入量をコントロールできる中国電力様と応募者の公平性が明確に確認できる資料を開示いただけないでしょうか。 (ex. 黒坂発電所停止に伴う菅沢ダム流入量の増加＝日野川第一発電所の発電電力量増加が計画できる等)	菅沢ダムの上流で取水する中国電力の発電所は河川管理者から許可を受けた水利使用に基づき取水を行っていることから菅沢ダムへの流入量をコントロールすることはできないと考えます。従って、この点において公平性が確保されていないとは考えておりません。また、県は上流発電所の運用を変更して日野川第一発電所の運用向上を図る提案は評価しません。
147	要求水準書	54	VII	1					基本事項	統括マネジメント業務の実施者は、コンソーシアムの場合、代表企業である必要性が御座いますでしょうか。	統括マネジメント業務は、要求水準に定めるとおり、事業者自身が実施することが基本ですが、作業等の一部業務の委託先については、代表企業である必要は必ずしもありません。
148	要求水準書	54	VII	2	(1)	①			事業統括責任者の配置	事業統括責任者は、コンソーシアムの場合、代表企業から選任する必要性は御座いますでしょうか。	代表企業から選任する必要は必ずしもありません。
149	要求水準書	54	VII	2	(1)	①			事業統括責任者の配置	事業統括責任者の各段階（再整備業務・運営維持業務）にて変更することは問題御座いませんでしょうか。	要求水準の未充足と判断されることはありません。ただし、変更が想定されているならば、企画提案書に記載ください。
150	要求水準書	54	VII	2	(1)	①			事業統括責任者の配置	事業統括責任者に関する資格要件（保有資格や、代表企業出身者である要否、または事業SPCにおける役割など）や雇用形態（専任/兼務/出向など）について指定はなされていないとの理解でよろしいでしょうか（②その他の人員配置に記載の主旨は理解しております）。ご教示の程、お願い申し上げます。	いずれもご理解のとおりです。
151	要求水準書	54	VII	2	(1)	①			事業統括責任者の配置	事業統括責任者は、事業会社（SPC）の代表取締役である必要があるでしょうか。	代表取締役である必要はありません。

募集要項等（参加資格関係以外）に関する質問に対する回答

No	資料名	該当箇所							質問・意見	回答	
		頁	章	節	細節	項	目	細目			項目名
152	要求水準書	54	VII	2	(1)	②			その他人員の配置	事業統括責任者の配置は必須とのことだが、その他の人員については、必要か否かを事業者で判断し、体制を構築すれば良いとの理解で良いか（事業統括責任者以外の配置は必須ではないとの理解で間違いないか）？	ご理解のとおりです。
153	要求水準書	54	VII	2	(1)	②			その他人員の配置	事業統括責任者を補佐する技術、財務等の専門家は事業会社（SPC）の常駐職員である必要があるのでしょうか。	常駐職員である必要はありません。
154	要求水準書	56	VII	3	(2)				長期収支計画	「県の意向を十分に反映させること」とあるが、ここでいう「県の意向」とはいかなるものを指すかご教示いただきたい。	たとえば、オプション延長を見据えた費用の項目構成の設定などを想定しています。
155	要求水準書	56	VII	3	(1)				計算書類等の作成	長期収支計画については、事業者自らが作成する必要があるが、計算書類については、作成はアウトソーシングし、県への提出を事業者が行うという対応が可能という理解で良いか。	計算書類のアウトソーシングを妨げる意図はありません。
156	要求水準書	56	VII	3	(1)	④ ～ ⑤			計算書類等の作成	計算書類としてセグメント情報の作成とありますが、本件は原則として発電事業という単一事業で構成されると理解しております。そのため、セグメント情報の作成は不要としていただけないでしょうか。	事業者自身が任意事業を実施した場合、セグメントごとの情報開示をいただきたいので、原文のとおりとします。
157	要求水準書	56	VII	3	(1)	⑤			計算書類等の作成	計算書類としてキャッシュフロー計算書の作成が求められておりますが、キャッシュフロー計算書は会社法上の法定作成書類でなく、そのため、作成したとしても会社法上の法定会計監査の対象にもなりません。この種の会社において正式な計算書類としてキャッシュフロー計算書を作成することは稀であると認識しており、作成を不要としていただきたいと思います。	この種の会社において正式な計算書類としてキャッシュフロー計算書を作成することは、決して稀ではないため、原文のとおりとします。

募集要項等（参加資格関係以外）に関する質問に対する回答

No	資料名	該当箇所							質問・意見	回答	
		頁	章	節	細節	項	目	細目			項目名
158	要求水準書	56	VII	2 3					プロジェクトマネジメント業務、経営管理業務	作成自体は、SPCで行うことが必要であるとの理解だが、作成に向けた補助作業（データ入力や原案作成等）については、アウトソーシングすることは認められるのか。	アウトソーシングを妨げる意図はありません。
159	優先交渉権者選定基準	1	2	(1)					選定方法の概要	第一次提案書に記載した任意事業の内容を第二次提案書で変更や追加することは認められるでしょうか。こちら3月20日の実施方針に関する質問回答No.42において、募集要項等公表資料を確認するようご回答いただきましたが、明確な記載がございませんでしたので再度ご回答頂けないでしょうか。	優先交渉権者選定基準2. (1)のとおり「第二次審査において、第一次審査で提案した内容を変更する場合には、応募者はその変更の理由について丁寧に説明するものとし、変更理由について合理的な説明がない場合、減点又は失格とする場合がある。」とします。
160	優先交渉権者選定基準	1	2	(1)					選定方法の概要	分割金について、毎年度一定額その他、想定以上の利益が生じた場合、当該利益の一部を貴県に別途お支払するとの提案は問題ございませんでしょうか。かかる提案を行った場合、どのように評価されるのかご教示願います。こちら3月20日の実施方針に関する質問内容No.164において、募集要項を確認するようご回答頂きましたが、明確な規定がございませんでしたので再度ご回答頂けないでしょうか。	「想定以上の利益が生じた場合、当該利益の一部を貴県に別途お支払する」との提案に問題はございません。ただし運営権対価の評価は、優先交渉権者選定基準6(2)表2に記載の算式に基づき評価します。
161	優先交渉権者選定基準	1	2	(1)					選定方法の概要	事業者がオプション延長をした場合で、オプション延長後の将来キャッシュフローも見越して運営権対価を高く提案することがないとは言えません。また、施設整備と運営については関心のある事業者が異なることも考えられます。そこで、延長オプション行使後の事業は新たなSPCを設立し、本運営権事業とコミングルしない仕組みとするなど、対応をご検討されてはいかがでしょうか。こちら3月20日の実施方針に関する質問回答No.180において、明確な記載がございませんでしたので再度ご回答頂けないでしょうか。	オプション期間には新たなSPCを設立し事業譲渡することを前提とした議論はPF I法26条で処分制限もあることから考えていません。

募集要項等（参加資格関係以外）に関する質問に対する回答

No	資料名	該当箇所							質問・意見	回答	
		頁	章	節	細節	項	目	細目			
162	優先交渉権者選定基準	1	2	(1)					選定方法の概要	実施方針において、第一次審査の主な記載内容において、任意事業の内容は省略可とありますが、任意事業を提案した場合は評価の対象とならないとの理解で宜しいでしょうか。こちら3月20日の実施方針に関する質問内容No. 270において優先交渉権者選定基準を参照するようご回答を頂きましたが、こちらには明確な記載がございませんでした。再度ご回答願えますでしょうか。	第一次審査、第二次審査いずれについても、任意事業の提案を必須とはしていません。他方、任意事業は、選定基準表2の4（3）等で評価します。
163	優先交渉権者選定基準	1	2	(1)					選定方法の概要	第一次審査で提案した内容を変更する場合、変更の理由について丁寧に説明する必要があるとのことですが、これは第二次提案書の変更該当箇所に、変更理由の記載が求められるという理解でよいでしょうか。	ご理解のとおりです。
164	優先交渉権者選定基準	4	5	(1)					提案審査	プレゼンテーション及びヒアリングに参加できるのは、コンソーシアムの場合、構成員に限られますでしょうか。	別途通知します。
165	優先交渉権者選定基準	6	5	(2)	表1	1	-1		事業全体方針	審査の視点欄において、「事業目的に加え、事業特性や実施方針条例の選定基準を踏まえた・・・（以下省略）」とあるが、「実施方針条例の選定基準」とは、何を示すのか具体的にご教示いただきたい。	鳥取県営企業の設置等に関する条例第15条をご確認ください。
166	優先交渉権者選定基準	6			表1	1	(2)		審査の視点 (2) 事業実施体制	一次審査で記載する「事業者に関わる企業」については、二次審査において変更することは可能か。	優先交渉権者選定基準2.（1）のとおり「第二次審査において、第一次審査で提案した内容を変更する場合には、応募者はその変更の理由について丁寧に説明するものとし、変更理由について合理的な説明がない場合、減点又は失格とする場合がある。」とします。
167	優先交渉権者選定基準	6	5	(2)	表1	1	(3)		1 確実な業務遂行体制 (3) 同種・類似業務の実績	実績には、現在継続している事業を含めることが可能との理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。

募集要項等（参加資格関係以外）に関する質問に対する回答

No	資料名	該当箇所							質問・意見	回答	
		頁	章	節	細節	項	目	細目			項目名
168	優先交渉権者選定基準	6			表1	1	(4)		リスクに対する基本的な対応方針	募集要項等で示された県と事業者のリスク分担案と異なるリスク分担案を競争的対話での協議事項として提案すること自体は即減点の対象とはならず、評価は分担の合理性や合意可能性等を元に総合的に判断されるという理解で良いでしょうか。	ご理解のとおりです。
169	優先交渉権者選定基準	6			表1	1	(4)		リスクに対する基本的な対応方針	様式A-1-4において、募集要項等と異なるリスク分担を提案できることとなっています。リスク分担を望み、記載した場合、採点上不利にはならないでしょうか。評価基準は主要なリスクを認識しているころ、合理的なリスク分担、リスク負担者の明確化度合、対応方針の明確化、ですが、当初案からの変更を望むことは、リスクの認識が甘い、あるいは合理的ではない、との評価に繋がることを懸念するものです。	合理的なリスク分担に対する提案があった場合は、それを評価する予定です。
170	優先交渉権者選定基準	6	5	(2)	表1	3	(1)		3 再生可能エネルギーの安定供給 (1)施設の再整備に関する基本方針	当該項目は、施設の再整備を記載するのであって、再整備対象業務を再整備した後の、事業期間における更新工事は、「2 安全かつ確実な運営（1）施設の運営維持に関する基本方針」に記載する理解でしょうか。	ご理解のとおりです。
171	優先交渉権者選定基準	6	5	(2)	表1	3	(1)		施設の整備に関する基本方針	再整備費用（初期投資）を圧縮する観点から、ある設備の更新または補修などを再整備期間中に行わず、事業運営期間に実施することとした場合、つまり更新または補修などの内容は同一で実施時期が異なるケースにおいて、これら二つの提案は「要求水準の理解」レベルや「具体化可能な事項の妥当性」は同一との評価になりますでしょうか。実施のタイミングにより評価が変わることを懸念するものです。	ご懸念の具体のケースが想定できないため、具体的な回答は致しかねますが、各項目の「審査の視点」により評価、採点するため、設備の更新または補修などの実施のタイミングにより、評価が変わる可能性はあります。



募集要項等（参加資格関係以外）に関する質問に対する回答

No	資料名	該当箇所							質問・意見	回答	
		頁	章	節	細節	項	目	細目			項目名
172	優先交渉権者選定基準	6	5	(2)	表1	3	(1)		施設の整備に関する基本方針	上記のケースにおいて差異の有無を判定する基準、方法をお聞かせください。	「審査の視点」に沿って評価します。
173	優先交渉権者選定基準	7	5	(2)	表1	4	(1)		県内事業者の参画	「県内事業者の参画への配慮」は参加事業者数、出資額による評価となりますでしょうか。具体的な基準を明示下さい。	参加事業者数、出資額は評価対象となりますが、これらに限定されるものではありません。
174	優先交渉権者選定基準	7	5	(2)	表1	4	(1)		県内事業者の参画	県内事業かどうかの審査基準については、審査員により定性的に評価されるのでしょうか。出資比率や、地元事業者への発注比率などで、別途、定量的な基準はございますでしょうか。	優先交渉権者選定基準において明示していない、定量的な基準は存在しません。
175	優先交渉権者選定基準	7	5	(2)	表1	4	(1)		県内事業者の参画	県内事業者の参画の確実性はどのように判断されるのでしょうか。	例えば、企画提案書において言及している地元事業者との合意の状況が挙げられます。
176	優先交渉権者選定基準	7	5	(2)	表1	4	(1)		県内事業者の参画	県内事業者の参画への配慮とありますが、SPCからの二次下請け、三次下請け等に関わらず、本事業に関与する県内企業であれば評価対象になるという理解で間違いありませんでしょうか。	ご理解のとおりです。
177	優先交渉権者選定基準	7	5	(2)	表1	4	(1)		県内事業者の参画	県内事業者のより主体的な立場での事業関与とはどのような意味でしょうか。主体的な立場と非主体的な立場の違いをご教示ください。	事業における重要な事象に対しての裁量があるか否かで、主体性を判断します。
178	優先交渉権者選定基準	7	5	(2)	表1	4	(2)		地域経済の発展のための方針	鳥取県内人材の定義をご教示ください。鳥取県に既に住所を有する人を指すのでしょうか。本事業のために鳥取県に住所を移す県外民は該当するのでしょうか。	提案時鳥取県に在住する人材のみならず、本事業のために県内に在住することになる人材も該当します。

募集要項等（参加資格関係以外）に関する質問に対する回答

No	資料名	該当箇所							質問・意見	回答	
		頁	章	節	細節	項	目	細目			項目名
179	優先交渉権者選定基準	7	5	(2)	表1	4	(2)		鳥取県内人材の定義	表1の「鳥取県内人材」の定義は応募時点で既に存在する県内事業者に所属する社員ということでしょうか。県外事業者であるが鳥取県内にある支店に所属する社員、県外事業者であるが住所が鳥取県内の社員、県内に在住することとなる特別目的会社（本事業の実施のみを目的に設立される）の社員は「鳥取県内人材」に含まれますでしょうか。またはその他の定義はありますか。	提案時鳥取県に在住する人材のみならず、本事業のために県内に在住することになる人材も該当します。
180	優先交渉権者選定基準	7	5	(2)	表1	5	(1)		事業収支計画に関する基本方針	4/3の説明会にて、第一次提案で記載した主要条件の金額と第二次提案での金額が大きく異なる場合、合理的な説明が求められるとの説明がありましたが、大きく異なるとはどの程度の乖離を想定しておりますでしょうか。	金額が異なる場合は、大小の如何に関わらず、合理的な説明をお願いします。
181	優先交渉権者選定基準	7	5	(2)	表1	5	(1)		事業収支計画に関する基本方針	様式A-5では、目標とする金利、D/E比率ありますが、事業計画の主要条件の具体性、確実性の判断にあたり、金融機関からの書面等があれば具体性、確実性が高いとの判断になりますでしょうか。	評価は、提案の内容に依存するため、書面があれば、必ずしも評価されるということではありません。なお、事業計画の主要条件の内容を証する書面を添付することについて認めます。
182	優先交渉権者選定基準	7	5	(2)	表1	5	(1)		事業収支計画に関する基本方針	様式集及び記載要領【様式A-5】事業収支計画に関する基本方針において、目標発電量、コスト、想定D/E比率、目標金利、配当水準等の記載が求められていますが、評価の対象・視点は、検討の具体性、実施の確実性であり、記載数値それ自体の高低で評価されないという理解で良いでしょうか。	ご理解のとおりです。なお、当然ながら、最低提案価格を超過することが見込まれる、各種数値が提案されることが前提です。
183	優先交渉権者選定基準	8	6	(1)					提案審査	プレゼンテーション及びヒアリングに参加できるのは、コンソーシアムの場合、構成員に限られますでしょうか。	別途通知します。

募集要項等（参加資格関係以外）に関する質問に対する回答

No	資料名	該当箇所							質問・意見	回答	
		頁	章	節	細節	項	目	細目			項目名
184	優先交渉権者選定基準	10	6	(2)	表2	1	(4)		事業スケジュール	「業務の円滑な引継ぎなど、県の負担削減」が評価ポイントとなっておりますが、現時点では予定されていない「引継ぎ期間を設定」することは、鳥取県での一時的な負担は増えるものの、事業者のレベルが早期に上がるとするならば長期的には負担軽減とも言えますが、評価はプラスとなりますでしょうか。	基本的にはご理解のとおりですが、募集要項等において、「運営権設定対象施設の運営維持に必要な監視制御システムの整備に要する標準的な期間（2022年3月末日を予定）までの間は、県は、事業者から運営維持業務を受託し、県において当該業務を実施する。詳細については、競争的対話によることとする。」としていることから、競争的対話において調整する場合があります。
185	優先交渉権者選定基準	12	6	(2)	表2	4	(2)		地域経済の発展への寄与	表2 第二次審査における提案項目 4 地域経済の発展への寄与において、任意事業は(3)の独自の取組の様式のみで評価されるのでしょうか。あるいは、定量的で具体的な貢献がある場合、(1)地域経済の発展のための方策の様式においても評価されるのでしょうか	任意事業において、定量的で具体的な貢献がある場合、(1)地域経済の発展のための方策でも評価対象となります。
186	優先交渉権者選定基準	12	6	(2)	表2	4	(2)		地元資材	地元資材の評価は県内事業者による付加価値額によるものか、売上高によるものか、いずれになるのでしょうか。	「審査の視点」を踏まえ、提案者の判断で提案してください。
187	優先交渉権者選定基準	12	6	(2)	表2	4	(2)		地域経済の発展への寄与	第二次審査における提案項目の4 地域経済の発展への寄与において、任意事業の内容は(3)の独自の取組の項目のみで評価されるのでしょうか。あるいは、定量的で具体的な貢献がある場合には(1)地域経済の発展のための方策の項目、地元資源をより多く活用する方策が示されている場合には(2)地域資源の活用方針の項目でも評価されるのでしょうか。	定量的で具体的な貢献がある場合には(1)地域経済の発展のための方策の項目、地元資源をより多く活用する方策が示されている場合には(2)地域資源の活用方針の項目でも評価されます。
188	優先交渉権者選定基準	12	6	(2)	表2	4	(2)		地域資源の活用方針	「県内在住職員」及び「現県内人材」の定義をご教示ください。	県内在住職員とは、提案時鳥取県に在住している職員及び本事業の実施のために県内に在住することになる職員を指します。 現県内人材とは、提案時鳥取県に在住している人材を指します。

募集要項等（参加資格関係以外）に関する質問に対する回答

No	資料名	該当箇所							質問・意見	回答	
		頁	章	節	細節	項	目	細目			項目名
189	優先交渉権者選定基準	12	6	(2)	表2	4	(2)		現県内人材の定義	表2の「現県内人材」の定義は応募時点で既に存在する県内事業者に所属する社員ということでしょうか。県外事業者であるが鳥取県内にある支店に所属する社員、県外事業者であるが住所が鳥取県内の社員、県内に在住することとなる特別目的会社（本事業の実施のみを目的に設立される）の社員は「現県内人材」に含まれますでしょうか。またはその他の定義はありますか。	現県内人材とは、提案時鳥取県に在住している人材を指します。
190	優先交渉権者選定基準	12	6	(2)	表2	4	(3)		独自の取組	二次提案の段階では任意事業について提案しなくても、独自の取組で本事業の魅力に寄与する内容があれば評価される（本項目で最大10点を取れる）と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
191	優先交渉権者選定基準	12	6	(2)	表2	4	(3)		独自の取組	「独自の取組」とは任意事業を指しているのでしょうか。「独自の取組」の定義をご教示ください。	地域経済発展への寄与の観点で応募者が考える本事業の特徴的な取組を提案いただく趣旨ですので、任意事業に限定しません。
192	優先交渉権者選定基準	13	別紙						第一次審査提案項目における実績評価の詳細	グループ企業による水力発電所改修によるFIT申請に対し、FIT設備認定取得について協力する旨の契約書をグループ企業と締結し、設計補助や資料作成を行い、経済産業局との事前協議に同席するなどして認定取得できた実績を保有しているが、「主体的に支援した実績」として取扱いが可能か？	提示いただく契約書の内容を踏まえ判断しますが、「設計“補助”」を始めとした例示については、FIT申請の「主体性」に疑義があるものと考えます。
193	優先交渉権者選定基準	13	別紙	B					第一次審査項目における実績評価の詳細	「B 発電所の運営を実施している又は実施した実績」について、実績の件数は発電所1ヵ所につき1件の実績という理解で良いでしょうか。	ご理解のとおりです。
194	優先交渉権者選定基準	13	別紙	B					別紙 第一次審査提案項目における実績評価の詳細	類型Bで水力発電所を運営実績を問われておりますが出力に規定はないと理解しておりますが如何でしょうか？教示の程、お願い申し上げます。	ご理解のとおりです。

募集要項等（参加資格関係以外）に関する質問に対する回答

No	資料名	該当箇所							質問・意見	回答	
		頁	章	節	細節	項	目	細目			項目名
195	優先交渉権者選定基準	13	別紙	B					類型B「発電所の運営を実施している又は実施した実績」の中に業務を受託した実績も含むとありますが、証明する資料としてアセットマネジメント業務受託契約は認められますでしょうか。	契約等において、発電所の運営を実施している又は実施したと認められる事実が確認できれば、実績として認めます。	
196	優先交渉権者選定基準	13	別紙	C					第一次審査審査提案項目における実績評価の詳細	C 事業マネジメント実績におけるPFI事業とは、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律に則して行われている案件であり、当該法律が根拠法令ではない官民連携事業等は含まれないとの認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。PFI法の直接的な適用のない事業は、実績としては認められません。
197	優先交渉権者選定基準	13	別紙	C					第一次審査項目における実績評価の詳細	事業マネジメントの実績について、”各種計画立案、調達、資産管理、経営管理等の業務を総合的に実施したもの”とありますが、PFI事業の構成企業として事業の企画、素組成を行い、設立されたSPCに出資し、取締役を派遣、事業の経営、監視を行っているという実績は該当しますか。	例示として掲げられている事項を実施していることを、全て証明いただければ、実績として該当するものと判断します。
198	優先交渉権者選定基準	13	別紙	C					事業マネジメント実績	事業マネジメント実績（同種業務）におけるマネジメント実績として、海外PFI事業（完全独立採算BOT事業）の実績は該当しますか。その場合、実績を証する書類として事業概要書（事業会社年次報告書、出資企業との業務委託契約書、派遣取締役の在籍証明書等を添付すれば良いでしょうか。 ※当該事業は完全独立採算のBOT事業であり、2016年に30年間の事業契約が終了、当社は事業期間中事業会社に取り締役を派遣し、事業運営・経営マネジメントを実施しておりました。	PFI法の直接的な適用のない事業は、実績としては認められません。

募集要項等（参加資格関係以外）に関する質問に対する回答

No	資料名	該当箇所							質問・意見	回答	
		頁	章	節	細節	項	目	細目			項目名
199	優先交渉権者選定基準	13	別紙	C					事業マネジメント実績	事業マネジメントの実績について、「各種計画立案、調達、資産管理、経営管理等の業務を総合的に実施したもの」とありますが、PFI 事業の企画、素組成を行い、設立された SPC に構成企業として出資し、取締役を派遣することで事業の経営、監視を行っていることは、当該実績に該当すると判断して良いでしょうか。	単に取締役を派遣していることのみでは、「各種計画立案、調達、資産管理、経営管理等の業務を総合的に実施したもの」には該当しないため、実績としては認められません。
200	優先交渉権者選定基準	13	別紙	C					事業マネジメント実績	事業マネジメント（類似業務）の実績の証する書類として、当該 PFI 事業の基本協定書、事業契約書該当部分、事業会社の登記簿の写し等を想定していますが、その他に必要な書類があればご教示下さい。	マネジメントを行った事実を証明する資料を提示ください。例えば、SPC からのマネジメント業務の委託に係る契約書の写しが該当します。 例示の資料の提示のみでは、事業に関わった事実を証明するのみであり、マネジメントを実施した実績までは確認できないものと想定されます。
201	優先交渉権者選定基準	13	別紙	C					事業マネジメント実績	事業マネジメント（類似業務）について、PFI 事業の SPC に出資していなくても、SPC から事業マネジメント業務を委託している場合は実績として認められるという理解で良いでしょうか。	SPC から事業マネジメント業務を受託している場合については、ご理解のとおりです。
202	優先交渉権者選定基準	13	別紙	C					事業マネジメント実績	実績評価の対象となる PFI 事業（国内）とは、PFI 法に基づき実施された事業を指しており、PFI 法に準じて実施された PPP 事業は含まれないという理解で良いでしょうか。	ご理解のとおりです。
203	優先交渉権者選定基準	13	別紙	C					別紙 第一次審査提案項目における実績評価の詳細 類型 C 事業マネジメント実績	「完全独立採算の PFI 事業における特別目的会社に対するマネジメント業務を実施した実績」とありますが、『完全独立採算』の定義をご教示ください。	公共施設等の管理者等の管理者等が、事業に係る対価の支払いを一切行わない事業を意図しています。

募集要項等（参加資格関係以外）に関する質問に対する回答

No	資料名	該当箇所							質問・意見	回答	
		頁	章	節	細節	項	目	細目			項目名
204	優先交渉権者選定基準	13	別紙	C					別紙 第一次審査提案項目における実績評価の詳細 類型C 事業マネジメント実績	同種業務の採点基準の完全独立採算の実績について、例えば建物建設費はサービス対価、運営事業については完全独立採算といった事業は完全独立採算といえるでしょうか。	完全独立採算には該当しません。
205	優先交渉権者選定基準	13	別紙	C					別紙 第一次審査提案項目における実績評価の詳細 類型C 事業マネジメント実績	完全独立採算のPFI 実績として提出した場合で、完全独立採算のPFI ではないと判断された際の評価点は0点とされるのでしょうか、それとも、完全独立採算ではないが類似の業務として認めていただき、0.75点と評価していただけるのでしょうか。	マネジメント実績を有すると認められる場合は、0.75点と評価します。
206	優先交渉権者選定基準	13	別紙	C					別紙 第一次審査提案項目における実績評価の詳細 類型C 事業マネジメント実績	PFI 実績を証明する書類について、契約を証明するための書類として事業契約書（事業協定書）等の抜粋、事業での役割を証明するための書類として企業間協定書等の抜粋、事業概要及び事業形態を証明する書類として募集要項等の抜粋で充足するのでしょうか。その他必要書類がございましたらご教授願います。	他にはSPCからのマネジメント業務の委託に係る契約書の写しが想定されますが、この例示に限らず事業マネジメントの実績が証するに十分な書類を提出ください。
207	優先交渉権者選定基準	13	別紙	C					別紙 第一次審査提案項目における実績評価の詳細 C 事業マネジメント実績	C. 事業マネジメント実績・同種業務におけるマネジメント実績を証する書類としては、該当する完全独立採算型PFI 事業の特別目的会社が公表している事業報告書（該当PFI 事業の概要、株主、取締役等が分かる資料）、取締役を派遣している証憑（派遣取締役の過去の在籍証明書）等を添付すれば良いでしょうか。	単に取締役を派遣していることのみでは、「各種計画立案、調達、資産管理、経営管理等の業務を総合的に実施したもの」には該当しないため、実績としては認められません。

募集要項等（参加資格関係以外）に関する質問に対する回答

No	資料名	該当箇所							質問・意見	回答	
		頁	章	節	細節	項	目	細目			項目名
208	優先交渉権者選定基準	13	別紙	C					別紙 第一次審査提案項目における実績評価の詳細	<p>類型C事業マネジメント実績の同種業務の採点基準において、「完全独立採算のPFI事業における特別目的会社に対するマネジメント業務を実施した実績」と記載されていますが、当該文言にある「完全独立採算のPFI事業」の定義、採点基準に該当するための要件等をご教示いただけませんか。日本PFI・PPP協会が定義する「独立採算型」と同じ意味と理解しました。また、マネジメント業務とはSPCの代表企業を務めた実績が条件と理解しました。この二つの解釈（理解）は正しいでしょうか。</p>	<p>完全独立採算事業とは、公共施設等の管理者等の管理者等が、事業に係る対価の支払いを一切行わない事業を意図しています。</p> <p>また、単に、SPCの代表企業を務めたのみでは、「各種計画立案、調達、資産管理、経営管理等の業務を総合的に実施したもの」には該当しないため、実績としては認められません。</p>
209	様式集及び記載要領	3	1	(5)	ウ	表1	4	(1)	県内事業者の参画	<p>「参画とは、コンソーシアム構成員としての関与に限定するものではない」とあるが、具体的参画を示す証明は必要でしょうか。</p>	<p>必須ではありません。なお参画を証する書面を添付することについて認めます。</p>
210	様式集及び記載要領	3	1	(5)	ウ				同種・類似業務の実績を証する書類	<p>様式A-1-3の添付資料は、契約書等は一部黒塗りとなりますがよろしいでしょうか。</p>	<p>黒塗りでも差支えありませんが、実績確認に必要な情報まで黒塗りとされていた場合、実績とは認められないことにご留意ください。</p>
211	様式集及び記載要領	3	1	(4)	オ				参加資格要件の実績を証する書類	<p>「運営維持の受託」を証する書類は「受発注者双方の捺印済みO&amp;M契約の写し」と理解しておりますが、それで宜しいでしょうか。</p>	<p>ご理解のとおりです。</p>
212	様式集及び記載要領	4	1	5					地域経済の発展のための方針	<p>「地域経済に関する任意事業の提案があれば、ここで記載すること。」と記載がありますが、1次審査ではあくまでも任意事業の方針を記載すれば良く、具体的な施策・内容の記載は必要ないとの理解でよろしいでしょうか。</p> <p>施策の検討はしているものの具体的な施策を短期間で検討するのは困難である一方、提案書に記載することでコミットになると理解している為、念のために確認させていただきます。</p>	<p>ご理解のとおりです。ただし、コミットいただければ、評価の対象とはなりません。</p>



募集要項等（参加資格関係以外）に関する質問に対する回答

No	資料名	該当箇所							質問・意見	回答	
		頁	章	節	細節	項	目	細目			項目名
213	様式集及び記載要領	8							資金調達に関する考え方	本コンセッションの資金調達について、県内の金融機関にご協力いただき、共に地域活性化を目指してまいりたいと考えておりますが、県内金融機関からの借入に関して、各応募者が公平に協議可能な環境になっていきますでしょうか。 また、仮に地元金融機関との協議が、何らかの理由によって阻害されるような事態（例えば、当該金融機関との取引がある応募者等から他の応募者への貸付を行わないよう依頼されている等）があった場合は、県の活性化という本コンセッションの主旨に反する事態と想定されますが、県として何かしらの対策をとることを想定されているかご教示下さい。	特段の対応は検討していません。
214	様式集及び記載要領	13	2	(2)					企業名の記載	「企業を類推できる記載」の基準は何でしょうか。「【様式A-1-2】事業実施体制」で事業者に関わる企業の概要の記載が求められておりますが、企業を類推できないような企業概要の記載は困難と思われれます。特に県内企業は企業概要から容易に企業を類推できる可能性が高いです。提案書の記載内容に直結する重要な規定となりますので、基準を明確化してください。	「様式集及び記載要領」で示すとおり、副本では応募者や構成員の企業名や氏名など固有名称やロゴマーク、詳細な所在地（都道府県より詳細な所在地）を記載しないでください。
215	様式集及び記載要領	16	2	(5)	②				第二次審査書類の受付時における提出書類	提案書の補足説明として添付資料を付けることは認められるでしょうか。	基本的に、県が事前に認めた、提案書の内容についての事実を証する資料以外は添付資料として認めません。 詳細は競争的対話で調整します。
216	様式集及び記載要領	16	2	(5)	②				第二次審査書類の受付時における提出書類	提案書の記載事項についての実現性を証明するために、金融機関以外の県内企業やその他企業が本事業への参画意思を示す、関心表明書等を複数枚添付することは認められるでしょうか。	金融機関以外の県内企業やその他企業が本事業への参画意思を示す関心表明書等を添付することについて認めます。

募集要項等（参加資格関係以外）に関する質問に対する回答

No	資料名	該当箇所							質問・意見	回答	
		頁	章	節	細節	項	目	細目			項目名
217	様式集及び記載要領	52	様式A-1-2						第一次審査提案審査書類 【様式A-1-2】事業実施体制	事業実施体制において、出資比率、議決権比率等の記載が求められていますが、一次提案時点の数値であり、2次提案での精緻化による変更は許容されると考えてよいでしょうか	変更は許容しますが、優先交渉権者選定基準2. (1) のとおり「第二次審査において、第一次審査で提案した内容を変更する場合には、応募者はその変更の理由について丁寧に説明するものとし、変更理由について合理的な説明がない場合、減点又は失格とする場合がある」ことをご確認ください。
218	様式集及び記載要領	53	様式A-1-3						類型A「FITに係る設備申請又は事業計画申請の実績」	類型A「FITに係る設備申請又は事業計画申請の実績」において、「申請時期」を記載する欄がありますが、変更申請を行っている場合、変更申請を行った時期を記載すればよろしいでしょうか。それとも当初申請の時期を記載すればよろしいでしょうか。	当初、変更、双方の時期を記載ください。
219	様式集及び記載要領	53	様式A-1-3						類型B「発電所の運営を実施している又は実施した実績」	類型B「発電所の運営を実施している又は実施した実績」の中に業務を受託した実績も含むとありますが、例えば実績を証明する資料としてアセットマネジメント業務受託契約を提出することで差支えないと考えてよろしいでしょうか。	差支えありませんが、実績として認められるかどうかは、契約書の内容次第となります。
220	様式集及び記載要領	53	様式A-1-3						類型B「発電所の運営を実施している又は実施した実績」	類型B「発電所の運営を実施している又は実施した実績」について、コンソーシアム構成員企業が、案件ごとに発電事業を行うことを目的とした合同会社を組成しており、合同会社が運営の実績を証する書類を有している場合、当該書類とあわせてコンソーシアム構成員企業が合同会社の代表社員であることを証する書類をもって、当該構成員企業による実績を証する書類とすることは認められますでしょうか。	認められません。

募集要項等（参加資格関係以外）に関する質問に対する回答

No	資料名	該当箇所							質問・意見	回答	
		頁	章	節	細節	項	目	細目			項目名
221	様式集及び記載要領	53	様式A-1-3						第一次審査提案審査書類 同種・類似業務の実績を証する書類【様式A-1-3】別紙	実績を証する書類（契約書等）記載の該当企業名について、副本では塗りつぶし等して提出する必要があるのでしょうか	ご理解のとおりです。
222	様式集及び記載要領	53	様式A-1-3						第一次審査提案審査書類 同種・類似業務の実績を証する書類【様式A-1-3】別紙	実績評価の対象となるPFI事業（国内）とは、PFI法に基づき実施された事業であり、PFI法に準じて実施されたPPP事業は含まれないとの理解で良いでしょうか。	ご理解のとおりです。
223	様式集及び記載要領	53	様式A-1-3						第一次審査提案審査書類 同種・類似業務の実績を証する書類【様式A-1-3】別紙	事業マネジメント（類似業務）の実績の証する書類として、当該PFI事業の基本協定書、事業契約書該当部分、事業会社の登記簿等の写しを提出予定ですが、その他に必要な書類があればご教示下さい。	マネジメントを行った事実を証明する資料を提示ください。例えば、SPCからのマネジメント業務の委託に係る契約書の写しが該当します。 例示の資料の提示のみでは、事業に関わった事実を証明するのみであり、マネジメントを実施した実績までは確認できないものと想定されます。
224	様式集及び記載要領	54	様式A-1-4						リスクに対する基本的な対応方針	「リスクの負担者、負担方法等について協議を望む場合はその具体的内容の記載。ここでの提案内容に基づき競争的対話を実施する。」とあるが、ここに掲載しなかったリスク分担の変更は競争的対話で協議の対象外となるのでしょうか。現時点で保険にてカバーできる範囲などが明確に決まっていないため、ここに掲載しなかったリスク分担変更についても、競争的対話で協議できるよう柔軟にご対応いただけますでしょうか。	個別の事情により判断しますが、掲載しなかったリスク分担の変更は競争的対話で協議の対象外となることが基本です。 公平な条件での競争とするための措置ですので、ご理解ください。

募集要項等（参加資格関係以外）に関する質問に対する回答

No	資料名	該当箇所							質問・意見	回答	
		頁	章	節	細節	項	目	細目			項目名
225	様式集及び記載要領	54	様式 A-1-4						リスクに対する基本的な対応方針	募集要項等で示されているものと異なるリスク分担を望む場合はその内容を記載することとなっておりますが、競争的対話でのリスク分担にかかる協議事項は、当該パートに記載した事項に限定されるのでしょうか。第一次提案以降、現地調査の実施結果や貴県から提供される新規の情報次第で、新たにリスク分担協議が必要となる事項が生じる可能性がある点を懸念しております。	第一次提案以降、現地調査の実施結果や県から提供される新規の情報を要因とした協議は可能とします。
226	様式集及び記載要領	54	様式 A-1-4						リスクに対する基本的な対応方針	基本契約 43 条 5 項 2 号（不可抗力）について、事業者の負担上限額は事業者提案となっております。仮に当該条項に記載されている金額とは異なる事業者負担上限金額を提案予定とする場合、募集要項等で示されているものと異なるリスク分担を望む場合に該当し、本パートへ具体的な内容の記載が必要になるのでしょうか。第一次提案書提出までに事業者負担の上限額を決めるのは困難である点を懸念しております。	事業者負担額の上限を減額変更する提案を予定するが第一次提案書提出までに額が決められない場合はリスク分担変更を競争的対話で協議希望とする旨記載してください。 なお、事業者負担額の上限を増額変更を予定するが第一次提案書提出までに額が決められない場合や額の変更の提案を予定しない場合は、基本契約書（案）どおりに負担する旨提案ください。また提案書に記載がない場合も、基本契約書（案）どおりの負担であるとみなします。これらの場合、第二次提案で負担額を引き上げる提案は可能です。
227	様式集及び記載要領	54	様式 A-1-4						第一次審査提案審査書類 【様式 A-1-4】リスクに対する基本的な対応方針	本様式は、県と事業会社とのリスク分担だけではなく、構成企業や保険等関係主体間のリスク分担を含む、リスクへの基本的な対応方針を記載、提案するという理解でよいでしょうか。	ご理解のとおりです。
228	様式集及び記載要領	54	様式 A-1-4						第一次審査提案審査書類 【様式 A-1-4】リスクに対する基本的な対応方針	募集要項等で示された県と事業者のリスク分担案と異なるリスク分担案を競争的対話での協議事項として提案すること自体は却減点の対象とはならず、評価は分担の合理性や合意可能性等を元に総合的に判断されるという理解で良いでしょうか。	基本的にはご理解のとおりですが、県に対し、より多くのリスク分担を求める提案である場合、高い評価とはなりません。

募集要項等（参加資格関係以外）に関する質問に対する回答

No	資料名	該当箇所							質問・意見	回答	
		頁	章	節	細節	項	目	細目			項目名
229	様式集及び記載要領	56	様式A-3						施設の再整備に関する基本方針	「更新工事業務」とありますが、これは再整備対象業務を再整備した後の、事業期間における更新工事を指すものでしょうか。	再整備対象業務を再整備した後の事業期間とは運営維持業務のことと想定しますが、「更新工事業務」とは、運営維持業務期間での更新工事を示すものではなく、「再整備業務」の一部を構成する業務です。
230	様式集及び記載要領	57	様式A-4-1						県内事業者の参画	地域経済の発展に寄与しうる義務事業の提案内容について、県内事業者の参画に関する内容があれば様式A-4-1に、それ以外は様式A-4-2に書き分けることで宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
231	様式集及び記載要領	57	様式A-4-1						県内事業者の参画	「事業への関与の度合い」とはどういう意味でしょうか。役割との違いをご教示ください。	役割と同義と捉えていただいて構いません。
232	様式集及び記載要領	57	様式A-4-1						県内事業者の参画	事業に参画する県内事業者の範囲は、一次下請け、二次下請け等に関わらず、本事業に関与する県内企業すべてとなるのでしょうか。	ご理解のとおりです。
233	様式集及び記載要領	57	様式A-4-1						県内事業者の参画	本事業に参画するコンソーシアム構成員以外の県内企業を記載する場合、当該県内企業からの関心表明等の取得は必須でしょうか。	必須ではありません。

募集要項等（参加資格関係以外）に関する質問に対する回答

No	資料名	該当箇所							質問・意見	回答	
		頁	章	節	細節	項	目	細目			項目名
234	様式集及び記載要領	57	様式A-4-1						県内事業者の参画	県内事業者の参画について、県内事業者からの関心表明書等の添付は可能でしょうか	県内事業者の参画が具体的であること証する資料を添付することについて認めます。
235	様式集及び記載要領	58	様式A-4-2						地域経済発展のための方針	「※地域経済に関する任意事業の提案があれば、ここで記載すること。」とあります。地域経済に関する任意事業に関して県内事業者の参画を提案しようとする場合、重複した内容となりますが、様式A-4-1（県内事業者の参画）と様式A-4-2（地域経済の発展のための方針）のそれぞれに該当部分を書き分ける形で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
236	様式集及び記載要領	59	様式A-5						事業収支計画に関する基本方針	優先交渉権者選定基準によると、収支計画の主要条件の具体性・確実性を評価するとなっておりますが、例えば再整備業務費の具体的・確実性はどのように評価するのでしょうか。再整備業務費の具体性・確実性を証明するためには、詳細な工事計画の記載が必要と考えられますが、本パートの頁数は2ページしかありません。記載が求められている主要条件ごとに具体性・確実性を証明するための根拠を記載する場合、明らかに頁数が不足します。評価に必要な情報を厳選して提供するため、具体性・確実性の評価基準を明確化していただけないでしょうか。	定められ様式のなかで、より具体性・確実性が認められる提案を評価します。
237	様式集及び記載要領	87	様式B-2-1						事業実施体制、職員の配置方針	「本事業に関わる職員の配置方針」の記載が求められておりますが、ここで記載する方針は、SPCが直接雇用する従業員を指すのでしょうか。それとも本事業に関与する業務委託先の従業員も含まれるのでしょうか。	本事業に関与する業務委託先の従業員も含まれます。

募集要項等（参加資格関係以外）に関する質問に対する回答

No	資料名	該当箇所							質問・意見	回答	
		頁	章	節	細節	項	目	細目			項目名
238	様式集及び記載要領	87	様式B-2-1						事業実施体制、職員の配置方針	「本事業に関わる職員が有する資格とその経歴」の記載が求められておりますが、【様式B-2-2】で記載が求められる職員の職歴書との違いは何でしょうか。【様式B-2-2】は主任技術者限定、【様式B-2-1】は主任技術者以外の職員に関する資格と経歴の記載が求められるのでしょうか。	ご理解のとおりです。【様式B-2-1】において記載すべきは、主任技術者に限定されるものではなく、本事業に関わる職員全般についての資格ですが、経歴など詳細に関しては【様式B-2-2】と重複して記載する必要はありません。
239	様式集及び記載要領	88	様式B-2-2						職員の経歴書	配置予定の技術者について氏名・主な業務経歴などを記す必要がありますが、副本では構成員の会社名・氏名などを伏せるように指示がありました。本様式についても同様に副本では氏名・構成員企業名等は伏せるという考えで宜しいでしょうか？	ご理解のとおりです。
240	様式集及び記載要領	91	様式B-2-3						人員体制	【様式B-2-3】に記載する人員体制は、SPCが雇用する人員のみが対象でしょうか。	SPCが雇用する人員に限るものではありません。
241	様式集及び記載要領	91	様式B-2-3						人員体制	ダム管理主任技術者、電気主任技術者、ダム水路管理主任技術者が「正社員（職員）」の就労形態に区分されています。上記主任技術者は、SPCへ直接配置することを前提としているのでしょうか。	表は例示ですので、各主任技術者を、SPCへ直接配置することを前提としているわけではありません。
242	様式集及び記載要領	92	様式B-3-1							様式において、負担上限額の記載が求められているが、審査の視点では挙げられていないため、負担額上限額の多寡で評価されることはないとの理解で良いか？ 仮に評価される場合にどのように定量化して評価するのか？	優先交渉権者選定基準6.（2）表2 1（3）で掲げている審査の視点により、負担額上限額の多寡に関しても評価します。No.412の回答もご参照ください。

募集要項等（参加資格関係以外）に関する質問に対する回答

No	資料名	該当箇所							質問・意見	回答	
		頁	章	節	細節	項	目	細目			項目名
243	様式集及び記載要領	95	様式 B-3-3						事業計画（損益計算書）	会計年度が 2019 年度から設けられておりますが、事業期間 0 年目の欄を設けられた理由は何でしょうか。ファイナンス費用等、事業開始前に発生が見込まれるものについて記載するためのものでしょうか。	2019 年度については削除のうえ、提案ください。
244	様式集及び記載要領	95	様式 B-3-3						事業計画（損益計算書）	営業収益の欄にある「再整備業務売上」には、発電所完工時期に、再整備業務費と運営権対価一括金との相殺金額を記載するのでしょうか。	ご理解のとおりです。
245	様式集及び記載要領	95	様式 B-3-3						事業計画（損益計算書）	営業費用の欄にある「再整備業務費」には、再整備業務に関して SPC が支出した金額を記載するのでしょうか。企業会計規則を正しく適用すると、再整備業務関連の支出は、SPC の財務諸表上、建設仮勘定で計上されるため、費用は発生しないと考えられます。貴県が想定している「再整備業務費」の内容をご教示ください。	再整備業務費は、再整備に要した費用を意図していません。 質疑 No. 246 の回答を参照ください。



募集要項等（参加資格関係以外）に関する質問に対する回答

No	資料名	該当箇所							質問・意見	回答	
		頁	章	節	細節	項	目	細目			項目名
246	様式集及び記載要領	95							事業計画（損益計算書）	<p>事業計画の損益計算書様式上、再整備業務売上及び再整備業務費の項目がございます。以下のような、売上と費用が同額となる仕訳を切ることを想定したものと理解しておりますが、正しいでしょうか。</p> <p>① 再整備業務売上に関する仕訳 (再整備業務負担時) 売掛金 xxx / 再整備業務売上 xxx (供用開始日) 運営権対価 xxx / 売掛金 xxx</p> <p>② 再整備業務費 (再整備業務負担時) 再整備業務費 xxx / 現預金 xxx</p> <p>また、再整備業務費に関する負担は将来的に運営権対価に振り替わることが前提とされていますので、上記のように内実を伴わない売上・費用を計上する必要はないのではないかと思います。</p>	<p>仕訳については、基本的には指摘のものを想定しています。</p> <p>再整備業務売上は、運営権対価一括金の相殺時期を財務諸表上で把握するために設けたものであり、事業開始後における、事業者の会計処理を拘束するものではありません。</p>
247	様式集及び記載要領	105							運営維持業務等費用	<p>費用項目に「更新投資」とありますが、これは基本契約書 別紙1 定義集(41)に定める更新投資を指しているのでしょうか。この場合、更新投資にかかる支出は、会計上、固定資産へ計上されるため、運営維持業務等費用には計上されないと考えます。</p>	<p>更新投資後の減価償却額を計上する項目として設定したものです。不要ならば削除いただいても構いません。</p>

募集要項等（参加資格関係以外）に関する質問に対する回答

No	資料名	該当箇所							質問・意見	回答
		頁	章	節	細節	項	目	細目		
248	様式集及び記載要領	10 5 ～ 10 9	様 式 B- 3- 3- ③ 様 式 B- 3- 4 様 式 B- 3- 5						事業年度の開始が2019年度からとなっていますが、優先交渉権者選定のタイミングが2019年2月であることを踏まえると、事業会社設立のタイミングは2020年4月以降になると考えられ、最初の事業年度は2020年度になると思料します。県の立場を考えても特定事業契約を締結する2020年7月に開始されるとしても実害はないと思われます。提出する計画は2019年度を削除するか、又はblankの状態であることをご容認いただけますでしょうか。	2019年度については削除のうえ、提案ください。
249	様式集及び記載要領	11 1	様 式 B- 4- 1					事業スケジュー ール	オプション延長を望む場合は、行使がある場合のスケジュールと具体の対応も記載が求められておりますが、オプション延長を望むか否かは評価の対象となるのでしょうか。また、オプション延長を望む場合の対応を記載した場合、オプション延長行使に対するコミットメントをしたという扱いになるのでしょうか。	オプション延長を望むか否かは事業全体のコンセプトにかかわることであり、優先交渉権者選定基準6. (2)表2 1 (1) で掲げている審査の視点等により、その提案される方針について評価されます。ただしオプション延長の対応を記載した場合も、オプション延長行使に対するコミットメントしたことにはなりません。
250	様式集及び記載要領	11 1	様 式 B- 4- 1					様式B-4- 1	オプション延長の行使を望む場合での事業スケジュールを求める理由はないか？どのように評価するのか？	オプション延長の行使を望む提案の場合でもオプション延長行使に対するコミットメントしたことにはならないので、優先交渉権者選定基準6. (2)表2 1 (4)で掲げている審査の視点のとおり「運営維持や事業終了時のスケジュールは安全確実で長期安定的な再生可能エネルギーの供給及び負担軽減に資する内容となっているか」の審査に必要になります。

募集要項等（参加資格関係以外）に関する質問に対する回答

No	資料名	該当箇所							質問・意見	回答
		頁	章	節	細節	項	目	細目		
251	様式集及び記載要領	11 3	様式 B-4-2					工程表	ここで提案する工程と実際に着手した際に現場の詳細条件を踏まえて作成する工程には、差分が生じることも考えられます。提案書は契約を構成する文章となりますが、ここで提案する工程表から差異が生じた場合、要求水準未達となりますでしょうか。	合理的な範囲の差異ならば、要求水準未達とはなりません。
252	様式集及び記載要領	11 6	様式 C-2					通常時の運営維持	20年間の事業期間中、運営維持に係る従事人数にも変化が生じることが考えられます。一方で、提案書は契約を構成する文章となります。ここで提案するタイムスケジュールや職員数から差異が生じた場合、要求水準未達となりますでしょうか。	タイムスケジュールについては、合理的な範囲の差異ならば、要求水準未達とはなりません。他方、職員については、提案より手厚い体制となるならば要求水準未達とはなりません。例えば県内人材の活用が、提案より低い水準となっている場合、要求水準未達とみなす場合があります。
253	様式集及び記載要領	11 8	様式 C-4-1					長期の更新投資・保全計画	20年間の事業期間中、環境の変化により更新投資・保全計画にも変化が生じることが考えられます。一方で、提案書は契約を構成する文章となります。ここで提案する計画から差異が生じた場合、要求水準未達となりますでしょうか。	合理的な範囲の差異ならば、要求水準未達とはなりません。
254	様式集及び記載要領	11 9	様式 C-4-2						50年分の維持管理計画を求める理由はなにか？どのような観点で評価するのか？	オプション延長を含まない、当初の事業期間において、過度に更新投資等を抑制し、その分、オプション延長期間において更新投資等が発生するような、不合理な計画が想定されていないかを確認するためです。評価は、優先交渉権者選定基準の該当部分における「審査の視点」のとおりです。
255	様式集及び記載要領	12 4	様式 E-1					地域経済の発展のための方策	鳥取県内への経済的な効果の測定基準をご教示ください（二次波及効果も含めるのか、地方自治体への納税額も含めるのか等）。応募者によって経済的な効果の測定基準が異なる場合、採点の際の比較検討が困難になる点が懸念されます。	経済的な効果の測定基準は応募者にて判断ください。採点は、優先交渉権者選定基準の該当部分における「審査の視点」に基づき行います。

募集要項等（参加資格関係以外）に関する質問に対する回答

No	資料名	該当箇所							質問・意見	回答	
		頁	章	節	細節	項	目	細目			項目名
256	様式集及び記載要領	12 4	様 式 E- 1						地域経済の発展のための方策	本事業へ参画する県内事業者を記載する場合、当該県内事業者から取得した関心表明書は添付可能でしょうか。	県内企業から本事業への参画意思を示す関心表明書等を添付することについて認めます。
257	様式集及び記載要領	13 6	様 式 12							二次提案までの期間であれば、不確定な事項が多く、また、過度に事業者側にリスクが寄せられており、事業性が見極められない等の理由で辞退することは可能か？	応募者には、辞退する権利があります。
258	基本協定書(案)	2	第 3 条	1	(5)				事業者の設立	発行できる株式について、議決権制限株式の発行可否について御教示いただけますでしょうか。	議決権制限株式の発行は認められません。
259	基本協定書(案)	2	第 3 条	1	(5)				事業者の設立	発行できる株式について、無議決権株式とは完全無議決権株式を意味しているものと解釈してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
260	基本協定書(案)	2	第 4 条	1					運営権の設定	「本事業の開始に向けた手続が円滑に進捗していること」とは、特定事業契約上の義務違反がないことと同義であることをご確認ください。運営権設定の条件が不明確ですと、借入等の資金調達に支障をきたします。	ご理解のとおりです。
261	基本協定書(案)	3	第 5 条	1					議決権株式の処分の承認について	「②特定事業契約に定める事項の実現を阻害せず、かつ、③当該譲渡が要求水準を充足した特定事業契約の履行の継続その他事業者による本事業の安定的実施の継続性を阻害しないと判断した場合」につき、具体的な事例についてご想定をご教示下さい。当該議決権株式の処分者から事業者に出向している職員が議決権株式の処分と共に引き上げることで要求水準書又は提案書類に定める事業者の義務履行に支障をきたすような状況を想定しており、他には特に想定していないという理解でよいでしょうか。	ご提示の例は、代表的な事例の一つと考えられますが、これに限定はされません。

募集要項等（参加資格関係以外）に関する質問に対する回答

No	資料名	該当箇所							質問・意見	回答
		頁	章	節	細節	項	目	細目		
262	基本協定書(案)	3	第5条	2				株式の譲渡	別紙2の様式は、優先交渉権者が連名で県に対して差し入れることを想定しておりますが、県の承諾を得て議決権株式を譲渡する場合には、当該譲渡の譲受人が単独で出資者保証書を差し入れるという理解でよろしいでしょうか。その場合、別紙2の様式は、譲受人が単独で差し入れることを前提とした記載内容となっていないため、「『大要』別紙2（出資者保証書の様式）の様式による出資者保証書」との文言へ修正することについてご検討ください。	ご指摘を踏まえて修正します。修正後の基本協定書（案）は競争的対話を踏まえて公表するものとします。
263	基本協定書(案)	3	第5条	2				株式の譲渡	担保権実行等に関する協定書との記載がございますが、こちらは貴県が有する契約の雛形等に基づいて内容の協議をさせていただくという理解でよろしいでしょうか。	第5条3項についてのご質問との理解で回答します。県が提示する協定書（案）を基に協議を行うことを想定しています。
264	基本協定書(案)	3	第5条	3				株式の譲渡	「当該融資及び担保権設定に関する契約書の写しが県に提出され」ていることが県が合理的な理由なく承諾の留保、遅延又は拒否ができない条件の一つとされておりますが、担保権設定に関する契約書を締結するためには、事前に県の承諾を取得する必要があります。したがって、県から承諾をいただく時点で提出する必要があるのは、あくまでも担保権設定に関する契約書のドラフトであり、調印版の写しは、当該契約締結後に県に提出すれば足りるという理解でよろしいでしょうか。別紙2第3項を踏まえますと、かかるご想定とは存じますが、念のため、ご確認ください。	ご理解のとおりです。
265	基本協定書(案)	4	第7条	4				業務の委託・請負	「第三者に統括マネジメント業務の実施を委託させ又は請け負わせてはいけません」とありますが、例えば計算書類の作成などの一部作業（全部ではない）を委託することは認められるのでしょうか。教示の程、お願い申し上げます。	委託の範囲が補助的な作業であると県が認める範囲において、特定事業契約の定めに基づき委託を認めます。ただし、委託を行う業務の範囲・内容等について予め提案書で明らかにしてください。

募集要項等（参加資格関係以外）に関する質問に対する回答

No	資料名	該当箇所							質問・意見	回答	
		頁	章	節	細節	項	目	細目			項目名
266	基本協定書(案)	4	第7条	4					業務の委託・請負	「統括マネジメント業務を自ら実施」とありますが、事業統括責任者は事業者の役員が就任する前提で、その他の支援業務をコンソーシアム構成員に委託することは妨げられないとの理解でよろしいでしょうか。	基本協定書(案)第7条4項において委託又は請負を認めていない「第三者」には、コンソーシアム構成員も含まれます。
267	基本協定書(案)	4	第8条	1					準備行為	「・・・必要な準備行為を行うことができる。」とありますが、再整備業務対象施設の調査・設計や監督官庁および関係機関への許認可・届出に係る準備も含まれる理解でよろしいでしょうか。	基本協定書(案)第8条1項に規定のとおり、「自らの責任及び費用」において行う限りにおいて、ご理解のとおりです。
268	基本協定書(案)	6	第9条	2					談合その他の不正行為による特定事業契約の不締結	違約罰計算における、運営権対価(総額)とは、一括金と分割金及びそれらに係る消費税の合計額との認識でよろしいでしょうか。	「運営権対価(総額)」には消費税及び地方消費税は含まれません。
269	基本協定書(案)	6	第9条	2					談合その他の不正行為による特定事業契約の不締結	違約罰としての賠償金が運営権対価(総額)相当額の20%となっていますが、国交省の通達等から10%が妥当ではないでしょうか。	鳥取県建設工事請負契約書標準様式に準拠し、特定事業契約の不締結事由の軽重を鑑みた水準で妥当と考えております。
270	基本協定書(案)	6	第10条	2					暴力団排除に係る特定事業契約の不締結	違約罰計算における、運営権対価(総額)とは、一括金と分割金及びそれらに係る消費税の合計額との認識でよろしいでしょうか。	「運営権対価(総額)」とは、一括金と分割金の合計額ですが、消費税及び地方消費税は含まれません。
271	基本協定書(案)	6	第10条	2					暴力団排除に係る特定事業契約の不締結	違約罰計算において、談合その他の不正行為と暴力団排除の計算における比率が異なる理由を御教示いただけますでしょうか。	鳥取県建設工事請負契約書標準様式に準拠し、特定事業契約の不締結事由の軽重を鑑みた料率の違いです。

募集要項等（参加資格関係以外）に関する質問に対する回答

No	資料名	該当箇所							質問・意見	回答	
		頁	章	節	細節	項	目	細目			項目名
272	基本協定書(案)	7	第11条	2					特定事業契約不調の場合の処理	「県又は優先交渉権者のいずれかの責めに帰すべき事由により特定事業契約の締結に必要な許認可が得られなかったために、特定事業契約の締結に至らなかった場合」とされていますが、許認可に限定されたご趣旨をご教示下さい。「県又は優先交渉権者のいずれかの責めに帰すべき事由により特定事業契約の締結に至らなかった場合」全般についても、帰責当事者が合理的な費用負担を行うのが適切であるかと存じます。	ご指摘を踏まえて修正します。修正後の基本協定書(案)は競争的対話を踏まえて公表するものとします。
273	基本協定書(案)	7	第11条	2					特定事業契約不調の場合の処理	「他方の当事者が本事業の準備に関して既に支出した費用」につき、県におけるかかる費用として実際に想定している費用の範囲をご教示ください。	本事業の準備にあたり要したアドバイザー業務費用(委託費)及び直接費用を想定しています。
274	基本協定書(案)	7	第12条						任意事業の実施	脚注5において記載されている、事業者以外の者が任意事業の実施主体となる場合について、任意事業協定の規定事項の概要をお示しください。	応募者による提案内容により具体的な規定事項は異なるものと考えられますが、任意事業の内容、当該実施主体の履行義務、モニタリングについては最低限記載されるものと考えております。
275	基本協定書(案)	7	第12条						任意事業の実施	脚注5において記載されている、事業者以外の者が任意事業の実施主体となる場合について、任意事業協定に違反があったことそれ自体が直接特定事業契約の義務違反を構成するわけではない、という理解でよろしいでしょうか。	事業者は、任意事業の実施主体に任意事業を実施させる義務を負います。そのため、任意事業協定違反の事象に応じ、県が事業者による特定事業契約の義務違反と看做す可能性はあります。
276	基本協定書(案)	7	第13条	1					代表企業の責務	事業期間終了後に生じる貴県への支払債務を代表企業が免責的債務引受を行うと御座いますが、基本契約第60条及び第57条2項規定に則して、代表企業が貴県から債務履行を求められるのは運営権終了日から2年以内との理解でよろしいでしょうか。	基本協定書(案)及び特定事業契約書(案)に規定のとおりです。
277	基本協定書(案)	7	第13条	1					代表企業の責務	代表企業が単独で免責的債務引受を行うことは、貴県への債務履行性の確保等に鑑み、基本協定第9条4項・第10条4項規定と同様の考え方に則したほうがよろしいのではないのでしょうか。	原文のとおりとします。

募集要項等（参加資格関係以外）に関する質問に対する回答

No	資料名	該当箇所							質問・意見	回答	
		頁	章	節	細節	項	目	細目			項目名
278	基本協定書(案)	8	第14条	2	3				秘密保持	本事業に関する情報は、企業のノウハウ等を含み、その開示はコンソーシアム構成員の競争上の地位を害する可能性がありますので、情報開示請求があった場合には、予めコンソーシアム構成員と協議いただけることをご確認ください。	鳥取県情報公開条例第14条の規定に基づき、第三者情報として事業者に見解書提出の機会が付与されません。
279	基本協定書(案)	8	第17条	1					有効期間	念のためではございますが、特定事業契約は全て同日付で締結が予定されており、ここでいう「特定事業契約の締結日」とは、全ての特定事業契約が締結された日であるという理解でよいか確認させて下さい。	ご理解のとおりですが、特定事業契約は、基本契約、再整備契約及び実施契約により構成される不可分一体の契約であり、すべて同日付で締結されることを想定しています。
280	基本協定書(案)	8	第17条	3	2				有効期間	「第6条（特定事業契約）」を「第6条（特定事業契約の <u>締結</u> ）」にご修正願います。	ご指摘を踏まえて修正します。修正後の基本協定書(案)は競争的対話を踏まえて公表するものとします。
281	基本協定書(案)	8	第17条	3					有効期間	第17条3項の規定の効力の期限は、特定事業契約の完全な履行又は契約の終了までという理解でよいでしょうか。	特定事業契約の締結に至った場合はご理解のとおりですが、至らなかった場合には基本協定の有効期間の終了後も存続します。
282	基本協定書(案)	11	別紙1	(7)						「完工検査を経た再整備業務対象施設の県への引渡後」との表現ですが、小鹿第一発電所について県へ引き渡した後であれば、他の再整備業務対象施設を引き渡していなくとも解体新設工事を実施できるという理解ですので、再整備契約第26条第1項に合わせて「完工検査を経た小鹿第一発電所の県への引渡後」へ修正することについてご検討ください。	ご指摘を踏まえて修正します。修正後の基本協定書(案)は競争的対話を踏まえて公表するものとします。
283	基本協定書(案)	15	別紙2							頭書2行目の「と間で」を「と <u>の間</u> で」にご修正願います。	ご指摘を踏まえて修正します。修正後の基本協定書(案)は競争的対話を踏まえて公表するものとします。
284	基本協定書(案)	16	別紙2						出資者保証書の様式3	事業者の議決権株式に対して担保権を設定する場合は事前にその旨を県に書面で通知し承諾を得ることとありますが、事前の通知期限はいつになるのでしょうか。	本回答では、30日前を目安として示しますが、事業者及び金融機関側の事情・状況により異なるものと想定しています。



募集要項等（参加資格関係以外）に関する質問に対する回答

No	資料名	該当箇所							質問・意見	回答	
		頁	章	節	細節	項	目	細目			項目名
285	基本契約書(案)	1	1	第3条	2	2			特定事業契約	通常、実施契約と一体であり実施契約の一部を構成する契約に含まれる「基本協定書」が含まれていませんが、意図を確認させてください。	基本協定書の契約当事者は県と優先交渉権者であり、特定事業契約の契約当事者は県と事業者であるため、前者が後者の一部を構成することは想定しておりません。
286	基本契約書(案)	1	1	第3条	3	3			特定事業契約	契約の優先順位を決める対象に「基本協定書」が含まれていません。意図を確認させて下さい。	基本協定書の契約当事者は県と優先交渉権者であり、特定事業契約の契約当事者は県と事業者であるため、これらの契約間の効力の優先順位を定めることは想定しておりません。
287	基本契約書(案)	2	1	第4条	4	4			本事業の実施	事業者が任意事業を実施する場合、当該任意事業の継続が困難なやむを得ない事情（事業者の責めに帰すべき事由によらずに採算が見込めない状況となった場合を含みます。）がある場合には、任意事業の中止を承認いただけることをご確認ください。	実施方針等に関する質問・意見に対する回答 No. 47 のとおり、提案審査で評価された任意事業については、そのとおりに実施いただくことが基本となります。任意事業の提案は必須ではありませんので、この前提のもとに、提案するかどうかをご検討ください。
288	基本契約書(案)	2	1	第5条	5	5			県の実施業務	運営維持業務開始日の前日までの運営維持業務は、県が従前実施していたのと同等の業務水準の注意義務をもって継続していただくこと、及び当該期間中に本事業の実施に影響を与える運営権設定対象施設の修繕、更新等を行う場合には、事前に事業者の承諾を得ていただくことをご確認ください。	ご理解のとおりです。
289	基本契約書(案)	2	1	第5条	1	(1)			県の実施業務	県が設置する河川法上の工作物の管理・運営については、1号の「河川法に定める水利権者及びダム設置者としての権利行使及び義務履行」に含まれるという理解で宜しいでしょうか。	含まれません。管理・運営は、事業者が本事業の運営維持業務として要求水準に基づき行います。
290	基本契約書(案)	4	2	第9条					事業統括責任者	事業統括責任者を再整備業務時と運営維持業務時にて変更することは問題御座いませんでしょうか。	問題はありませんが、変更が想定されているならば、企画提案書に記載ください。
291	基本契約書(案)	4	2	第10条					統括マネジメント業務の実施体制等	統括マネジメント業務の実施者を複数若しくは、途中で構成員間にて変更することは問題御座いませんでしょうか。	問題ありません。統括マネジメント業務を事業者から第三者に対して委託する想定での質問との理解ですが、委託する業務の範囲等について、要求水準を充足ください。

募集要項等（参加資格関係以外）に関する質問に対する回答

No	資料名	該当箇所							質問・意見	回答	
		頁	章	節	細節	項	目	細目			項目名
292	基本契約書(案)	5	2	第12条	1				運営維持業務の実施体制等	4行目の「年間運転計画書等」は「保安規程等」の誤記かと存じますので、ご修正願います。	ご指摘を踏まえて修正します。修正後の基本契約書(案)は競争的対話を踏まえて公表するものとします。
293	基本契約書(案)	6	2	第14条	1	(1)			運営権の設定	運営権設定の条件として、再整備が完了した施設について、県が所有権を取得していることが含まれていますが、貴県との間で金銭の支払いが予定されない中、ここでいう「取得」は何をもって定義されるのでしょうか。例えば所有権登記がキーとなりますと、施設完工から運営権設定までの間にタイムラグが生じてしまいかねません。 また、施設引渡し、商業運転開始、運営権設定が同時に行われる仕組みとなっているかどうかご教示下さい。	再整備業務費の支払債務は特定事業契約に基づき県が負担します。「取得」は、事業者からの再整備業務対象施設に係る工事目的物の引渡しによるものとします。また、再整備業務対象施設に係る運営維持業務の開始日は、工事目的物の引渡し翌日を想定していますが、事業者の提案によります。
294	基本契約書(案)	6	2	第14条	1	(3)			運営権の設定	「本事業の開始に向けた手続が円滑に進捗していること」とは、特定事業契約上の義務違反がないことと同義であることをご確認ください。運営権設定の条件が不明確ですと、借入等の資金調達に支障をきたします。	ご理解のとおりです。
295	基本契約書(案)	6	2	第14条	2				運営権の設定	運営権の登録の際、登録事項となる存続期間は、オプション延長も含めた期間で登録されるという理解でよろしいでしょうか。	「公共施設等運営権及び公共施設等運営事業に関するガイドライン」に基づき、当初の存続期間及びオプション延長期間を登録することを想定しています。
296	基本契約書(案)	6	2	第15条	1	(1)			運営権の効力発生	解体新設対象施設は運営権の効力発生が解体新設工事が完了した翌日と理解しておりますので、解体新設対象施設の運営権の効力発生は別途規定していただけないでしょうか。	原文のとおりとします。なお、小鹿第一発電所（解体新設対象施設を除く）の運営権の効力は、解体新設対象施設の再整備業務開始日と同日又は開始日以前に発生するものと想定しています。
297	基本契約書(案)	6	2	第15条	1	(2)			運営権の効力発生	解体新設対象施設は運営権分割金の支払がないものと理解しておりますので、運営権設定対象施設から解体新設対象施設を除く旨の規定をお願いできますでしょうか。	原文のとおりとし、事業者は、解体新設対象施設に係る再整備費と相殺される分割金部分に係る消費税等も支払うものとします。

募集要項等（参加資格関係以外）に関する質問に対する回答

No	資料名	該当箇所							項目名	質問・意見	回答
		頁	章	節	細節	項	目	細目			
298	基本契約書(案)	6	2	第15条	1	(4)			運営権の効力発生	第(4)号の条件は、効力発生の対象となる個別の運営権設定対象施設ごとに、当該運営権設定対象施設について必要な業務委託請負契約が締結されていればよい、という理解でよいでしょうか。業務委託請負契約を、運営権設定対象施設ごとに順次締結する可能性があるため、お伺いしております。	ご理解のとおりです。
299	基本契約書(案)	6	2	第15条	1				運営権の効力発生	要求水準書の表-5では、運営権の効力発生日が再整備業務完了の翌日とされていますが、再整備業務が完了した場合であっても、基本契約第15条第1項に定める条件が充足していなければ運営権の効力は発生しないという理解でよいかをご確認ください。	ご理解のとおりです。
300	基本契約書(案)	6	2	第15条	1				運営権の効力発生	基本契約第15条第1項の条件が充足せず、運営権の効力が発生しない場合には、再整備業務が完了していたとしても、事業者には運営維持業務を実施する権原がありません。したがって、再整備業務完了後に15条第1項の条件が充足した場合には、当該条件が充足するまでの再整備業務対象施設の管理は県が行うことをご確認ください。	基本契約書(案)第15条第2項に基づき県が運営権の効力発生を延期した場合において、運営権の効力発生までの間の管理は県が行います。
301	基本契約書(案)	7	2	第15条	1	(8)			運営権の効力発生	「引継ぎ及び必要な準備を完了していること」の具体的な内容については、第8条第1項に基づく協議において調整されるという理解でよろしいでしょうか。運営権の効力発生の条件が不明確ですと、資金調達の障害となる危険があるため、お伺いしております。	ご理解のとおりです。

募集要項等（参加資格関係以外）に関する質問に対する回答

No	資料名	該当箇所							質問・意見	回答	
		頁	章	節	細節	項	目	細目			項目名
302	基本契約書(案)	7	2	第15条	2				運営権の効力発生	運営権の効力発生が延期された場合の運営権の存続期間はどのようにすると理解すればよろしいでしょうか。別紙3には存続期間と満了日の双方を記載することとされているため、処理が不明です。	運営権設定対象施設（4施設）の運営権存続期間は、運営権の効力発生日に拘らず、募集要項の定めに基づき「新設区分の調達価格による調達期間満了日まで」とします。その旨、別紙3を修正します。また、効力発生遅延時には別紙2の運営維持業務期間終了日及び別紙3の存続期間の満了日が変更となる旨付記します。修正後の基本契約書（案）は競争的対話を踏まえて公表するものとします。
303	基本契約書(案)	7	2	第15条	2				運営権の効力発生	再整備完了後、運営権効力発生にかかるCPの充足に時間を要する場合、その期間の発電所の管理方針につきご教示ください。	基本契約書（案）第15条第2項に基づき県が運営権の効力発生を延期した場合において、運営権の効力発生までの間の管理は県が行います。
304	基本契約書(案)	7	2	第15条	2				運営権の効力発生	再整備完了後、運営権効力発生にかかるCPの充足に時間を要する場合、CPが充足し運営権の効力が発生するまでは、発電をする（≒Fitの売電を始める）ことも出来ないとの理解で宜しかったでしょうか。	効力発生要件（県が充足の免除を認めた要件を除く。）が充足し、運営権の効力が発生するまで、事業者は運営権に基づき売電収入を収受することはできません。
305	基本契約書(案)	7	2	第16条	2				既往契約の承継	既存発電設備は接続廃止されますが（基本契約別紙2第1）、再整備業務後の各発電所は、既往電力受給契約を承継することで、連系枠を確保できる、ということでしょうか。	要求水準書に基づき、事業者が当該運営権設定対象施設に係る新規電力受給契約を締結してください。なお、連系枠は確保可能とお考えいただいて結構です。また、春米発電所については、基本契約書（案）第16条を参照してください。
306	基本契約書(案)	7	2	第16条	2				既往契約の承継	第16条2項において、「既往契約（既往電力受給基本契約及び春米電力受給契約の総称をいう。以下この条において同じ。）」とある一方、同条4項に「電気・上下水道・電話等のユーティリティに係る既往契約」とあります。既往契約には上下水道・電話等のユーティリティに係る契約全般も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	ご指摘を踏まえて修正します。修正後の基本契約書（案）は競争的対話を踏まえて公表するものとします。

募集要項等（参加資格関係以外）に関する質問に対する回答

No	資料名	該当箇所							質問・意見	回答	
		頁	章	節	細節	項	目	細目			項目名
307	基本契約書(案)	7	2	第16条	3				既往契約の承継	県からの承継が遅延した場合、事業者が生じた追加費用及び損害は、帰責当事者が負担する、とありますが、損害には逸失利益が含まれるとの理解で宜しかったでしょうか。	相当因果関係がある限りにおいてご理解のとおりです。
308	基本契約書(案)	7	2	第16条	3				既往契約の承継	当該遅延について、事業者帰責となるのはどのようなケースを想定しているかご教示ください。	既往契約の承継に必要な手続きを適時に履行しなかった場合等を想定しています。
309	基本契約書(案)	7	2	第16条	4				既往契約の承継	第2項で「既往契約」が定義されていますが、第4項にある「既往契約」は定義されたものとは別の概念ではないでしょうか。用語の整理をお願いいたします。	ご指摘を踏まえて修正します。修正後の基本契約書(案)は競争的対話を踏まえて公表するものとします。
310	基本契約書(案)	7	2	第16条	4				既往契約の承継	「承継対象の契約及び承継手続きについては、競争的対話で調整するものとする」との注釈がありますが、承継対象の契約について、契約金額が相応に大きい(例えば1,000万円以上)契約がございましたら、事前に開示頂けないでしょうか。	電気・上下水道・電話等のユーティリティに係る既往契約であり、一時の支払いが1,000万円以上となるものはありません。
311	基本契約書(案)	7 8	2	第16条 第17条	2 2				既往契約の承継 新規契約の締結	既往電力受給契約を承継しつつ新規電力受給契約を締結することになっていますが、両者の関係性はどうなりますでしょうか。	既往電力受給契約は春米発電所に係るものであり、新規電力受給契約はその他の運営権設定対象施設に係るものです。ご指摘を踏まえて、基本契約書(案)第17条2項における運営権設定対象施設を再整備業務対象施設に修正します。修正後の基本契約書(案)は競争的対話を踏まえて公表するものとします。

募集要項等（参加資格関係以外）に関する質問に対する回答

No	資料名	該当箇所							質問・意見	回答	
		頁	章	節	細節	項	目	細目			項目名
312	基本契約書(案)	8	2	第17条	2				新規契約の締結	各運営権設定対象施設について運営維持業務開始予定日までに、新規電力受給契約を締結するとされていますが、春米発電所について、新規電力受給契約の締結は必要でしょうか。 募集要項28頁では、「春米発電所について県より事業承継を受けるものとし・・・この場合、事業者は新たな系統に係る接続契約及び電力受給契約の申込み手続きは不要」とされ、同29頁には、「春米発電所は、県が中国電力との間で締結した接続契約及び電力受給契約・・・の契約上の地位を承継することを基本とする」とされています。また、実施契約書第8条第3項(4頁)においても、2024年3月末までは既往電力受給契約に従い、それ以降は春米電力受給契約に従うとされており、新規受給契約の締結は必須ではないように思われます。	原文において「各再整備業務対象施設」とすべきところを「各運営権設定対象施設」と誤記したことに伴うご質問との認識ですので、ご指摘を踏まえて修正します。修正後の基本契約書(案)は競争的対話を踏まえて公表するものとします。
313	基本契約書(案)	8	2	第17条	3				新規契約の締結	「暴力団関係者その他県が不適切と認める者との間で～」と記載があるが、その他県が不適切と認める者とはどのような事項を想定しているのか。	基本契約書(案)第49条1項7号の解除事由となるおそれがある者を想定しています。
314	基本契約書(案)	8	2	第17条	4				新規契約の締結	譲渡対象資産の譲渡に関しては、必須であるとの認識でよろしいでしょうか。	募集要項別紙の「譲渡対象資産リスト」に掲載された資産の譲渡は基本的には必須ですが、特定事業契約締結時に協議の余地はあります。
315	基本契約書(案)	8	2	第17条	4				新規契約の締結	譲渡対象資産譲受は、春米発電所の運営維持業務開始予定日までにP.52の一覧表内すべての譲渡資産を一括して行うのでしょうか。それとも運営権設定対象施設ごとに分けて行うのでしょうか。	当該運営権設定対象施設ごとを基本とし、詳細は競争的対話で調整するものとします。
316	基本契約書(案)	8	2	第17条	5				新規契約の締結	春米発電所運営維持業務委託契約にて貴県が春米発電所の運営維持業務を実施する間の電気主任技術者およびダム水路主任技術者は貴県が選任のうえ届出るとの理解でよろしいでしょうか。	競争的対話で行う県への委託業務の範囲の調整を踏まえて確定するものとします。

募集要項等（参加資格関係以外）に関する質問に対する回答

No	資料名	該当箇所							質問・意見	回答	
		頁	章	節	細節	項	目	細目			項目名
317	基本契約書(案)	8	2	第17条	5				新規契約の締結	県が運営維持業務を受託する期間については、事業者は春米発電所運営維持業務に関連して保険を付保する必要はないという理解でよろしいですか。	県への運営維持業務の委託期間中に限らず、事業者に保険付保義務は課しておりません（応募者が提案する場合を除く）。
318	基本契約書(案)	9	2	第18条	2				事業者による許認可の取得	再生可能エネルギー発電事業計画について、県から事業譲渡をうけると記載がございますが、譲渡に係る対価は発生する予定でございますでしょうか。	春米発電所に係る運営権対価（一括金）とは別に、譲渡に係わる対価の支払いを求めることはありません。
319	基本契約書(案)	9	2	第18条	3				事業者による許認可の取得	その遅延が県の責めに帰すべき事由による場合には、県がその責任及び損害を負担する、と記載がありますが、損害には逸失利益が含まれるとの理解で宜しかったですでしょうか。	相当因果関係がある限りにおいてご理解のとおりです。
320	基本契約書(案)	9	2	第19条	1				県による許認可の取得	許認可更新等の手続きの遅延や万一許認可が維持・更新出来なかった場合の対応方針についてご教示下さい。	特定事業契約書（案）の定めに基づき対応することを想定しています。
321	基本契約書(案)	9	2	第19条	1				県による許認可の取得	許認可の維持について、県が事業者に協力を求めることがあるとの記載がありますが、具体的にどのような協力を求めることを想定しているのか例示していただけますでしょうか。	要求水準書に記載のとおり、必要な資料の作成、とりまとめを行う等の協力を想定しています。
322	基本契約書(案)	10	3	第21条	1				再整備業務費の支払	第21条第1項に規定されるとおり、かかる規定及び再整備契約の締結をもって法的には相殺の前提となる債務の負担が行われますので、かかる規定を含む基本契約及び再整備契約を締結するための権原として、基本契約及び再整備契約締結時に債務負担行為の議決がなされるという理解でよろしいでしょうか。	再整備業務費は、複数年度にわたる支出ではなく、各相殺実施年度の単年度予算の歳出予算に再整備業務費を、歳入予算に（解体新設費用を除く再整備業務に対応する）運営権対価一括金又は（解体新設費用に対応する小鹿第一発電所の）運営権対価分割金を計上して相殺することを想定しているため、債務負担行為の議決は想定しておりません。
323	基本契約書(案)	10	3	第21条	1				再整備業務費の支払	貴県が御負担される再整備業務費にはSPCの開業に要する諸費用や資金調達に係る諸費用は含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	再整備業務費は、再整備業務期間中の整備資金に係る利息等、県において通常資産計上可能なものに限られます。
324	基本契約書(案)	10	3	第21条	1				再整備業務費の支払	貴県が御負担される再整備業務費に係る消費税は、再整備業務に要した各費用の合計額に消費税率を乗じて計算されるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

募集要項等（参加資格関係以外）に関する質問に対する回答

No	資料名	該当箇所							質問・意見	回答	
		頁	章	節	細節	項	目	細目			項目名
325	基本契約書(案)	10	3	第21条	2				再整備業務費の支払	貴県が御負担される解体新設施設に係る消費税は、再整備業務に要した各費用の合計額に消費税率を乗じて計算されるとの理解でよろしいでしょうか。	解体新設費用に消費税率を乗じて計算されます。
326	基本契約書(案)	10	3	第21条	1				再整備業務費の支払	「県は工事目的物の引き渡しを受けたとき(解体新設工事の場合は、完成を確認した旨を事業者へ通知したとき)、事業者に対し～支払債務を負担する。」とされているが、工事目的物の引き渡し前に、工事費用の一部について事業者から工事請負事業者への支払が発生する場合(例：分割支払方式)、県及び事業者の協議によって、貴県から事業者への支払債務も分割支払とすることは可能でしょうか？教示の程、お願い申し上げます。	県から事業者への分割支払いはしません。
327	基本契約書(案)	10	3	第22条	1				運営権対価の支払	別紙7によると春米発電所に関しては2020年7月15日に運営権対価一括金の支払が要求されていますが、春米発電所の工事が遅延するなどして引渡が遅延した場合には、2020年7月15日ではなくそれ以後の引渡しの日を支払うということでしょうか。	ご理解のとおりです。
328	基本契約書(案)	10	3	第23条	1				相殺	基本契約書(案) P.10 第23条1項において、消費税込みの再整備業務費と消費税込みの運営権対価一括金が相殺されると記載されている一方、基本契約書(案) P.57 別紙7では、運営権対価一括金の最低提案価格は、消費税等別で提案するよう記載されています。資料内で齟齬があると思われませんが、提案においては消費税等は含めず提案し、実務においては消費税等込みの再整備業務費と運営権対価が相殺されるとの理解でよろしいでしょうか。	提案においては消費税等は含めず提案いただきますが、事業者は運営権対価に係る消費税等の支払債務を負担することにご留意ください。



募集要項等（参加資格関係以外）に関する質問に対する回答

No	資料名	該当箇所							質問・意見	回答	
		頁	章	節	細節	項	目	細目			項目名
329	基本契約書(案)	10	3	第23条	2				相殺	第23条2項の規定について確認させていただきます。事業者は、再整備契約の定めに基づき再整備業務費の減額あった場合には、相殺の実施後の運営権対価一括金の残額の支払い義務が生じ現金で支払うとの理解でよろしいでしょうか。本理解が正しい場合、提案提出後の事業者（EPC業者を含む）によるEPC費用削減努力を行いより良い施策を実施するインセンティブが発生しにくくなると存じますが、どう考えについてどのようにお考えかご教示下さい。	再整備契約上事業者側のEPC費用削減努力の結果を反映する再整備業務費の減額規定はなく、かかる場合には事業者に帰属します。
330	基本契約書(案)	10	3	第23条	2				相殺	再整備業務費の増減があった場合、相手方に対して当該増減額を請求することができるかと解しておりますが、再整備契約書(案)10頁21条及び11頁22条との関係性はどうか解釈すればよろしいでしょうか。御教示賜れますと幸いです。	基本契約書(案)第23条2項は、再整備契約に定めに基づき再整備業務費の増減があった場合の対応について規定したものです。
331	基本契約書(案)	10	3	第23条	3				相殺	県の解体新設費用の支払債務と小鹿第一発電所の運営権対価分割金に係る債権の相殺は、解体新設工事の完成日の属する年度に係る運営権対価分割金に係る債権について行われるという理解ですが、仮に、当該年度に係る運営権対価分割金が解体新設費用の支払債務に不足する場合には、不足額については翌年度に係る運営権対価分割金に係る債権と相殺が行われるという理解でよろしいでしょうか。相殺が行われるタイミング及び不足額が生じた場合の処理についての規定がございませんので、お伺いしております。	ご理解のとおりです。
332	基本契約書(案)	10	3	第23条	3				相殺	相殺される解体新設費用は消費税込みの金額となる一方、当該相殺の対象となる運営権対価分割金は消費税抜きとなる（分割金に対応する消費税は、運営権設定時に支払い済みの為）という理解で間違いはないでしょうか。	ご理解のとおりです。

募集要項等（参加資格関係以外）に関する質問に対する回答

No	資料名	該当箇所							質問・意見	回答	
		頁	章	節	細節	項	目	細目			項目名
333	基本契約書(案)	10	3	第23条	5				相殺	特定事業契約による生ずる権利又は義務を第三者に譲渡等を行ってはならない規定となっておりますが、本件に係る金融機関からの資金調達に際して、金融機関に担保提供することは差し支え御座いませんか。	特定事業契約に定める限りにおいて、ご理解のとおりです。
334	基本契約書(案)	10	3	第23条					相殺	「解体新設費用の支払債務の全額を、小鹿第一発電所の運営権対価分割金に係る債権と、解体新設費用相当額に満つるまで対当額について相殺」とありますが、解体新設費用相当額は、分割ではなく、一括して相殺できるという理解で良いでしょうか。	事業者が提案する解体新設費用と小鹿第一発電所の運営権対価分割金の金額によりませんが、現状解体新設費用が当該年度に係る運営権対価分割金を上回ることは想定しておりません。なお、一括処理できない場合については、No331の回答をご参照ください。
335	基本契約書(案)	11	4	第26条	2				統括マネジメント業務	「統括マネジメント業務を自ら実施」とありますが、事業統括責任者は事業者の役員が就任する前提で、その他の支援業務をコンソーシアム構成員に委託することは妨げられないとの理解でよろしいでしょうか。	その他の支援業務が補助的業務ということであればご理解のとおりです。
336	基本契約書(案)	11	4	第27条	3				年間業務報告書の提出	「県が別途定める公表事項」とは具体的にどのような事項でしょうか。確定していない場合、いつどのようにして当該公表事項を決めるのでしょうか。	基本契約書(案)第27条2項に基づき行う協議時に併せて協議の上、決定するものとします。
337	基本契約書(案)	11	4	第27条	3				年間業務報告書の提出	事業者としてホームページを新設する事が公募条件であると理解すればよろしいのでしょうか？	ご理解のとおりです。
338	基本契約書(案)	11	4	第28条	1				財務情報の報告	第28条第1項に規定される「計算書類等」とは、会社法第442条第1項に定義されたものが該当するという理解でよろしいでしょうか。	モニタリング基本計画書表4-3に記載の書類を指します。
339	基本契約書(案)	11	4	第28条	1				財務情報の報告	財務状況がどのような状態になった場合、「適正業務の確保」がなされていないと判断されるのか、その場合のペナルティ等の有無を含めご教示いただきたい。	基本契約書(案)別紙8及びモニタリング基本計画書をご参照ください。

募集要項等（参加資格関係以外）に関する質問に対する回答

No	資料名	該当箇所							質問・意見	回答	
		頁	章	節	細節	項	目	細目			項目名
340	基本契約書(案)	11	4	第28条	2				財務情報の報告	第28条第2項の「財務書類」とは、第1項の「計算書類等」のうち何を指すのかご教示ください。	ご指摘を踏まえて、第28条2項及び3項の「財務書類」を「計算書類等」に修正します。修正後の基本契約書(案)は競争的対話を踏まえて公表するものとします。
341	基本契約書(案)	11	4	第28条	3				財務情報の報告	第28条第3項の「財務書類」とは、第1項の「計算書類等」のうち何を指すのかご教示ください。	ご指摘を踏まえて、第28条2項及び3項の「財務書類」を「計算書類等」に修正します。修正後の基本契約書(案)は競争的対話を踏まえて公表するものとします。
342	基本契約書(案)	12	4	第31条	1				モニタリング基本計画書等の変更	「合理的な理由がある場合」とは、技術的な要請及び法令等の変更による変更が必要になった場合であることをご確認ください。	主にご指摘の事由を想定していますが、これに限定されません。
343	基本契約書(案)	12	4	第31条	1				モニタリング基本計画書等の変更	第31条第1項に基づく変更は、事業者との協議を通じ、モニタリングに伴う事業者の業務負担についても十分勘案の上行うことをご確認ください。	基本契約書(案)第31条1項のとおり、県がモニタリング基本計画書を変更するのは「合理的な理由がある場合」であり、また、あらかじめ事業者と協議を行います。
344	基本契約書(案)	12	4	第31条	1				モニタリング基本計画書等の変更	モニタリング基本計画書の第VI章の内容の変更については、事業者の合意なく行わないことをご確認ください。違約金の水準や解除の条件が後から一方的に変更されることは許容できません。	違約金の水準や解除の条件については、ご理解のとおりです。
345	基本契約書(案)	12	4	第31条	1	2			モニタリング基本計画書等の変更	「モニタリング基本契約書」については県しか変更する権利はありません。なぜでしょうか。	「モニタリング基本契約書」ではなく、「モニタリング基本計画書」についての質問と理解し、お答えします。同書類は県が作成し、募集要項等として示すものであることが理由です。
346	基本契約書(案)	14	5	第33条	1	(4)			事業者による誓約事項	融資等に係る契約書の提出においては、融資契約の内容が金融機関のノウハウを含むものであるため、その提出方法等については、第68条に基づく協定書において予め金融機関と協議いただけることをご確認ください。	あらかじめ金融機関と協議するものとしませんが、県による特定事業契約義務の履行にあたり、合理的な範囲での情報開示は必須であると考えております。

募集要項等（参加資格関係以外）に関する質問に対する回答

No	資料名	該当箇所							質問・意見	回答	
		頁	章	節	細節	項	目	細目			項目名
347	基本契約書(案)	14	5	第33条	1	(4)			事業者による誓約事項	事業者が第三者との間で、商法に定める匿名組合契約を締結し、匿名組合出資により資金調達を行う場合、当該匿名組合契約及び匿名組合出資者は、同号に定める「事業者に対する融資等」及び「金融機関等」に該当することになるかどうか確認させて頂ければと存じます。	「金融機関等」には該当せず、匿名組合出資による資金調達を提案した事業者と基本協定及び特定事業契約を締結する場合には、無議決権株式の発行・割り当て、その保有者と同様に扱うべく文言調整します。
348	基本契約書(案)	14	5	第33条	2	(6)			事業者による誓約事項	資本金及び資本準備金の維持について記載がございますが、こちらは契約書の調整時に記載をするのみであり、提案書上で記載する必要はございませんでしょうか。	記載の必要があります。詳細は、様式集B-3-2をご参照ください。
349	基本契約書(案)	14	5	第33条	2	(6)			事業者による誓約事項	資本金及び資本準備金の合計額を●円以上に維持することとありますが、前提として、一定のDEレシオを維持していること等、財務の健全性が損なわれていない状態であれば、減資することを妨げるものではないと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
350	基本契約書(案)	15	5	第34条	3				事業者の株式	議決権株式の譲渡等について、不合理拒絶等しない場合として①、②及び③の場合が規定されていますが、①とは別に、②、③に基づき除外することが必要な場合としては、どのような場合を想定されていますでしょうか。	当該議決権株式の処分者から事業者に出向している職員が議決権株式の処分と共に引き上げることで特定事業契約の義務履行に支障をきたすような状況を代表例として想定していますが、これに限定はされません。
351	基本契約書(案)	15	5	第34条	3				事業者の株式	議決権株式の譲渡等について、議決権株式の保有者間の譲渡や、議決権株式保有者の関連会社への譲渡は基本的に応諾されるという理解でよろしいでしょうか。	基本契約書(案)第34条3項の規定に基づき、県は対応します。

募集要項等（参加資格関係以外）に関する質問に対する回答

No	資料名	該当箇所							質問・意見	回答	
		頁	章	節	細節	項	目	細目			項目名
352	基本契約書(案)	15	5	第34条	3				事業者の株式	「②第2条（公共性及び民間事業の趣旨の尊重）各号に掲げる事項の実現を阻害せず、かつ、③当該譲渡が要求水準を充足した特定事業契約の履行の継続その他事業者による本事業の安定的実施の継続性を阻害しないと判断した場合」につき、具体的な事例についてご想定をご教示下さい。当該議決権株式の処分者から事業者に出向している職員が議決権株式の処分と共に引き上げることで要求水準書又は提案書類に定める事業者の義務履行に支障をきたすような状況を想定しており、他には特に想定していないという理解でよいでしょうか。	ご提示の例は、代表的な事例の一つと考えられますが、これに限定はされません。
353	基本契約書(案)	14	5	第34条	5				事業者の株式	株式への担保権設定への承諾依頼をさせて頂くタイミングでは、契約書のドラフト（調印版では無い）となりますが、その理解で宜しかったですでしょうか。その他同様の記載箇所についても同じです。	ご理解のとおりです。
354	基本契約書(案)	15	5	第34条	5				事業者の株式	「当該融資及び担保権設定に関する契約書の写しが県に提出され」ていることが県が合理的な理由なく承諾の留保、遅延又は拒否ができない条件の一つとされておりますが、担保権設定に関する契約書を締結するためには、事前に県の承諾を取得する必要があります。したがって、県から承諾をいただく時点で提出する必要があるのは、あくまでも担保権設定に関する契約書のドラフトであり、調印版の写しは、当該契約締結後に県に提出すれば足りるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
355	基本契約書(案)	15	5	第34条	6				事業者の株式	事業者への出資として匿名組合出資を行うことも許容されるようですが、匿名組合出資者の地位譲渡についても無議決権株式の譲渡の規定と同様という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。匿名組合出資による資金調達を提案した事業者と基本協定及び特定事業契約を締結する場合には、無議決権株式の発行・割り当て、その保有者と同様に扱うべく文言調整します。

募集要項等（参加資格関係以外）に関する質問に対する回答

No	資料名	該当箇所							質問・意見	回答	
		頁	章	節	細節	項	目	細目			項目名
356	基本契約書(案)	16	5	第35条	2				契約上の地位譲渡	「当該融資及び担保権設定に関する契約書の写しが県に提出され」ていることが県が合理的な理由なく承諾の留保、遅延又は拒否ができない条件の一つとされておりますが、担保権設定に関する契約書を締結するためには、事前に県の承諾を取得する必要があります。したがって、県から承諾をいただく時点で提出する必要があるのは、あくまでも担保権設定に関する契約書のドラフトであり、調印版の写しは、当該契約締結後に県に提出すれば足りるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
357	基本契約書(案)	16	5	第36条	3				運営権の譲渡	「当該融資及び担保権設定に関する契約書の写しが県に提出され」ていることが県が合理的な理由なく承諾の留保、遅延又は拒否ができない条件の一つとされておりますが、担保権設定に関する契約書を締結するためには、事前に県の承諾を取得する必要があります。したがって、県から承諾をいただく時点で提出する必要があるのは、あくまでも担保権設定に関する契約書のドラフトであり、調印版の写しは、当該契約締結後に県に提出すれば足りるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
358	基本契約書(案)	17	5	第36条	3				運営権の譲渡	直接協定が締結されているときは、運営権への抵当権設定の承諾申請を、合理的な理由なくして留保等しないこととされておりますが、直接協定を締結しない形で、当該承諾申請を行うこともあるかと思えます。そのような場合でも、合理的な理由なくして承諾申請を拒否しないということを謳っていただけますでしょうか。	原文のとおりとします。

募集要項等（参加資格関係以外）に関する質問に対する回答

No	資料名	該当箇所							質問・意見	回答	
		頁	章	節	細節	項	目	細目			項目名
359	基本契約書(案)	18	6	第38条	1				責任及び損害等の分担原則	過去の災害や事故により本施設に発生した損害の内容（時期、場所、損傷・不具合内容）と復旧に要した費用及び期間に関する情報をご提供ください。特に土木構造物の損害、土砂災害、河川洪水による発電所浸水災害等についてもご教示ください。	開示資料「505. 過去の工事発注、委託業務発注履歴」が県が保有している情報のすべてです。
360	基本契約書(案)	18	6	第38条					責任及び損害等の分担原則	事業者は、春米発電所の事業承継を貴県から受けるとなっておりますが、貴県の事由による事業承継の手続き遅延は貴県がリスクを負担する という理解でよろしいでしょうか。こちら3月20日の実施方針に関する質問内容No. 299において特定事業契約を参照するようご回答を頂きましたが、左記契約内には遅延に関する規定が見当たりません。再度ご回答願えますでしょうか	ご理解のとおりです。一方当事者が特定事業契約に定める義務に違反したことにより相手方に損害が発生した場合の対応は、基本契約書（案）第16条に規定のとおりです。
361	基本契約書(案)	18	6	第38条					責任及び損害等の分担原則	事業者は貴県の合意のもと、中国電力へ事業承継の届出を行い、事業承継に必要な手続きを行うとありますが、中国電力内の手続きが遅延した場合は、リスク負担者は貴県になるという理解でよろしいでしょうか。こちら3月20日の実施方針に関する質問内容No. 300において特定事業契約を参照するようご回答を頂きましたが、左記契約内には遅延に関する規定が見当たりません。再度ご回答願えますでしょうか	基本契約書（案）第16条をご参照ください。
362	基本契約書(案)	18	6	第39条	1-4				臨機の措置	県が想定している、「臨機の措置」が必要な場合について具体的にはどのような状況かお示しください。	事故・緊急時対応など災害防止その他本事業実施上特に必要があるときです。
363	基本契約書(案)	18	6	第39条	4				臨機の措置	臨機の措置に要した費用のうち、「事業者が負担することが適当でない」と認められる部分」は県が負担するとされていますが、「事業者が負担することが適当でない」と認められる部分」として想定しているケースがあれば教えていただけますでしょうか。	要求水準を超える対応を行ったことで災害の防止、被害拡大抑止がなされたと認められる行為に係る費用の負担を想定しています。なお、そのような場合は事業者との協議において費用負担を定めます。

募集要項等（参加資格関係以外）に関する質問に対する回答

No	資料名	該当箇所							質問・意見	回答	
		頁	章	節	細節	項	目	細目			項目名
364	基本契約書(案)	18	6	第39条	4				臨機の措置	「事業者が負担することが適当でない」との条件について、具体的な判断基準をお示しください。また、かかる条件の該当性については、事業者と協議いただけたとの理解でよろしいでしょうか。	要求水準を超える対応を行ったことで災害の防止、被害拡大抑止がなされたと認められる行為に係る費用の負担を想定しています。なお、そのような場合は事業者との協議において費用負担を定めます。
365	基本契約書(案)	18	6	第39条	4				臨機の措置	”事業者が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、事業者が負担することが適当でない認められる部分については、県が負担する。”とありますが、事業者が負担することが適当でないと県が認める事態・事象について、県が想定してものがあれば例示下さい。	要求水準を超える対応を行ったことで災害の防止、被害拡大抑止がなされたと認められる行為に係る費用の負担を想定しています。なお、そのような場合は事業者との協議において費用負担を定めます。
366	基本契約書(案)	18	6	第39条	4				臨機の応変	事業者が負担することが適当でないと認められる部分とは、第三者賠償を含めまして、どのような部分との御認識でしょうか。御教示賜りたく存じます。	要求水準を超える対応を行ったことで災害の防止、被害拡大抑止がなされたと認められる行為に係る費用の負担を想定しています。なお、そのような場合は事業者との協議において費用負担を定めます。
367	基本契約書(案)	18	6	第39条	4				臨機の措置	「事業者が負担することが適当でないと認められる部分については県が負担する」となっています。県が想定している「県の負担する場合」について具体的にお示しください。	要求水準を超える対応を行ったことで災害の防止、被害拡大抑止がなされたと認められる行為に係る費用の負担を想定しています。なお、そのような場合は事業者との協議において費用負担を定めます。
368	基本契約書(案)	18	6	第40条	1				政策変更	法令改正に該当しない政策変更のみによって、事業実施ができなくなったり、履行のための費用が増加する、というのは具体的にどのようなケースを想定されているのでしょうか。「政策変更」の定義をお示しください。	基本契約書(案)第40条第1項において、特定事業契約の締結後に国又は地方公共団体による政策が変更又は決定されたことを「政策変更」と定義しています。現時点、具体的な想定はありません。
369	基本契約書(案)	18	6	第40条	4				政策変更	「基本契約書」第40条第4項に規定される、県が負担する追加費用について、合理的な範囲の金融費用を含むとの理解で良いですか。	ご理解のとおりです。ただし、政策変更に起因した特定事業契約の解除は想定していないため、融資条件によりますが、県がブレイクファンディングコストを負担することは現時点で想定していません。



募集要項等（参加資格関係以外）に関する質問に対する回答

No	資料名	該当箇所							質問・意見	回答	
		頁	章	節	細節	項	目	細目			項目名
370	基本契約書(案)	18	6	第40条	1				政策変更	政策変更については、事業者よりも県の方が情報の入手が容易な場合もあり得るかと存じます。そのため、県が認識をした場合には県から事業者に対して情報提供のための通知を頂ければと存じます。	県による特定事業契約の義務履行に必要な範囲で情報提供を行います。
371	基本契約書(案)	18	6	第40条					政策変更	法令改正と別に、政策変更に関するリスク分担の規定がおかれています。水力発電事業に影響を与える政策変更として、再生エネルギーの買取価格の変更の他に、想定している例があれば教えていただけますでしょうか。	現時点、具体的な想定はありません。
372	基本契約書(案)	19	6	第40条	2				政策変更	第40条第2項は削除ください。「政策変更」が定義されていない以上、「県の政策」＝「県の意思」と理解せざるを得ません。その結果、県も事業者も、県の意思に違反するものは全て履行義務を免除される（実施しなくてよい）ことになり、結論が極めて不合理です。	原文のとおりとします。なお、基本契約書（案）第40条第1項において、特定事業契約の締結後に国又は地方公共団体による政策が変更又は決定されたことを「政策変更」と定義しています。
373	基本契約書(案)	19	6	第40条	3				政策変更	「追加費用」には合理的な金融費用を含むことをご確認ください。	ご理解のとおりです。
374	基本契約書(案)	19	6	第40条	3				政策変更	ご記載いただいております「追加費用」には金融費用（ブレイクファンディングコスト等）が含まれますでしょうか。	「追加費用」に合理的な金融費用は含みます。ただし、政策変更に起因した特定事業契約の解除は想定していないため、融資条件によりますが、県がブレイクファンディングコストを負担することは現時点で想定していません。

募集要項等（参加資格関係以外）に関する質問に対する回答

No	資料名	該当箇所							質問・意見	回答	
		頁	章	節	細節	項	目	細目			項目名
375	基本契約書(案)	19	6	第40条	4				政策変更	リスク分担表の政治リスクの項目には、法制度・法令変更リスクの補足説明で記載されているような「発生防止手段を事業者が講じることが合理的に期待できなかった」という記載はございません。他方で、実施契約第40条第4項は「追加費用のうち、発生防止手段を事業者が講じることが合理的に期待できなかったと県が認めるもの」が県負担とされていますので、リスク分担表と合わせるために、「発生防止手段を事業者が講じることが合理的に期待できなかったと県が認めるもの」という記載を削除すべきではないでしょうか。	原文のとおりとします。
376	基本契約書(案)	19	6	第40条	4				政策変更	政策変更について、第3項に基づく協議が調わない限りは、政策変更リスクを事業者が負担しながら独立採算事業を行うこととなります。しかも追加費用の県負担はあり得ても、逸失利益を含む損失が事業者の負担になりますので、かかる前提からすると、協議が調わなかった場合の対応を決定するのは県ではなく事業リスクを負担した事業者としていただく必要があります。逆に県が決定するのであれば、その決定に起因するリスクは全て県で負担してください。	原文のとおりとします。
377	基本契約書(案)	19	6	第40条	4				政策変更	「発生防止手段を事業者が講じることが合理的に期待できなかった」かどうかの判断は、事業者と事前に協議の上、合理的になされることをご確認ください。	ご理解のとおりです。
378	基本契約書(案)	19	6	第40条	4				政策変更	売電収入等の事業者収入の減少が想定される場合もあり、貴県への運営権対価（分割金）の減額についても併せて御協議いたしたく存じますが、如何でしょうか。	原文のとおりとします。

募集要項等（参加資格関係以外）に関する質問に対する回答

No	資料名	該当箇所							質問・意見	回答	
		頁	章	節	細節	項	目	細目			項目名
379	基本契約書(案)	18 19	6	第 40 条 第 41 条	4  4				政策変更 法令改正	リスク分担表では、再生可能エネルギーの買取価格の減少・事業者の責めに帰さない買取期間の短縮リスクは、県負担となっています。 しかし、再生可能エネルギーの買取価格の変更・買取期間の短縮は、政策変更又は法令変更に該当すると思われるところ、基本契約第40条、第41条各4項は、事業者の逸失利益については県が負担しないと規定されているため、再生可能エネルギーの買取価格の減少・買取期間の短縮のリスクが事業者負担になっているように読めます。再生可能エネルギーの減少・買取期間の短縮によるリスクが県負担であることを明確化していただけないでしょうか。	基本契約書（案）の原文のとおりとします。
380	基本契約書(案)	19	6	第 41 条	1				法令改正	法令改正については、事業者よりも県の方が情報の入手が容易な場合もあり得るかと存じます。そのため、県が認識された場合には県から事業者に対して情報提供のための通知を頂ければと存じます。	県による特定事業契約の義務履行に必要な範囲で情報提供を行います。
381	基本契約書(案)	19	6	第 41 条	2				法令改正	・免除される履行義務には「運営権対価分割金の支払い猶予」や「リスクジュール」が含まれるか否か確認させて下さい。	法令等に違反する限りにおいてご理解のとおりですが、運営権対価の支払いが法令等に違反するケースは県では現時点想定しておりません。
382	基本契約書(案)	19	6	第 41 条	3				法令改正	第41条第3項に基づき協議を行う「権利義務の内容の変更」には、第43条第6項に規定されている事項も対象となることをご確認ください。	第43条第6項に規定する事項も対象とするのご理解で結構です。
383	基本契約書(案)	19	6	第 41 条	3				法令改正	「追加費用」には合理的な金融費用を含むことをご確認ください。	ご理解のとおりです。
384	基本契約書(案)	19	6	第 41 条	3				法令改正	ご記載いただいております「追加費用」には金融費用（ブレイクファンディングコスト等）が含まれますでしょうか。	「追加費用」に合理的な金融費用は含みます。ただし、融資条件によりますが、法令改正による特定事業契約解除時以外に県がブレイクファンディングコストを負担することは現時点で想定していません。

募集要項等（参加資格関係以外）に関する質問に対する回答

No	資料名	該当箇所							質問・意見	回答	
		頁	章	節	細節	項	目	細目			項目名
385	基本契約書(案)	20	6	第41条	4	(1)			法令改正	特定法令改正により事業者に生じた追加費用のうち、追加費用の発生防止手段を事業が講じることが合理的に期待できなかったと県が認めるものは県が負担する、とありますが「合理的」とはどういった基準で判断されるのか、ご教示ください。	発電事業者たる事業者として通常期待される注意義務を履行したといえるか否かで判断します。
386	基本契約書(案)	20	6	第41条	4	(1)			法令改正	「発生防止手段を事業者が講じることが合理的に期待できなかった」かどうかの判断は、事業者と事前に協議の上、合理的になされることをご確認ください。	ご理解のとおりです。
387	基本契約書(案)	19	6	第41条	4				法令改正	第4項では、特定法令変更による追加費用のみが県負担の対象とされていますが、リスク分担表では、法制度・法令変更リスクについて、運営権設定対象施設の再整備業務・運営維持業務に影響を及ぼすものは県負担とされています。 リスク分担表の内容に合わせて、第4項第1号は「特定法令改正」の範囲を拡張すべきにはないでしょうか。	原文のとおりとします。なお、リスク分担表から考え方を変更しているものではありません。
388	基本契約書(案)	19	6	第41条	4				法令改正	特定法令改正の範囲が極めて狭く、事実上法令変更リスクはほぼ全て事業者が負担しながら独立採算事業を行うこととなります。この事業の前提からすると、第41条第4項の場合の対応方法を事業リスクを負担しない県が一方的に決定できるのは、事業者にとって不合理ですので、法令改正の場合の対応方法の決定は事業者が行うこととしてください。なお、法令に適合した事業を実施することは当然に事業者の義務ですので、事業者が決定する形であっても、ご懸念はないものと考えます。	原文のとおりとします。
389	基本契約書(案)	19	6	第41条	4				法令改正	売電収入等の事業者収入の減少が想定される場合もあり、貴県への運営権対価（分割金）の減額についても併せて御協議いたしたく存じますが、如何でしょうか。	原文のとおりとします。

募集要項等（参加資格関係以外）に関する質問に対する回答

No	資料名	該当箇所							質問・意見	回答	
		頁	章	節	細節	項	目	細目			項目名
390	基本契約書(案)	19	6	第41条					法令改正	Fit制度の見直し（例えばID取得後の価格・期間の変更等）がなされた場合、独立採算を基本とする事業である以上、事業が立ち行かなくなる可能性があります。逸失利益の取り扱いを含め、その際の対応方針をご教示ください。	事業者の損失負担とします。
391	基本契約書(案)	19	6	第41条					法令改正	FIT買取価格減少等、法令変更による買取価格減少リスク・収入変動リスクは県が負担するという理解で良いでしょうか	事業者の負担とします。
392	基本契約書(案)	19	6	第41条					法令改正	「基本契約書」第41条第4項(1)に規定される、県が負担する追加費用について、合理的な範囲の金融費用を含むとの理解で良いですか。	ご理解のとおりです。
393	基本契約書(案)	20	6	第42条	2				税制改正	「追加費用」には合理的な金融費用を含むことをご確認ください。	ご理解のとおりです。
394	基本契約書(案)	20	6	第42条	2				税制改正	ご記載いただいております「追加費用」には金融費用（ブレイクファンディングコスト等）が含まれますでしょうか。	「追加費用」に合理的な金融費用は含みます。ただし、税制改正に起因した特定事業契約の解除は想定していないため、融資条件によりますが、県がブレイクファンディングコストを負担することは現時点で想定していません。
395	基本契約書(案)	20	6	第42条	3				税制改正	「発生防止手段を事業者が講じることが合理的に期待できなかった」かどうかの判断は、事業者と事前に協議の上、合理的になされることをご確認ください。	ご理解のとおりです。
396	基本契約書(案)	20	6	第42条	3				税制改正	第42条第2項第2号に該当する追加費用は、第3項の適用において、当然に県が負担するものに該当することをご確認ください。	県は、事業者の保有資産（実施契約第11条に基づき県の事前承認を得て行われた更新投資による資産を除く）に係る税制改正や事業者が提案時に提出した事業計画に大きな影響を及ぼさない税制改正に起因する追加費用の負担は想定していませんが、その具体的な範囲・内容は特定事業契約締結時の調整事項とします。

募集要項等（参加資格関係以外）に関する質問に対する回答

No	資料名	該当箇所							質問・意見	回答	
		頁	章	節	細節	項	目	細目			項目名
397	基本契約書(案)	20	6	第42条	3				税制改正	基本契約書(案)第42条2項(2)号に基づき県に負担いただける税制改正の具体的な範囲は、競争的対話或いは特定事業契約締結時の調整事項と考えてよろしいでしょうか。	県は、事業者の保有資産（実施契約第11条に基づき県の事前承認を得て行われた更新投資による資産を除く）に係る税制改正や事業者が提案時に提出した事業計画に大きな影響を及ぼさない税制改正に起因する追加費用の負担は想定していませんが、その具体的な範囲・内容は特定事業契約締結時の調整事項とします。
398	基本契約書(案)	20	6	第42条	3				税制改正	売電収入等の事業者収入の減少が想定される場合もあり、貴県への運営権対価（分割金）の減額についても併せて御協議いたしたく存じますが、如何でしょうか。	原文のとおりとします。
399	基本契約書(案)	20	6	第42条	3				税制改正	「基本契約書」第42条第3項に規定される、県が負担する追加費用について、合理的な範囲の金融費用を含むとの理解で良いですか。	ご理解のとおりです。
400	基本契約書(案)	21	6	第43条	3				不可抗力	履行期日及び当該不可抗力の影響の継続期間中における当該債務において、金銭債務を除くと御座いますが、本項にて規定する金銭債務とはどのような債務を意味しますでしょうか。	例えば、事業者が県に支払う運営権対価分割金、また県が負担する解体新設費用が想定されますが、それに限られません。
401	基本契約書(案)	21	6	第43条	5	(1)			不可抗力	再整備業務の実施期間中の不可抗力による対象施設の損害については、34条での保険でかなり補償されるものと推測します。ただ、地震による損害は別途地震危険補償特約により補償しますが、適切な予想最大損害額を算出することも難しいため、県にて地震危険補償特約の支払限度額を合理的な水準で設定いただき、そこまでは民間が保険手当し、その支払限度額を超える損害は県が負担するよう検討ください。リスクコストを公平にする意味でも必要かと思えます。	原文のとおりとします。
402	基本契約書(案)	21	6	第43条	5	(1)			不可抗力	「追加費用」には合理的な融費用を含むことをご確認ください。	ご理解のとおりです。

募集要項等（参加資格関係以外）に関する質問に対する回答

No	資料名	該当箇所							質問・意見	回答	
		頁	章	節	細節	項	目	細目			項目名
403	基本契約書(案)	21	6	第43条	5	(1)			不可抗力	ご記載いただいております「追加費用」には金融費用（ブレイクファンディングコスト等）が含まれますでしょうか。	「追加費用」に合理的な金融費用は含みます。ただし、融資条件によりますが、不可抗力による特定事業契約解除時以外に県がブレイクファンディングコストを負担することは現時点で想定していません。
404	基本契約書(案)	21	6	第43条	5	(1)			不可抗力	貯水池内の地滑り等は、どのように取り扱われるのでしょうか。運営維持業務期間中は県負担とされていますが、再整備業務実施中の県費用負担は設計変更のみとされています。こちら、実施方針質問回答No. 368 が異なるため再度ご回答頂けますでしょうか。	実施方針等に関する質問・意見に対する回答No. 368 は質問意図にない運営維持業務段階のリスク分担について回答したもののため、本質疑応答で「再整備業務段階のリスク分担については、基本契約書（案）第43条5項(1)号のとおりとご理解ください。」との内容に訂正させていただきます。
405	基本契約書(案)	21	6	第43条	5	(1)			不可抗力	再整備業務の実施期間中の不可抗力により再整備業務対象施設に生じた損害に対して県が負担する追加費用について、地盤の形質変更等による当該構造物本体の構築費の追加費用に加え、防護工等の対策工事が必要な場合、その追加対策費用も含まれると理解して良いでしょうか。	ご理解のとおりです。
406	基本契約書(案)	21	6	第43条	5	(2)			不可抗力	「復旧費用」には合理的な金融費用を含むことをご確認ください。	ご理解のとおりです。
407	基本契約書(案)	21	6	第43条	5	(2)			不可抗力	ご記載いただいております「復旧費用」には金融費用（ブレイクファンディングコスト等）が含まれますでしょうか。	「復旧費用」に合理的な金融費用は含みます。ただし、融資条件によりますが、不可抗力による特定事業契約解除時以外に県がブレイクファンディングコストを負担することは現時点で想定していません。
408	基本契約書(案)	21	6	第43条	5	(2)			不可抗力	運営維持業務の実施期間中の不可抗力による損害につきましては、土木構造物のみに限られ、その他構造物は含まれないとの認識で宜しいでしょうか。	県が負担する費用についてのご質問と理解しお答えします。ご理解のとおりです。
409	基本契約書(案)	21	6	第43条	5	(2)			不可抗力	ダム関連に洪水吐きゲートが含まれるが、河川水の貯留や放流、ダム水位のコントロールを目的とした鋼構造物である「中津ダム 底部排水路バルブ」についても同様に取り扱われるものと考えてよいか？	ご理解のとおりです。

募集要項等（参加資格関係以外）に関する質問に対する回答

No	資料名	該当箇所							質問・意見	回答	
		頁	章	節	細節	項	目	細目			項目名
410	基本契約書(案)	21	6	第43条	5	(2)			不可抗力	<p>運営権設定対象施設を構成する土木構造物に生じた損害の復旧費用のうち①対象土木構造物が茗荷谷ダム又は中津ダム（ダム堤体及び洪水吐きゲートに限る。）のときは、一発電所につき一会計年度中に【0】円を超え一事故あたり【0】円を超える部分とあり、【】内は事業者の提案金額を記入するとありますが、基本的にダム本体（再整備事業の中で工事を行わない部分）の損害については県の負担であるという理解で良いでしょうか。実施方針等への質問に対する回答のNo.734に於いて、「中津ダム及び茗荷谷ダム（ダム堤体と洪水吐ゲートに限る。）に損害が生じた場合は、県による費用負担を基本とします」とありましたので、前述のように理解しております。</p>	<p>中津ダム及び茗荷谷ダム（ダム堤体と洪水吐ゲートに限る。）に損害が生じた場合は、県による費用負担を基本としますが、事業者が負担可能な金額について提案を求めます。詳細は、様式集及び記載要領をご参照ください。</p>
411	基本契約書(案)	21	6	第43条	5	(2)			不可抗力	<p>運営維持業務の実施期間中の不可抗力による対象施設の損害についても、提案される保険でかなり補償されるものと推測します。ただ、地震による損害は別途地震危険補償特約により補償しますが、適切な予想最大損害額を算出することも難しいため、県にて地震危険補償特約の支払限度額を合理的な水準で設定いただき、そこまでは民間が保険手当し、その支払限度額を超える損害は県が負担するよう検討ください。リスクコストを公平にする意味でも必要かと思えます。</p>	<p>原文のとおりとします。</p>
412	基本契約書(案)	21	6	第43条	5	(2)			不可抗力	<p>運営維持業務実施期間中【】内の金額の水準につきどういった基準で評価されるのでしょうか。考え方をご教示ください。</p>	<p>応募者が提案した「収支計画及びリスク対応方策」のなかで合理的な提案とは県のリスク軽減やその実効性も含め総合的に評価しますが、より高い負担金額を提示した提案をより高く評価することを基本とします。</p>



募集要項等（参加資格関係以外）に関する質問に対する回答

No	資料名	該当箇所							質問・意見	回答	
		頁	章	節	細節	項	目	細目			項目名
413	基本契約書(案)	21		第43条	5	(2)			不可抗力	第5項(2)にて事業者が負担する損害額の上限額まで保険を活用したことによる次年度保険料の増額は、本項における超過損害額として貴県にて負担をいただけるとの理解でよろしいでしょうか。教示の程、お願い申し上げます。	事業者の負担とします。
414	基本契約書(案)	21	6	第43条	5	(2)	①		不可抗力	要求水準47頁④被災時復旧業務後段但書き以降でも中津ダム及び茗荷谷ダムが被災した場合(ダム堤体と洪水吐ゲートに限る)は、県は自ら費用を負担」と記載されています。一方、43条5項(2)①で(ダム堤体と洪水吐ゲートに限る)に【0】円とあります。ダム堤体等は電気機器、機械設備と異なりそもそもその構造物であり、不可抗力による当該部分の損害は県で負担するという整理のほうが適切合理的な運営権対価設定に繋がるものと考えます。見直しをご検討ください。	原文のとおりとします。なお、事業者が提案した金額が0円である場合、茗荷谷ダム及び中津ダムのダム堤体と洪水吐ゲートに生じた損害の復旧費用は全額県が負担します。
415	基本契約書(案)	21	6	第43条	5	(2)	②		不可抗力	不可抗力による土木構造物にかかる民間負担上限を応募者提案とされております。応募者も損害保険をベースにリスク対応を考えるかと思いますが、その際のリスクコストを公平にする意味でも損害保険市場も勘案しながら適切かつ合理的な水準を県で一律設定すべきと思いますがいかがでしょうか。また地震リスクは保険実務では別枠補償となりコストも相応になりますので、不可抗力定義でひとくくりにはしにくいものです。したがって地震補償についても同様に損害保険市場も勘案しながら適切かつ合理的な水準を県で一律設定すべきと思いますのでご検討下さい。	原文のとおりとします。

募集要項等（参加資格関係以外）に関する質問に対する回答

No	資料名	該当箇所							質問・意見	回答	
		頁	章	節	細節	項	目	細目			項目名
416	基本契約書(案)	21	6	第43条	5				不可抗力	実施方針26頁Ⅲ章2節(1)では復旧費用に加えて逸失利益についても一部県が負担を行う旨の記載がありますが、基本契約43条5項では「県は事業者が生じた損失（逸失利益を含む）を負担しない」とあります。この段階で方針を変えられたということでしょうか。	基本契約書（案）のとおりとご理解ください。
417	基本契約書(案)	22	6	第43条	7				不可抗力	事業者が事業リスクを負担しながら独立採算事業を行うこの事業の前提からすると、第43条第7項の場合に対応方法を県が決定できるのは、あくまでも県が費用負担する対象に限ることとしてください。	原文のとおりとします。
418	基本契約書(案)	22	6	第43条	6 7				不可抗力	不可抗力による権利義務の変更について、協議の内容に運営権対価一括金への言及がございませんが（第6項）、実施契約が解除された場合、運営権対価一括金は期間案分して返還される（第55条第1項(1)イ）ことを踏まえれば、不可効力のリスク分担としても運営一括金は期間配分して返還されるのが妥当ではないでしょうか。 協議不調の場合でも、県の対応方法としては、運営権一括金は期間案分の上返還されることを明確化していただけないでしょうか。	運営権対価一括金の期間按分返還は不可抗力による解除が発生した場合のみ行われることを想定していません。
419	基本契約書(案)	22	6	第43条	6 7				不可抗力	不可抗力による権利義務の変更について、運営権対価分割金の減額が協議内容には含まれていますが、協議不調の場合は県が対応方法を定めるとされています。 不可抗力により、運営権対象施設の一部で運営維持業務が実施できない場合は、運営権権対価分割金を減額するのが妥当と思われますので、協議不調後の県の対応方法として、運営権権対価分割金の減額を行うことを明確化していただけないでしょうか。	原文のとおりとします。

募集要項等（参加資格関係以外）に関する質問に対する回答

No	資料名	該当箇所							質問・意見	回答	
		頁	章	節	細節	項	目	細目			項目名
420	基本契約書(案)	20	6	第43条					不可抗力	「基本契約書」第43条第5項に規定される、県が負担する追加費用及び損害について、合理的な範囲の金融費用を含むとの理解で良いですか。	ご理解のとおりです。
421	基本契約書(案)	22	6	第44条					物価変動	事業期間中の物価変動リスクを全て事業者が負担する前提であるならば、不可抗力や法令変更の場合と同様、事業者でコントロールできないリスクですので、第51条と同様に、物価変動等の事業環境に著しい変動が起これ、事業継続が困難となった場合には、事業者の判断で特定事業契約を解除できることとしてください。	原文のとおりとします。
422	基本契約書(案)	22	6	第44条					物価変動	インフレーション及びデフレーションは急激でないものは、事業者の負担と思料致しますが、国内外のマクロ経済環境の急激な悪化及び不可抗力(戦争含む)に伴う急激なインフレーション・デフレーションは協議事項としていただけませんか。	原文のとおりとします。
423	基本契約書(案)	22	6	第44条					物価変動	物価変動による費用の増減は事業者負担となっておりますが、事業者でコントロール出来るものではないため、県で負担頂けないでしょうか。	原文のとおりとします。
424	基本契約書(案)	22	6	第46条	2	(1)			発電量変動	第46条第2項第(1)号に定める「一時的な取水制限」に該当するかについては、事業者と協議の上、本事業が独立採算事業であることも十分考慮に入れた合理的な基準に基づき判断いただけることをご確認ください。	一時的とは規則、規程の改定又は恒久的な運用の変更によるもの以外をいいます。
425	基本契約書(案)	22	6	第46条	2				発電量変動	県負担事由に現行の2項目に加えて、「異常天候による長期の渇水」も追加いただきたくご検討下さい。	原文のとおりとします。
426	基本契約書(案)	22	6	第46条	2				発電量変動	県負担事由の説明部分に「一時的な取水制限を除く」とありますが、一時的というのはどのくらいの期間を想定しておられますか。	具体的な想定はありませんが、長期に及ぶ場合は合理的に判断します。

募集要項等（参加資格関係以外）に関する質問に対する回答

No	資料名	該当箇所							質問・意見	回答	
		頁	章	節	細節	項	目	細目			項目名
427	基本契約書(案)	22	6	第46条	2	(2)			発電量変動	第46条第2項第(2)号に定める「一時的な取水制限」に該当するかについては、事業者と協議の上、本事業が独立採算事業であることも十分考慮に入れた合理的な基準に基づき判断いただけることをご確認ください。	ご理解のとおりです。
428	基本契約書(案)	22	6	第43条	5	(2)			不可抗力	「その他の土木構造物（三朝調整池を含む。）」とありますが、土木構造物に三朝調整池が含まれるのは、基本契約書43条5項に限った取り扱いでしょうか。もしくは、その他の特定事業契約書における土木構造物にも三朝調整池は含まれるのでしょうか。	特定事業契約における土木構造物には、三朝調整池の土木構造物も含まれます。
429	基本契約書(案)	22	6	第43条	6				不可抗力	2行目に「前項に定める～追加費用又は復旧費用の負担方法」とありますが、ここで協議される負担方法とは第5項で規定されている負担方法以外にどのような内容を想定されておりますでしょうか。教示の程、お願い申し上げます。	基本契約書（案）第43条第5項の規定以外の内容はありません。
430	基本契約書(案)	23	6	第46条	2	(1)			発電量変動	一時的な取水制限による発電量の変動は、事業者負担となっておりますが、「一時的」とはどの程度の期間までを想定されておりますでしょうか。	具体的な想定はありませんが、長期に及ぶ場合は合理的に判断します。
431	基本契約書(案)	23	6	第46条	2				発電量変動	一時的な取水制限を除く、と記載がありますが、事業者負担となる上限を設定ください。	原文のとおりとします。
432	基本契約書(案)	23	6	第46条	3	(2)			発電量変動	日野川第一発電所に関する発電収入の低下を県が負担する場合について、事業者が県から補償される額は、県が国から受ける補償額に限定されています。そのため、県が国から受ける補償額の交渉に事業者が参加でき、また、補償額の決定について事業者の承認が必要な仕組みを採用いただけないでしょうか。	県による国との協議前に、県より事業者に対し意見を求めるものとします。

募集要項等（参加資格関係以外）に関する質問に対する回答

No	資料名	該当箇所							質問・意見	回答	
		頁	章	節	細節	項	目	細目			項目名
433	基本契約書(案)	23	6	第46条	3	(2)			発電量変動	第46条第3項第(2)号は第(1)号と同様の内容としてください。国からの補償について事業者側ではコントロールできないため、補償額が合理的な算出額と異なるリスクは負担いたしかねます。	原文のとおりとします。ただし、競争的対話において、県より一次審査通過者に対し、本事業の実施に向けた国と県との協議状況を開示します。
434	基本契約書(案)	23	6	第46条	3	(2)			発電量変動	国から補償を受ける根拠となるものは何でしょうか。また、補償の算出方法について、何らかの規則又は合意書等は存在するのでしょうか。	競争的対話において、県より一次審査通過者に対し、本事業の実施に向けた国と県との協議状況を開示します。
435	基本契約書(案)	23	6	第46条	3	(2)			発電量変動	46条3項2号に「県が国から受けた補償に相当する金額」とありますが、貴県と国との補償額算定方法に関する取り決めをご教示いただけないでしょうか。国の普沢ダム運用方法変更により、事業者が生じた損失がすべて補償されるか否かにより、事業リスクへの対応の内容が変わるものと考えます。	競争的対話において、県より一次審査通過者に対し、本事業の実施に向けた国と県との協議状況を開示します。
436	基本契約書(案)	23	6	第46条	3	(2)			発電量変動	国から県に対する補償金額について、どのような取り決めとなっているかご教示ください。	競争的対話において、県より一次審査通過者に対し、本事業の実施に向けた国と県との協議状況を開示します。
437	基本契約書(案)	23	6	第47条	1				損害賠償責任	リスク分担表では、測量・調査リスクについて「県による測量・調査結果に責がある場合」、コストオーバーンリスクについて「県の指示による工事費の増大・予算超過」、施設運営リスクについて「指示ミス等県の責めによるもの」、計画変更リスクについて「県の責めによる事業内容・用途の変更」、運営維持業務費の変動リスクについて「県の責めによる事業内容・用途の変更等における運営維持業務費の増大」は、それぞれ県負担とされていますが、基本契約上これらに関して明示的に県負担を定めた規定は存在しないようです。 これらについては、基本契約第47条第1項に基づき損害賠償請求できるという理解でよろしいでしょうか。	県に特定事業契約の義務違反があった場合には、ご指摘の基本契約書(案)第47条に基づきます。他方、再整備契約書(案)にも該当規定(例：第18条(設計図書の変更))を設けていますので、併せてご確認ください。

募集要項等（参加資格関係以外）に関する質問に対する回答

No	資料名	該当箇所							質問・意見	回答	
		頁	章	節	細節	項	目	細目			項目名
438	基本契約書(案)	23	6	第47条	4				損害賠償責任	第47条第4項ただし書きは、当該ただし書きに定める条件が充足されていることを県が証明した上で求償権が行使されるとの理解でよろしいでしょうか。	同項ただし書きに定める条件を充足したと県が判断した場合に求償権を行使します。
439	基本契約書(案)	23	6	第47条	4				損害賠償責任	但書以降について、要求水準の充足についての判断は貴県が行われるかと存じますが、要求水準書及びモニタリング計画書記載の事項を充足する限り、要求水準未達とはならないとの理解でよろしいでしょうか。	「要求水準」を満たす限り、ご理解のとおりです。
440	基本契約書(案)	23	6	第47条	4				損害賠償責任	運営権設定対象施設に係る河川法工作物とは、ダム及び発電施設以外にどのような施設を含むでしょうか？ご教示の程、お願い申し上げます。	河川内の取水設備が該当します。
441	基本契約書(案)	23	6	第47条	5				損害賠償責任	「県は、国による菅沢ダムの操作及び運用により事業者及び第三者に生じた損害については、賠償及び補償を実施しない」とありますが、国からも別途賠償及び補償はなされないと理解で宜しいでしょうか。	国の判断によります。
442	基本契約書(案)	23	6	第47条	5				損害賠償責任	国による菅沢ダムの操作及び運用により、第三者に生じた損害の賠償・補償義務は事業者も有していないとの認識でよろしいでしょうか。	応募者が提案した「収支計画及びリスク対応方策」のなかで合理的な提案とは県のリスク軽減やその実効性も含め総合的に評価しますが、より高い負担金額を提示した提案をより高く評価することを基本とします。
443	基本契約書(案)	23	6	第47条	5				損害賠償責任	国による菅沢ダムの操作及び運用により県及び第三者に損害が生じた場合、現状、国からの補償金額についてどのような取り決めとなっているかご教示ください。	県では把握していません。
444	基本契約書(案)	23	6	第47条	5				損害賠償責任	国による菅沢ダムの操作及び運用により日野川第一発電所における業務に支障もしくは損害（基本契約書案46条2項2号を除く）が発生した場合の補償について、ご教示いただけますか。国は事業者の損害・費用をどういう形で補償していただけるのでしょうか。	国の判断によります。

募集要項等（参加資格関係以外）に関する質問に対する回答

No	資料名	該当箇所							質問・意見	回答	
		頁	章	節	細節	項	目	細目			項目名
445	基本契約書(案)	23	6	第47条	5				損害賠償責任	「県は、国による菅沢ダム の操作及び運用により事業者及び第三者に生じた損害については、賠償及び補償を実施しない。」と規定されています。 ・これは、事業者が直接国へ損害賠償請求することを想定している規定、という理解で良いでしょうか。 ・仮に直接事業者が国へ請求する場合、県へ何等かの協力を依頼することは可能という理解で良いでしょうか。	前段については、原文のとおり の意味を有します。後段については、損害賠償は損害を受けた当事者が損害の原因を作った者に対して行うものと理解しており、県による協力は予定していません。
446	基本契約書(案)	23	6	第47条	5				損害賠償責任	国による操作及び運用によって生じた損害については、国が賠償及び補償を実施するとの理解でよい かと。また、仮にコンセッションが始まる前の時点で国による菅沢ダム の操作及び運用により県あるいは第三者に損害が生じた場合、どのような賠償・補償が実施される想定か。	前段については、国の判断によります。後段については、法に基づく取り扱いがなされるものと考えます。
447	基本契約書(案)	23	6	第47条	5				損害賠償責任	現状、国による菅沢ダム の操作及び運用により県及び第三者に生じた損害についてはどのように取り扱われるか（国の補償内容等）ご教示頂けないでしょうか。 また、本事業の実施にあたっては県への上記補償内容等が事業者 に地位譲渡される理解で良いでしょうか。	前段については、法に基づく取り扱いがなされるものと考えます。後段については、地位譲渡ではなく、事業者が当事者になるものと考えられます。
448	基本契約書(案)	24	6	第49条	1				事業者事由による解除	特定事業の一部解除が想定されていますが、県としては、具体的には施設毎の解除も想定されてい ますでしょうか。	ご理解のとおりです。

募集要項等（参加資格関係以外）に関する質問に対する回答

No	資料名	該当箇所							質問・意見	回答	
		頁	章	節	細節	項	目	細目			項目名
449	基本契約書(案)	24	7	第49条	1				事業者事由による解除	第49条第1項で想定する一部の解除とは、再整備業務対象施設又は運営権設定対象施設単位での事業全部の解除を指し、例えば再整備業務実施中に、再整備契約又は実施契約のいずれかを全部を解除することは含まれないことをご確認ください。「一部」が施設と業務の任意を組み合わせて選んで解除できるとなると、全く想定外のパターンまで含まれるため、事業の予測可能性が極めて低くなります。第50条及び第51条の解除についても同様です。	基本はご指摘のとおりですが、再整備業務対象施設の引渡し後の場合にあつては、引渡しした施設の実施契約のみが部分解除されます。
450	基本契約書(案)	24	7	第49条	1				事業者事由による解除	解除に際しましては、詳細は別途、金融機関との協定書のなかでもご調整頂けるとの理解で宜しかったでしょうか。事業が立ち行かなくなった場合に事業を立て直すプロジェクトファイナンスのストラクチャーに十分ご配慮頂けますようお願い申し上げます。	特定事業契約解除の取り扱いを変更する調整は予定していませんが、県による解除権行使に際しての協議等は検討可能です。
451	基本契約書(案)	24	7	第49条	1	(4)			事業者事由による解除	43条6項に不可抗力事由発生時の運営権対価支払い期限の延長等の記載がありますが、こちらは「特定事業契約に別段の定めがある場合」に該当するとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
452	基本契約書(案)	25	7	第49条	1	(9)			事業者事由による解除	事業者が合理的な努力尽くした上で、任意事業の実施が困難となり、任意事業を中止又は終了した場合には、その事実のみをもって特定事業契約の解除事由とはならないことをご確認ください。	任意事業中止又は終了の事実のみをもって特定事業契約の解除事由とすることは想定していません。ただし、実施方針等に関する質問・意見に対する回答No.47のとおり、提案審査で評価された任意事業については、そのとおりに実施いただくことが基本となります。
453	基本契約書(案)	25	7	第50条	1				県による任意解除及び県事由による解除	「その他県が合理的に必要と認める場合」は県による解除事由として範囲が広がりますので、削除を希望いたします。	原文のとおりとします。
454	基本契約書(案)	25	7	第50条	1				県による任意解除及び県事由による解除	「その他県が合理的に必要と認める場合には、～解除することができる」とございますが、貴県における行使事由が広範であるように思われますので、内容のご調整をいただければと存じます。	原文のとおりとします。



募集要項等（参加資格関係以外）に関する質問に対する回答

No	資料名	該当箇所							質問・意見	回答	
		頁	章	節	細節	項	目	細目			項目名
455	基本契約書(案)	25	7	第50条	2				県による任意解除及び県事由による解除	第50条第2項の「著しく困難」の「著しく」は削除いただけないでしょうか。そもそも「重大な義務」の違反が前提となっている以上、それに加えて「著しく」という要件が加重されるのは、解除事由として限定的すぎます。	原文のとおりとします。
456	基本契約書(案)	25	7	第50条	2				県による任意解除及び県事由による解除	県の帰責事由による事業者の解除権については、「重大な」と「著しく」の削除をご検討ください。49条の事業者事由による解除と比べ、公平性に欠ける記載かと思われまます。	原文のとおりとします。
457	基本契約書(案)	25	7	第50条	2				県による任意解除及び県事由による解除	県側このみ「その他県が合理的に必要と認める場合」に解除権が認められており、公平ではないと思われるため、事業者側にも同等の条件（違約金等）での解除権が認められるとの規定を設けていただけないでしょうか？	原文のとおりとします。
458	基本契約書(案)	25	7	第50条	2				県による任意解除及び県事由による解除	本項の「県の責めに帰すべき事由」には県が再整備した春米発電所の瑕疵あるいは再整備対象施設以外のもともと存在した瑕疵も該当するという理解でよろしいですか。	特定事業契約上の重大な義務違反に該当する限りにおいては、ご理解のとおりです。
459	基本契約書(案)	25	7	第51条	1				法令改正・不可抗力による解除	再生可能エネルギーの買取価格が変更され減少した場合は、契約解除事由に該当するものと理解しておりますが、1号の「事業の継続が困難と判断したとき」に該当するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
460	基本契約書(案)	25	7	第51条					法令改正・不可抗力による解除	急激な物価変動等、事業の外部環境の著しい変動により、事業者の責めに帰すべき事由によらずに事業の採算性が悪化し、その継続が困難となった場合には、不可抗力に該当するものとして、特定事業契約を解除できるという理解でよろしいでしょうか。	「事業の外部環境の著しい変動」が不可抗力の定義に定める事由に該当する限りご理解のとおりですが、単なる急激な物価変動は不可抗力には該当しません。
461	基本契約書(案)	26	7	第52条	1				再整備業務対象施設の引渡前の解除	第52条第1項の「出来形部分」には、再整備業務の成果物としての設計図書や、搬入済み又は発注済みの資材等も含むことをご確認ください。	再整備費の支払対象は検査に合格した部分のみとなります。

募集要項等（参加資格関係以外）に関する質問に対する回答

No	資料名	該当箇所							質問・意見	回答	
		頁	章	節	細節	項	目	細目			項目名
462	基本契約書(案)	26	7	第52条	1				再整備業務対象施設の引渡前の解除	本項記載の出来形部分とは、当該出来形を構成するに至る SPC 関連費用（開業費・金融費用）等を含むものと理解して差支え御座いませんか。	再整備業務費は、再整備業務期間中の整備資金に係る利息等、県において通常資産計上可能なものに限られますので、出来形についてもこの範囲内となります。
463	基本契約書(案)	26	7	第52条	3				再整備業務対象施設の引渡前の解除	第52条第3項の適用は、原状回復が社会通念上合理的といえる場合にのみ適用される想定であることをご確認ください。相当程度再整備業務が進捗しているにもかかわらず、原状回復が求められるのは、事業者にとって負担が重すぎます。	事業者が原状回復し県に返還義務を負うのは、県が原状回復を請求した場合のみですが、県は、社会通念上合理的といえる場合にのみ原状回復を請求します。
464	基本契約書(案)	26	7	第52条 第53条					再整備業務対象施設の引渡前の解除 再整備業務対象施設の引渡後の解除	再整備業務期間は、各再整備業務対象施設によって異なるため、各再整備業務対象施設の引渡時期も異なると思われます。再整備業務対象施設のうち一つの施設でも引渡が完了すれば、第53条が適用され、再整備契約は解除できず実施契約のみ解除することになるにでしょうか。適用関係についてご明示いただきますようお願い致します。	再整備業務対象施設毎の適用を想定しています。
465	基本契約書(案)	26	7	第53条					再整備業務対象施設の引渡後の解除	本条の適用は、再整備業務対象施設ごとに行われることをご確認ください。	ご理解のとおりです。
466	基本契約書(案)	26	7	第52条	2				再整備業務対象施設の引渡前の解除	出来形部分の破壊についてですが、その後の検査及び復旧については事業者の費用負担とされており、破壊の内容については、通知に留まらず、事前に事業者の承諾を得て頂けますようお願い致します。	原文のとおりとします。
467	基本契約書(案)	27	7	第55条	2				再整備業務費及び運営権対価の精算	基本契約書(案)第15条第1項(2)における、分割金総額に係る消費税額についても精算の対象との認識にてよろしいでしょうか。	消費税等については精算の対象とはならないと考えています。

募集要項等（参加資格関係以外）に関する質問に対する回答

No	資料名	該当箇所							質問・意見	回答	
		頁	章	節	細節	項	目	細目			項目名
468	基本契約書(案)	28	7	第56条	1				事業終了時の引継ぎ	事業終了時の引継ぎの費用は、事業者負担とされていますが、県の任意解除又は県事由解除の場合においても事業者が負担するのは妥当ではないと考えています。 かかる費用は、県に帰責事由がある場合は第47条第1項に基づく損害賠償で、県の任意解除の場合は、第59条に基づく損失補償により実質的には県に請求できるという理解でよろしいでしょうか。	特定事業契約の解除事由の如何を問わず、事業者負担とします。
469	基本契約書(案)	28	7	第56条	2				事業終了時の引継ぎ	運営権の終了時点において事業者が保有している本事業に係る資産のうち、県が必要と認めたものは県が買取ることができる旨の記載がありますが、貴県が買取りを決める時期はいつになるのでしょうか。事業者による資産処分のための準備期間を考慮し、事業終了日より一定程度前には貴県にて買取りの判断いただく必要があると考えます。	県による買取決定の時期を示すことは差し控えますが、ご指摘についてはご意見として考慮します。
470	基本契約書(案)	28	7	第56条	2				事業終了時の引継ぎ	本項の資産を買い取るか否かの判断基準についてご教示ください。	県が自ら発電事業を行うに際して必要と認められるものが基準です。
471	基本契約書(案)	28	7	第57条	1				運営権設定対象施設の引渡し	施設の経年劣化は「要求水準書等に適合した状態」の違反にならないことをご確認ください。	ご理解のとおりです。
472	基本契約書(案)	28	7	第57条	1				運営権設定対象施設の引渡し	事業者は理由の如何を問わず、運営権の終了に際して、要求水準書等に適合した状態で運営権設定対象施設を引き渡すとありますが、運営権終了直前に不可抗力等の事象により適合した状態でなくなった場合、どのように引渡しが行われることとなりますでしょうか。	基本契約書(案)第43条の定めに基づく対応を基本とします。
473	基本契約書(案)	28	7	第57条	1				運営権設定対象施設の引渡し	運営権設定対象施設の引渡しと対価の支払いを同時履行とするようお願い致します。	運営権の期間満了前の契約解除の取扱いに係る御意見と理解しましたが、その際の県の対価の支払いは、基本契約書案第55条第2項第1号イ及びロに規定のとおり、対価一括金の返還期限は協議事項とします。

募集要項等（参加資格関係以外）に関する質問に対する回答

No	資料名	該当箇所							質問・意見	回答	
		頁	章	節	細節	項	目	細目			項目名
474	基本契約書(案)	28	7	第57条	2				運営権設定対象施設の引渡し	施設の経年劣化は「瑕疵」に該当しないことをご確認ください。	要求水準書で求めている業務終了時の施設の状態は、要求水準書をご確認ください。
475	基本契約書(案)	28	7	第57条	2				運営権設定対象施設の引渡し	第57条第2項と実施契約第15条の瑕疵担保責任の内容が著しく均衡を欠いており、公平な内容といえません。県の瑕疵担保責任を限定するのであれば、事業者の瑕疵担保責任も同程度の内容としてください。	原文のとおりとします。
476	基本契約書(案)	28	7	第57条	2				運営権設定対象施設の引渡し	「修補等」とありますが、範囲が不明確ですので、「修補」に限定していただけますでしょうか。	原文のとおりとします。なお、要求水準書で求めている業務終了時の施設の状態は、要求水準書をご確認ください。
477	基本契約書(案)	28	7	第58条	1	(1)			再整備契約	再整備業務費の10%には消費税額は含まれますでしょうか。	消費税及び地方消費税は含まれません。
478	基本契約書(案)	28	7	第58条	1	(2)			実施契約	当該違約金計算に消費税は含まれますでしょうか。	消費税及び地方消費税は含まれません。
479	基本契約書(案)	29	7	第58条	1	(2)			違約金	第58条第1項第(2)号に基づく違約金の支払義務が発生するのは、運営権の効力が発生した運営権設定対象施設についての実施契約解除部分のみであることをご確認ください。運営権の効力が発生していない運営権設定対象施設について、第(1)号の違約金に重ねて第(2)号の違約金まで発生することは意図されていないとの理解です。	ご理解のとおりです。

募集要項等（参加資格関係以外）に関する質問に対する回答

No	資料名	該当箇所							質問・意見	回答	
		頁	章	節	細節	項	目	細目			項目名
480	基本契約書(案)	29	7	第58条	1	(2)			違約金	「(2) 実施契約 当該解除の対象となった運営権設定対象施設ごとに、当該運営権設定対象施設に係る残存期間運営権対価相当額(当該運営権設定対象施設に係る運営権対価一括金及び運営権対価分割金の合計金額を当該運営権設定対象施設に係る運営権の存続期間の日数で均等割付配分した金額に、実施契約の解除日の翌日から当該運営権設定対象施設の運営権の存続期間の満了日までの期間の日数を乗じて得られる金額をいう。)の10%に相当する金額」とあります。一方、他のコンセッション事業を見てみると、運営権対価分割金の〇年分、ないし固定金額〇円、と定義されることが一般的になりつつあります。これは、契約が解除された場合に、改めてコンセッションを募集等するのに要するであろう期間等が加味されたものです。本事業でも、そうした考え方を採択頂く余地がないか、ご検討頂けると幸いです。	原文のとおりとします。なお、本事業の前提が、特定事業契約締結時点で水力発電設備新設区分に適用される再生エネルギー特別措置法に定める調達価格及び調達期間であることを踏まえ、妥当な水準であると考えています。
481	基本契約書(案)	29	7	第58条	1	(1)			違約金	再整備契約の違約金対応として履行保証保険も活用できるように条項を修正いただけませんか。	履行保証保険の活用は妨げません。なお、履行保証保険の活用を提案した事業者と特定事業契約を締結する場合には、契約書の文言調整をします。
482	基本契約書(案)	29	7	第58条	1	(1)			違約金	再整備契約に係る違約金の支払い債務の履行を目的として、履行保証保険を活用することは認められますでしょうか。	履行保証保険の活用は妨げません。なお、履行保証保険の活用を提案した事業者と特定事業契約を締結する場合には、契約書の文言調整をします。
483	基本契約書(案)	29	7	第58条	1	(2)			違約金	実施契約に係る違約金の支払い債務の履行を目的として、履行保証保険を活用することは認められますでしょうか。	履行保証保険の活用は妨げません。なお、履行保証保険の活用を提案した事業者と特定事業契約を締結する場合には、契約書の文言調整をします。
484	基本契約書(案)	29	7	第58条	1	(2)			違約金	実施契約の違約金対応として履行保証保険も活用できるように条項を修正いただけませんか。	履行保証保険の活用は妨げません。なお、履行保証保険の活用を提案した事業者と特定事業契約を締結する場合には、契約書の文言調整をします。

募集要項等（参加資格関係以外）に関する質問に対する回答

No	資料名	該当箇所							質問・意見	回答	
		頁	章	節	細節	項	目	細目			項目名
485	基本契約書(案)	29	7	第58条					違約金	再整備契約及び実施契約において、それぞれ当該対象施設に係る再整備業務費及び残存期間運営権対価相当額の10%に相当する金額を違約金として事業者が県に支払うこととなっていますが、10%という数字の算出根拠はありますか。	本事業の特徴を踏まえて県が妥当な水準と考え設定した料率です。
486	基本契約書(案)	29	7	第59条	1				損失補償	第2項では、ブレイクファンディングコストその他の金融費用が、県負担の費用として明示されていますが、第1項では明示されておりません。第1項の県任意解除、県事由解除の場合においても、事業者通常生ずべき損失の範囲に、ブレイクファンディングコストその他の金融費用が含まれると理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
487	基本契約書(案)	29	7	第59条	1				損失補償	PFI法第30条に基づく損失補償が行われるのは、PFI法第29条第1項第2号に基づく「公益上やむを得ない必要が生じたとき」のみではないでしょうか。第50条第1項の「その他県が合理的に必要と認める場合」や、同第2項（県の債務不履行）の場合はPFI法第30条の適用ではなく、一般的な相当因果関係のある損害を賠償する内容としてください。	第50条第1項の「その他県が合理的に必要と認める場合」はPFI法上これを妨げるものではないと理解していますので原文のとおりとします。なお、同条第2項の規定による契約解除については基本契約書案第47条に基づき処理します。
488	基本契約書(案)	29	7	第59条	1				損失補償	第58条第2項により、事業者不履行の場合には、相当因果関係の範囲内の損害について事業者が賠償責任を負担することとの関係で、第59条第1項の損失補償の範囲に限定があるのは公平ではありません。逸失利益についての限定はご容赦いただけますでしょうか。	原文のとおりとします。
489	基本契約書(案)	29	7	第59条	1				損失補償	「解除に起因して事業者通常生ずべき損失」とは、解除原因との関係で相当因果関係のある損害を指すことをご確認ください。	ご理解のとおりです。

募集要項等（参加資格関係以外）に関する質問に対する回答

No	資料名	該当箇所							質問・意見	回答	
		頁	章	節	細節	項	目	細目			項目名
490	基本契約書(案)	29	7	第59条	1				損失補償	補償の対象には、ブレイクファンディングコストその他の金融費用を含むことをご確認ください。	合理的な範囲の費用である限りにおいて、ご理解のとおりです。
491	基本契約書(案)	29	7	第59条	1				損失補償	事業者の逸失利益は1年分を上限とするとございますが、事業期間の残存期間によって逸失利益のインパクトは異なりますので、協議事項とさせていただければと存じます。	原文のとおりします。
492	基本契約書(案)	29	7	第59条	1				損失補償	補償には、ブレイクファンディングコストその他の金融費用が含まれているとの理解で宜しいでしょうか。	合理的な範囲の費用である限りにおいて、ご理解のとおりです。
493	基本契約書(案)	29	7	第59条	1				損失補償	県事由解除の場合に、「政策変更」における解除も含まれる、という理解で良いでしょうか。	含まれません。
494	基本契約書(案)	29	7	第59条	2				損失補償	第59条第2項に列挙されているブレイクファンディングコストその他の金融費用については、第59条第1項の「事業者に通常生ずべき損失」にも含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	合理的な範囲の費用である限りにおいて、ご理解のとおりです。
495	基本契約書(案)	29	7	第59条	2				損失補償	「事業者の逸失利益については1年分を上限として～」と規定されているが、補償額の起算日はいつと考えればよいか。 また、「事業者が生じた合理的な範囲の費用」には元利金の返済、借入に際して生じた各種フィーやデューデリジェンス費用も含まれるという理解で良いでしょうか。 さらに、事業者が整備したSPC管理棟建屋や監視制御装置、鳥取県殿からの譲渡資産についても含まれるとの理解で良いでしょうか。	前段については、特定事業契約解除日翌日を起算日とします。後段については、「各種フィーやデューデリジェンス費用」の定義が幅広いため回答を差し控えますが、合理的な範囲の費用は含まれるとご理解ください。

募集要項等（参加資格関係以外）に関する質問に対する回答

No	資料名	該当箇所							質問・意見	回答	
		頁	章	節	細節	項	目	細目			項目名
496	基本契約書(案)	31	8	第62条	1				成果物の利用	県が成果物を利用する権利及び権限を有するのは、あくまでも運営権設定対象施設の維持管理及び運営に必要な範囲に限定されることをご確認ください。他事業にまで転用されることは想定しておりません。	県の成果物を利用する権利及び権限は、運営権設定対象施設の維持管理及び運営に限定はされず、運営権終了後の改修、維持管理及び運営にも及びます。なお、運営権設定対象施設以外の施設に係る他事業への転用はしません。
497	基本契約書(案)	31	8	第62条	1				成果物の利用	県の裁量により無償で利用する権利及び権限があると規定されておりますが、成果物には事業者のノウハウ等が含まれているかと存じますので、公開範囲については事業者と協議としてはいかがでしょうか。	原文のとおりとしますが、基本契約書(案)第67条1項に規定のとおり、県は第三者への情報開示にあたっては、事業者からの事前の書面による承諾を要します。
498	基本契約書(案)	32	8	第65条	2				第三者の知的財産権等の侵害	無過失責任であるにもかかわらず、「全て」の損失等につき補償等の責任を負うのは、過度に広範と思料いたします。合理的な範囲の損失等に限定されることをお願い致します。	原文のとおりとします。
499	基本契約書(案)	33	9	第67条	2	(2)			秘密保持義務	「融資等を行う金融機関等」への開示が記載されておりますが、こちらには「融資を検討する金融機関」も含まれるとの理解で宜しいでしょうか。	鳥取県情報公開条例第14条の規定に基づき、第三者情報として事業者に意見書提出の機会が付与されます。
500	基本契約書(案)	33	9	第67条	2	(3)			秘密保持義務	本事業に関する情報は、企業のノウハウ等を含み、その開示は事業者やコンソーシアム構成員の競争上の地位を害する可能性がありますので、情報開示請求があった場合には、予め事業者と協議いただくことをご確認ください。	原文のとおりとしますが、当該情報の開示によりコンソーシアム構成員の競争上の地位等を害するおそれがある場合は、公にすることが必要であると認められる情報を除き、開示義務の対象外となりますので、同条例に従って対応します(鳥取県情報公開条例第9条第2項第(3)号ア)。
501	基本契約書(案)	33	9	第68条	1				金融機関等との協議	金融機関等との協定書については、優先交渉権者選定後に貴県と内容における協議を実施するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
502	基本契約書(案)	34	9	第69条					遅延利息	現時点の遅延利息の率をご教示ください。	応募者にてご確認ください。



募集要項等（参加資格関係以外）に関する質問に対する回答

No	資料名	該当箇所							質問・意見	回答	
		頁	章	節	細節	項	目	細目			項目名
503	基本契約書(案)	36	別紙1	(7)					運営権の存続期間	「運営権存続期間」の定義について 運営維持業務開始後、固定価格買取制度に係る変更または廃止手続きをおこなった場合でも、別紙3（運営権の内容）に基づき、運営権は存続されるでしょうか？また、事業期間の途中で、小売事業者等との特定卸供給契約をやめて、電力需給契約に切り替えることは可能でしょうか？教示の程、お願い申し上げます。	実施契約書（案）第8条の規定をご確認ください。
504	基本契約書(案)	37	別紙1	(15)					解体新設対象施設	「完工検査を経た再整備業務対象施設の県への引渡後」との表現ですが、小鹿第一発電所について県へ引き渡した後であれば、他の再整備業務対象施設を引き渡していなくとも解体新設工事を実施できるという理解ですので、再整備契約第26条第1項に合わせて「完工検査を経た小鹿第一発電所の県への引渡後」へ修正することについてご検討ください。	ご指摘を踏まえて、修正します。修正後の基本契約書（案）は競争的対話を踏まえて公表するものとします。
505	基本契約書(案)	38	別紙1	(38)					工事監理業務	工事監理業務の業務内容の詳細は要求水準書に定めによるとありますが、要求水準書内の何頁に明記されておりますでしょうか。	要求水準書38頁「(4)更新工事に伴う提出書類の①更新工事開始時」及び再整備契約書（案）第13条をご確認ください。
506	基本契約書(案)	38	別紙1	(41)					更新投資	”「更新投資」とは、PFI法に定める維持管理をいい、新設又は運営権設定対象施設を全面除却し再整備するものを除く資本的支出(使用可能期間の延長又は価格の増加を伴う支出をいう。)又は資産価値の増加を伴う修繕をいう。”とあります。通常、修繕は”経年劣化した建築物等の部分を、既存のものと概ね同じ位置に概ね同じ材料、形状、寸法のものを用いて原状回復を図ること”と定義されており、資産価値の増加を伴わないと理解されますが、本事業において、資産価値の増加を伴う修繕として県が想定されているものがあればご教示下さい。	具体的な想定はありません。

募集要項等（参加資格関係以外）に関する質問に対する回答

No	資料名	該当箇所							質問・意見	回答	
		頁	章	節	細節	項	目	細目			項目名
507	基本契約書(案)	39	別紙1	(57)					事業用地	「事業用地」とは、義務事業の実施に必要な土地をいう、とありますが、任意事業に関する設備を事業用地内に設置することの可否については、内容と合わせて競争的対話での協議となりますでしょうか。	第一次提案を基に競争的対話で調製するものとします。
508	基本契約書(案)	40	別紙1	(71)					代表企業	「代表企業」とは、コンソーシアム構成員のうち事業者の議決権株式の最大保有者であって、基本協定書の末尾署名欄に代表企業として署名した企業をいうとありますが、「実施方針等に関する質問・意見に対する回答」（以下「実施方針等 Q&A」といいます。）33 頁 No. 192 において、「コンソーシアム構成員は議決権株式の全てを保有と御座いますが、代表企業が占めるべき議決権等は御座いますでしょうか」との質問に対し「ありません」との回答を頂いていたところと存じます。かかる実施方針等 Q&A の考え方と、基本契約書（案）の規定との間に相違があるように存じますが、一次審査の段階では実施方針等 Q&A 及び募集要項の定義（募集要項 18 頁 III. 1. (3) 「コンソーシアムにおいては、コンソーシアム構成員から代表となる企業（以下「代表企業」という。）を定め、当該代表企業が応募手続きをおこなうものとする。」）に則って応募し、二次審査に進んだ時点で競争的対話の過程で実施方針等 Q&A 及び基本契約書（案）の定義の解釈について協議させて頂ければと存じます。	ご指摘を踏まえて、基本協定書（案）及び基本契約書（案）を募集要項及び「実施方針等に関する質問・意見に対する回答」に沿って修正します。修正後の基本協定書（案）及び基本契約書（案）は競争的対話を踏まえて公表するものとします。なお、事業の実施体制は優先交渉権者選定基準に基づき審査します。
509	基本契約書(案)	41	別紙1	(87)					特定法令改正	「事業者のみ」、「施設のみ」とはどう理解すればよいか。例えば、ダムに係る法律ではなくて、中津ダムのみに係る法律という理解か。	ご理解のとおりです。

募集要項等（参加資格関係以外）に関する質問に対する回答

No	資料名	該当箇所							質問・意見	回答	
		頁	章	節	細節	項	目	細目			項目名
510	基本契約書(案)	41	別紙1	(87)					特定法令改正	「特定法令改正」の定義に③として、「公共施設等運営権が設定される施設のみに適用されるもの」を追記することについてご検討願います。公共施設等運営権を用いた事業のみ別に扱う法令の変更も同様のリスク分担とするのが適当です。	原文のとおりとします。
511	基本契約書(案)	41	別紙1	(87)					特定法令改正	法令改正であって、適用対象そのものに限定はないものの、当該法令の中で、事業者や再整備業務対象施設又は運営権設定対象施設のみ要件や効果が異なる場合であっても、「特定法令改正」に該当することをご確認ください。	原文の「特定法令改正」の定義の限りにおいて、ご理解のとおりです。
512	基本契約書(案)	41	別紙1	(92)					不可抗力	不可抗力の定義の中で、②豪雨、暴風その他の異常気象であって運営権設定対象施設の周辺において通常発生する気象条件よりも過酷なもの、とあります。また、実施方針への質問に対する回答No. 332等に於いて、「過去に生起した気象条件に照らし、予見不能であることが不可抗力の最低限必要な要件」ともありますが、近年の気候変動により豪雨等が多発しているため、どのような気象条件を不可抗力とみなすかについては、降雨量等の条件について競争的対話の中で協議させて頂けないでしょうか。	原文のとおりを考えていますが、一次提案の内容に基づき競争的対話で協議することは妨げません。
513	基本契約書(案)	41	別紙1	(92)					不可抗力	「通常発生する気象条件より過酷なもの」の「過酷」とは具体的にどのような状況を指すのでしょうか。	過去に生起した気象条件に照らし、予見不能であることが最低限必要な要件と考えています。
514	基本契約書(案)	41	別紙1	(92)					不可抗力	不可抗力として定義される地震はどのような基準で決定されるのでしょうか。震度のみでしょうかそれとも激甚災害に規定される等の何らかの行政による判断でしょうか。	過去に生起した気象条件に照らし、予見不能であることが最低限必要な要件と考えています。激甚災害の指定有無は一つの判断材料になると考えられますが、それだけを基に判断するものではありません。
515	基本契約書(案)	41	別紙1	(92)					不可抗力	不可抗力として定義される異常気象は「通常発生する気象条件よりも過酷なもの」とされていますが、何らかの判断基準はありますか。	過去に生起した気象条件に照らし、予見不能であることが最低限必要な要件と考えています。

募集要項等（参加資格関係以外）に関する質問に対する回答

No	資料名	該当箇所							質問・意見	回答	
		頁	章	節	細節	項	目	細目			項目名
516	基本契約書(案)	41	別紙1	(92)					不可抗力	不可抗力についての定義の中で、「豪雨、暴風、その他の異常気象であって運営権設定対象施設の周辺において通常発生する気象条件よりも過酷なもの」とありますが、異常気象であって通常発生する気象条件よりも過酷と判断するメルクマールをお示してください。	過去に生じた気象条件に照らし、予見不能であることが最低限必要な要件と考えています。
517	基本契約書(案)	41	別紙1	(92)					不可抗力	運営権設定対象施設の各発電所における降雨量、風速、積雪のヒストリカルな気象データがあれば開示ください。	降雨量は、開示資料「501. 月報（平成14年～29年）（4発電所）」のとおりです。風速、積雪は記録していません。
518	基本契約書(案)	41	別紙1	(92)					不可抗力	不可抗力の定義について、通常発生する気象条件よりも過酷なもの、の解釈が分かるところかと思いますが、どのように判断されるご方針でしょうか。	過去に生じた気象条件に照らし、予見不能であることが最低限必要な要件と考えています。
519	基本契約書(案)	41	別紙1	(92)					不可抗力	「通常発生する気象条件」とは、特定事業契約締結時点を基準に判断されることをご確認ください。	過去に生じた気象条件に照らし、予見不能であることが最低限必要な要件と考えていますが、「過去」についてはご理解のとおりです。
520	基本契約書(案)	41	別紙1	(92)					不可抗力	「通常発生する気象条件よりも過酷なもの」について、別途その該当性の判断基準を県と事業者の協議により設定することは拒むものではないという理解でよろしいでしょうか。	原文のとおりを考えていますが、一次提案の内容に基づき競争的対話で協議することは妨げません。
521	基本契約書(案)	42	別紙1	(102)					募集要項	「募集要項等」には、募集要項における同定義と同様に開示資料を含んでいるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

募集要項等（参加資格関係以外）に関する質問に対する回答

No	資料名	該当箇所							質問・意見	回答	
		頁	章	節	細節	項	目	細目			項目名
522	基本契約書(案)	44 45	別紙 2 別紙 3	第 1 第 3					事業日程 運営権の内容	募集要項（13頁）によると、運営維持業務完了日＝運営権の存続期間の終期＝新設区分の調達価格による調達期間終了日とされています。 他方で、基本契約では、別紙2注記4で、運営維持業務の終期について「特定事業契約締結日時点で水力発電設備新設区分に適用される再生可能エネルギー特別措置法に定める調達期間満了日を挿入」とされており、別紙3第3では、運営権の存続期間は「20年」とされています。 再生可能エネルギー特別措置法第3条第8項に基づく告示が今後変更された場合、両者は相違することになりますが、運営維持業務期間、運営権存続期間の関係についてどのような対応がとられることを想定されていますでしょうか。	運営権設定対象施設（4施設）の運営権存続期間は、運営権の効力発生日に拘らず、募集要項の定めに基づき「新設区分の調達価格による調達期間満了日まで」とします。その旨、別紙3を修正します。また、効力発生遅延時には別紙2の運営維持業務期間終了日及び別紙3の存続期間の満了日が変更となる旨付記します。修正後の基本契約書（案）は競争的対話を踏まえて公表するものとします。
523	基本契約書(案)	47	別紙 5	第 2 条					譲渡対象資産の譲渡	第2条において運営維持業務開始日と規定がありますが、どの施設の運営維持業務開始日を指しているのでしょうか。また、【】がついている理由をご教示下さい。	当該運営権設定対象施設毎の運営維持業務開始日を基本とし、詳細は競争的対話で調整するものとします。
524	基本契約書(案)	48	別紙 5	第 6 条					譲渡対象資産 譲受契約 瑕疵担保	数量不足や隠れた瑕疵があるにも関わらず事業者がそのリスクを甘受することは困難ですので、譲渡代金の減免や損賠賠償請求等を認めて頂きますよう競争的対話で協議させて頂きたく存じます。	原文のとおりを考えていますが、一次提案の内容に基づき競争的対話で協議することは妨げません。
525	基本契約書(案)	48	別紙 5	第 7 条 第 8 条	1					譲渡対象資産の所有権が事業者に移転するのは、譲渡対象資産譲渡対価を支払った後ですので、第7条第1項第2文も譲渡対象資産譲渡対価を支払った後についての規定かと存じますが、譲渡対象資産譲渡対価の支払後に譲渡対象資産譲受契約が終了した場合の第7条第1項第2文と第8条の適用関係についてのご整理をご教示ください。	ご指摘を踏まえて、「相当な価格」（7条1項2文）が「未償却残高相当額」（8条）を言うことを7条1項2文に追記します。修正後の基本契約書（案）は競争的対話を踏まえて公表するものとします。

募集要項等（参加資格関係以外）に関する質問に対する回答

No	資料名	該当箇所							質問・意見	回答
		頁	章	節	細節	項	目	細目		
526	基本契約書(案)	49	別紙5	第12条					本事業に関する情報は、企業のノウハウ等を含み、その開示は事業者やコンソーシアム構成員の競争上の地位を害する可能性がありますので、情報開示請求があった場合には、予め事業者と協議いただけることをご確認ください。	鳥取県情報公開条例第14条の規定に基づき、第三者情報として事業者に意見書提出の機会が付与されま
527	基本契約書(案)	52	別紙					譲渡対象資産	公用車とは拡声器が設置されているなど、巡回警告が実施可能な特殊車両となっているのか？	ご理解のとおりです。
528	基本契約書(案)	52	別紙					譲渡対象資産	譲渡対象資産譲受契約に基づき事業者が購入する資産は、同契約別紙譲渡対象資産に記載されている資産であり、現状記載されている資産から変更はないという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
529	基本契約書(案)	52	別紙					譲渡対象資産 譲受契約 譲渡対象資産	県において、譲渡対象資産について、開示されていない何らかの問題がございましたらご教示頂けますでしょうか。特に、適用法令や要求水準に関連する箇所がございましたらご教示下さい。	県では、現時点で瑕疵が存在しているとは理解していません。
530	基本契約書(案)	53	別紙6	第2条					第2条に基づく委託業務については、県は、特定事業契約上の事業者の義務違反を発生させないよう、善良な管理者の注意義務をもって行うことをご確認ください。	ご理解のとおりです。
531	基本契約書(案)	53	別紙6	第2条				春米発電所運営維持業務委託契約	県からの再委託が予定されている場合には、委託先を含め詳細をご教示下さい。	詳細は競争的対話において調整するものとします。
532	基本契約書(案)	53	別紙6					春米発電所運営維持業務委託契約	円滑に事業を運営するためには、各運営権設定対象施設のオペレーション等に関するノウハウを県から引き継ぐことが必要であると考えております。春米発電所について、運営維持業務開始日以降に県に対する業務委託が行われますが、かかる業務委託期間を利用して県から各運営権設定対象施設のオペレーション等に関するノウハウを引き継いでいただけるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

募集要項等（参加資格関係以外）に関する質問に対する回答

No	資料名	該当箇所							質問・意見	回答	
		頁	章	節	細節	項	目	細目			項目名
533	基本契約書(案)	53	別紙6	第3条					業務委託料	春米発電所運営維持業務委託契約に於いて、年間業務委託料の金額が●円となっており、事業者提案によると理解しておりますが、この委託料の金額は提案の評価対象になりますでしょうか。	競争的対話を踏まえて、県が、全応募者に一律の条件として金額を指定することを予定しています。
534	基本契約書(案)	53	別紙6							事業開始に際しての県から事業者に対する技術伝承に関しては、春米発電所運営維持業務委託契約において個別の委託業務として規定はされておられません。実務上は、同契約に基づいて県が実施する業務に事業者が在席することを通じて事業者に対して必要な技術伝承が行われるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
535	基本契約書(案)	54	別紙6	第7条					春米発電所運営維持業務委託契約	別紙6（春米発電所運営維持業務委託契約）第7条でいう損害には事業者の発電収入減少分も含まれるという理解でよろしいですか。	県が春米発電所運営維持業務委託契約の履行義務を違反した限りにおいてはご理解のとおりです。詳細は競争的対話を踏まえて確定します。
536	基本契約書(案)	57	別紙7	第3	(1)				支払額	分割納付運営権対価の未払い額に対して契約利率を乗じた金額を、毎年の運営権分割納付の日に支払うと規定されております。従前の空港案件等においては契約利息分も含めて、所謂元利均等払い（利息+元本の合計額が一定となるように公共サイドに支払いを実施）の取扱いとすることが一般的であったと理解しております。本件取扱いにこした背景は会計処理（実務対応報告上割引処理が必要）を簡易にする趣旨と推測しているのですが、正しいでしょうか？当該処理を採択した背景をご教示いただけますと幸いです。	ご指摘のとおりご理解いただいても差し支えはありません。

募集要項等（参加資格関係以外）に関する質問に対する回答

No	資料名	該当箇所							質問・意見	回答	
		頁	章	節	細節	項	目	細目			項目名
537	基本契約書(案)	57	別紙7	第3	(1)				支払額	春米発電所については運営権の存続期間が19年と8カ月17日と、端数となる期間(8カ月17日)が存在します。年間支払額計算にあたっては、端数期間をどのように取り扱うべきでしょうか。例えば春米発電所に対する運営権対価納付金を1,000百万円とした場合、端数部分を小数(≒0.71年分)として、1,000百万円÷19.71年=50.73百万円とすればよいでしょうか。	ご提案のとおり計算いただいて差し支えはありません。なお、優先交渉権者選定基準に基づく評価対象運営権対価の提案価格の点数化にあたり、現在価値換算は予定していません。
538	基本契約書(案)	57	別紙7	第3	(1)				支払額	春米発電所以外の発電所については再整備業務完了後に供用開始となり、4月1日付で供用開始する場合以外は、運営維持業務の終了日は県の会計年度末である3月末以外となります。こうした場合であっても、運営維持業務の終了日でなく、会計年度末である3月末が運営権分割対価の支払最終回となるという理解でよろしいでしょうか。	運営権対価分割金の最終支払の期限については、基本契約書(案)別紙7第3(2)の規定のとおり存続期間の満了日となります。
539	基本契約書(案)	57	別紙7	第2	(1)					運営権対価一括金の支払義務は、各運営権設定対象施設について、基本契約第14条に基づく運営権設定書が交付されていることを条件に発生することをご確認ください。	ご理解のとおりです。
540	基本契約書(案)	58	別紙7	第3	(2)	ロ			消費税等	運営権対価分割金に係る消費税を一括で支払うことになっているが、その場合の消費税率は支払期限(運営権効力発生日)時点の税率という理解でよいのか。また、将来的に消費増税・減税が行われた場合、精算は発生しないという理解で良いか。	関連法令の解釈に依存しますが、基本的にはご理解のとおりと考えています。



募集要項等（参加資格関係以外）に関する質問に対する回答

No	資料名	該当箇所							質問・意見	回答	
		頁	章	節	細節	項	目	細目			項目名
541	基本契約書(案)	58	別紙7	第3	(2)	ロ			消費税等	分割納付運営権対価に対する消費税額の支払いが前倒し一括となっています。従前の空港案件では分割納付運営権対価に対する消費税額の支払いタイミングは、分割納付の都度実施する取扱いとなっていたと理解していますが、取扱いを変えることになった背景をご教示いただけませんか？国税庁からは、公共団体においても分割して納付されるものを含めて運営権対価全額がコンセッション事業の開始日に課税売上げとされる旨公表されておりますので、当該取扱いを踏まえたものと理解しておりますが、如何でしょうか？	ご理解のとおりです。
542	基本契約書(案)	59	別紙8	第2	1				是正指導及び是正勧告	尚書き後半で「その請求の原因となった是正指導はその後の違約金賦課の対象としない。」とあります。この意味は、事業期間中ずっと賦課されないのか、翌1年間は別カウントで再度違約金賦課の対象となりうるのか、どちらで理解すればいいでしょうか。	該当の是正指導通知を起因とする違約金は事業期間を通じて1度限りのものとしてご理解ください。
543	基本契約書(案)	59	別紙8	第2	1				是正指導及び是正勧告	尚書き後半で「その請求の原因となった是正指導はその後の違約金賦課の対象としない。」とありますが、是正指導を受けた同じ事象を原因とした是正勧告による違約金賦課の対象となることはある、との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
544	基本契約書(案)	59	別紙8	第2					是正指導及び是正勧告	是正指導、是正勧告、業務実施企業の変更請求、特定事業契約解除はどのようなステップでおこなわれるのでしょうか。ご教示ください。たとえば是正指導がなくいきなり是正勧告、業務実施企業の変更請求が行われることもあるのでしょうか。	モニタリング基本計画書をご参照ください。

募集要項等（参加資格関係以外）に関する質問に対する回答

No	資料名	該当箇所							質問・意見	回答	
		頁	章	節	細節	項	目	細目			項目名
545	基本契約書(案)	59	別紙8	第2	2	(1)			是正指導における罰則及び違約金	「是正指導を1年間に2度行った場合、2度目の是正指導に併せて是正指導の対象となった運営権設定対象施設について2千万円を上限とした違約金を事業者に請求できるものとし～」とありますが、違約金の対象となる要求水準を満たさない原因は、1年間に同一の運営権設定対象施設における同一の業務に関する内容(例えば維持管理業務の整理整頓・機材整備等)の是正指導を2回という理解で宜しいでしょうか。	同一の運営権設定対象施設であるかは、運営維持管理業務についてはご理解のとおりです。他方、統括マネジメント業務については、同一の対象施設でない場合もあり得ます。また、同一の業務であるかについては、業務ごとではなく、同一の事象を原因しているかで判断されます。
546	基本契約書(案)	60	別紙8	第3					任意事業に係る是正指導及び是正勧告	貴県の任意事業に係る是正指導及び是正勧告にかかる現時点での考え方をご教示ください。	罰則及び違約金の賦課は予定していません。
547	基本契約書(案)	60	別紙8	第3					任意事業	脚注に任意事業に係る是正指導及び是正勧告は、モニタリング基本計画に定める義務事業に係る是正指導及び是正勧告と異なるとの記載がありますが、任意事業にかかる是正指導及び是正勧告については罰則や違約金などは定義されないとの理解でよろしいかご教示下さい。	罰則及び違約金の賦課は予定していません。
548	基本契約書(案)	60	別紙8	第2	2				罰則及び違約金	本項において規定される違約金には消費税は賦課されますでしょうか。	消費税及び地方消費税は賦課されません。
549	再整備契約書(案)	3	2	第6	5				調査	地中埋設物に起因して発生する追加費用は、事業者がこれを負担するとありますが、県が所有権を有し、使用していた土地で地中埋設物が見つかり、それに起因して追加費用が発生した場合においては、県がその費用を負担するのが妥当ではないでしょうか。	原文のとおりとします。
550	再整備契約書(案)	3	2	第6	5				調査	募集要項等から合理的に予測できない地中障害物のリスクは県が負担してください。	原文のとおりとします。

募集要項等（参加資格関係以外）に関する質問に対する回答

No	資料名	該当箇所							質問・意見	回答	
		頁	章	節	細節	項	目	細目			項目名
551	再整備契約書(案)	3	2	第6条	5				調査	地中埋設物に起因して発生する追加費用は事業者負担と御座いますが、最終的には運営権対価（一括金）との相殺との認識にてよろしいでしょうか。	運営権対価（一括金）との相殺は予定しておりません。
552	再整備契約書(案)	3	2	第6条	5				調査	地中埋設物に起因して発生する追加費用は事業者の負担とされていますが、事業者には予測し得ない事象なので、県で負担頂けないでしょうか。	原文のとおりとします。
553	再整備契約書(案)	3	2	第6条	5				調査	「地中埋設物に起因して発生する追加費用」につき、「事業者がこれを負担する」とありますが、第16条で工事用地等は県が確保することになっており、工事用地等における地中埋設物のリスクも県が負担することが整合するものと存じますので、「県がこれを負担する」に修正頂くよう競争的対話で協議させて頂きたく存じます。	原文のとおりとします。
554	再整備契約書(案)	4	3	第7条	3				設計	一定期間の「一定」および「定期的」とはどの程度の期間を指すのでしょうか。	モニタリング基本計画書をご参照ください。
555	再整備契約書(案)	4	3	第7条	5				設計	基本設計および実施設計の定義をご教示ください。また、どのように区別して貴県に各設計図書をご提出すればよいでしょうか。	事業者が提出する書類の内容と時期はモニタリング基本計画書に規定のとおりですが、「基本設計」と「実施設計」とに分けて提出するかは事業者の提案によります。なお、事業者が「基本設計」および「実施設計」を提案しない場合は、契約書（案）の該当規定の解釈について県と事業者とで別途確認するものとします。
556	再整備契約書(案)	4	3	第7条	6				設計	事業者が作成した設計図書を貴県が受領後、14日以内に完了と認めた通知がされない場合は、自動的に承諾されたという解釈でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

募集要項等（参加資格関係以外）に関する質問に対する回答

No	資料名	該当箇所							質問・意見	回答	
		頁	章	節	細節	項	目	細目			項目名
557	再整備契約書(案)	4	3	第7条	9				設計	「要求水準書等の明示的な記載に従ったものであることが認められる場合、県の指示の不備・誤りによる場合その他の県の責めに帰すべき理由による場合」は、県が合理的な範囲で追加費用や損害を負担するとされていますが、かかる場合は（合理的な範囲でという留保なく）全額県が負担すべきではないでしょうか。また、リスク分担表の設計リスクにおいても「県に提示条件、指示の不備、変更による設計変更・遅延」は県負担とされており、特段「合理的な範囲」等の限定はなく、リスク分担表の記載とも異なっているように思われます。	原文のとおりとします。
558	再整備契約書(案)	4	3	第7条	9				設計	第7条第9項の「県の責めに帰すべき理由」には、募集要項等の記載に不備、誤り（開示資料の内容の瑕疵を含みます。）があった場合を含むことをご確認ください。	開示資料は参考資料として提示しているものであり、その瑕疵は「県の責めに帰すべき理由」には該当しません。
559	再整備契約書(案)	4	3	第7条	9				設計	「追加費用」には合理的な金融費用を含むことをご確認ください。	ご理解のとおりです。
560	再整備契約書(案)	6	4	第9条					関連工事の調整	県は、事業者の施工する工事及び県の発注に係る第三者の施工する他の工事が施工上密接に関連する場合において、必要があるときは、その施工につき、調整を行い、事業者は、県の調整に従い、当該第三者の行う工事の円滑な施工に協力しなければならない、と記載がありますが、当該調整により事業者の施工する工事で追加費用や損害等発生した場合は、その追加費用は県が負担するという理解でよろしいでしょうか。	県は追加費用は負担しません。
561	再整備契約書(案)	7	4	第12条	4				近隣調整	第12条第4項ただし書きの「費用」には合理的な金融費用を含むことをご確認ください。	ご理解のとおりです。

募集要項等（参加資格関係以外）に関する質問に対する回答

No	資料名	該当箇所							質問・意見	回答	
		頁	章	節	細節	項	目	細目			項目名
562	再整備契約書(案)	7	4	第12条	4				近隣調整	本事業を公共施設等運営事業として実施する企画自体は県が設定した条件であり、近隣住民による本事業の実施そのものに対する反対運動に起因する費用は、県が負担することをご確認ください。	ご理解のとおりです。
563	再整備契約書(案)	8	4	第14条	1				工事の施工管理	工事範囲が広域になりますが、常駐する現場代理人は1人でよいという理解でよろしいでしょうか。	特定事業契約に基づき再整備業務を履行できる限りにおいて、ご理解のとおりです。
564	再整備契約書(案)	9	4	第17条	1				設計図書不適合の場合の改造義務及び破壊検査等	第17条第1項の「業務期間」の変更とは、「再整備工事の完成予定日及び工事目的物の引渡予定日」の変更を含むという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
565	再整備契約書(案)	9	4	第17条	1				設計図書不適合の場合の改造義務及び破壊検査等	第17条第1項の「費用」には合理的な金融費用を含むことをご確認ください。	ご理解のとおりです。
566	再整備契約書(案)	10	4	第18条					設計図書の変更	第18条の「業務期間」の変更とは、「再整備工事の完成予定日及び工事目的物の引渡予定日」の変更を含むという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
567	再整備契約書(案)	10	4	第18条					設計図書の変更	第18条の「費用」には合理的な金融費用を含むことをご確認ください。	ご理解のとおりです。
568	再整備契約書(案)	10	4	第19条	1				事業者の請求による業務期間の延長	「業務期間の延長」は、「再整備工事の完成予定日及び工事目的物の引渡予定日」の延長を含むという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
569	再整備契約書(案)	10	4	第19条	2				事業者の請求による業務期間の延長	第19条第2項の「費用」には合理的な金融費用を含むことをご確認ください。	ご理解のとおりです。
570	再整備契約書(案)	10	4	第19条	2				事業者の請求による業務期間の延長	「事業者が損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない」とありますが、ここでいう損害には延長期間分の予想される事業者の売電収入も含まれる理解でよろしいでしょうか。	再整備契約は再整備業務について規定するものであり、含まれません。

募集要項等（参加資格関係以外）に関する質問に対する回答

No	資料名	該当箇所							質問・意見	回答	
		頁	章	節	細節	項	目	細目			項目名
571	再整備契約書(案)	10	4	第20条	1				業務期間の変更方法	第20条第1項ただし書きに基づき県が定める場合には、事業者の電力受給契約上の運転開始日の調整等の事情も十分勘案し、本事業の採算性の維持に配慮した指定を行うことをご確認ください。	ご理解のとおりです。
572	再整備契約書(案)	10 11	4	第20条 第21条 第25条	1 1 1				業務期間の変更方法、再整備業務費の変更方法等、再整備業務費の変更に代える設計図書の変更	業務期間の変更、再整備業務費の変更、設計図書の変更につき、左記各条項において、「協議開始の日から14日以内に協議が調わない場合には、県が定め」ることとされています。公共工事標準請負契約約款23条1項、24条1項、30条1項の同旨の規定においては、「工期及び請負代金額を勘案して十分な協議が行えるよう留意して数字を記入する」との注が付されているところ、14日では十分な協議をするには短いかと存じますので、より長期の協議期間を設けて頂けますでしょうか。	原文のとおりとします。
573	再整備契約書(案)	10	4	第21条	1				再整備業務費の変更方法等	実施契約第23条第2項は、再整備業務費が減少する場合を想定していますが、再整備契約第21条では再整備業務費の変更には協議が必要とされています。 価格変動リスクは事業者の負担又は帰属とされていますが（基本契約第44条）、再整備業務費を減少する方向で協議が必要になる場合とはどのような場合を想定されていますでしょうか。ご明示いただけますと幸いです。	ご質問では、「実施契約第23条第2項」とあるところ、基本契約書（案）第23条第2項の誤りと認識してお答えします。ご質問についての具体的な想定はありません。なお、No.329の回答も併せてご確認ください。
574	再整備契約書(案)	11	4	第22条					賃金又は物価の変動に基づく再整備業務費の不変更	事業期間が非常に長いため、物価変動等による業務費の請求権を認めて頂けないでしょうか。	原文のとおりとします。
575	再整備契約書(案)	11	4	第23条					一般的損害	不可抗力によって発生した損害の負担については、基本契約第43条の規定が優先して適用されることをご確認ください。	ご理解のとおりです。

募集要項等（参加資格関係以外）に関する質問に対する回答

No	資料名	該当箇所							質問・意見	回答	
		頁	章	節	細節	項	目	細目			項目名
576	再整備契約書(案)	11	4	第24条	2				第三者に及ぼした損害	「工事の施工に伴い通常避けることができない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者に損害を及ぼしたときは、事業者がその損害を負担しなければならない。」とありますが、事業者のリスク分担としてバランスを失っているように存じます。公共工事標準請負契約約款28条2項同様、「県がその損害を負担しなければならない。ただし、その損害のうち工事の施工につき事業者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、事業者が負担する。」との形に修正をお願いします。	ご指摘を踏まえて、競争的対話において調整するものとします。
577	再整備契約書(案)	11	4	第25条	1				再整備業務費の変更に代える設計図書の変更	第25条第1項ただし書きは削除いただけますでしょうか。独立採算の事業として事業リスクは事業者が負担しており、事業期間中の施設の能力確保に影響を与える設計変更が県により一方的に決定されるのは許容しかねます。	ご指摘を踏まえて、修正します。修正後の基本契約書(案)は競争的対話を踏まえて公表するものとします。
578	再整備契約書(案)	12	4	第26条	1				解体新設対象施設	解体新設対象施設の整備期間中に、中津ダムの運用に影響は生じ得ますでしょうか。	応募者にてご判断ください。
579	再整備契約書(案)	13	5	第27条	4				試運転、検査及び引渡し	「事業者は、工事目的物について、予め民法第295条に基づく留置権、民法第311条に基づく動産の先取特権、民法第325条に基づく不動産の先取特権、商法第521条に基づく留置権、及び民法第533条に基づく同時履行の抗弁権を放棄する。」とありますが、履行期が到来している事業者が有する債権の履行を確保すべく、削除をご検討ください（公共工事標準請負契約約款でも設けられていない規定かと存じます）。	原文のとおりとします。

募集要項等（参加資格関係以外）に関する質問に対する回答

No	資料名	該当箇所							質問・意見	回答	
		頁	章	節	細節	項	目	細目			項目名
580	再整備契約書(案)	13	5	第27条	7 8				試運転、検査及び引渡し	県が、完成検査時に無作為に抽出した工事目的物を最小限度破壊し、分解若しくは試験することができ、その結果、当該工事目的物に瑕疵がなかった場合の当該抽出破壊検査及び原状に復するために直接要する費用は、県の負担とするとありますが、それにより事業者が被った損害等についても県が負担するという理解でよろしいでしょうか。	県の負担対象は再整備契約書案第27条第8項の規定のとおり、破壊検査及び現状に服するために直接要する費用です。
581	再整備契約書(案)	15	6	第31条	1				相殺	県の解体新設費用の支払債務と小鹿第一発電所の運営権対価分割金に係る債権の相殺は、解体新設工事の完成日の属する年度に係る運営権対価分割金に係る債権について行われるという理解ですが、仮に、当該年度に係る運営権対価分割金が解体新設費用の支払債務に不足する場合には、不足額については翌年度に係る運営権対価分割金に係る債権と相殺が行われるという理解でよろしいでしょうか。相殺が行われるタイミング及び不足額が生じた場合の処理についての規定がございませんので、お伺いしております。	ご理解のとおりです。
582	再整備契約書(案)	15	6	第31条	2	(1)			相殺	第31条第2項第(1)号は、再整備契約上の権利や契約上の地位について、金融機関のために担保権の設定や地位譲渡予約を行うことを妨げるものではないことをご確認ください。	ご理解のとおりです。
583	再整備契約書(案)	15	6	第31条	2	(1)			相殺	相殺権阻害行為として再整備契約上の権利の譲渡が禁止されていますが、基本契約35条2項と同様、金融機関への担保設定に関する例外を規定すべきではないでしょうか。	ご指摘を踏まえて、修正します。修正後の再整備契約書(案)は競争的対話を踏まえて公表するものとします。
584	再整備契約書(案)	15	6	第31条	2	(1)			相殺	「再整備契約書」第31条第2項(1)について、再整備契約により生じる権利等の第三者への譲渡が禁止されていますが、事業者が融資を行う金融機関が担保権の設定(債権譲渡担保等)を設定することについては禁止されないという理解で良いですか。	ご理解のとおりです。



募集要項等（参加資格関係以外）に関する質問に対する回答

No	資料名	該当箇所							質問・意見	回答	
		頁	章	節	細節	項	目	細目			項目名
585	再整備契約書(案)	16	7	第33条	3				解除に伴う措置	第33条3項において再整備契約解除時に、FIT計画認定取得済みである場合、県に対して事業譲渡するとありますが、こちらは公正な時価で譲渡されるという理解でよろしいでしょうか。	再整備契約解除時の精算は基本契約書（案）に定めるとおりです。ご指摘の場合における「時価譲渡」は予定していません。
586	再整備契約書(案)	17	8	第34条					火災保険等	「火災保険、建設工事保険その他の建設中の物件の保全に関する保険」とありますが、保険種目名称にかかわらず建設中の物件の保全に関する保険が付保されていれば問題ないという理解でいいですか。念のため確認します。	応募者にてご判断ください。
587	再整備契約書(案)	17	8	第34条					火災保険等	「要求水準等に定める」とありますが、何れの書類にも具体的な言及はないようです。改めて、ご教示願います。	ご指摘を踏まえて「要求水準書等に定める」を削除します。修正後の再整備契約書（案）は競争的対話を踏まえて公表するものとします。
588	公共施設等運営権実施契約書(案)	1	1	第1条	1				用語の解釈	「文脈状」を「文脈上」にご修正願います。	ご指摘を踏まえて修正します。修正後の再整備契約書（案）は競争的対話を踏まえて公表するものとします。
589	公共施設等運営権実施契約書(案)	2	2	第4条	3				関連施設	「県が引渡しを受けることとした」場合以外、関連施設は県に買い取ってもらえないこととなりますが、県の任意解除、県事由解除により事業が終了した場合、県関連施設の整備の実施費用は県が負担するのが妥当であると考えます。 県に帰責事由がある場合は第47条に基づく損害賠償で、県の任意解除の場合は、第59条に基づく損失補償により実質的には県に請求できるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
590	公共施設等運営権実施契約書(案)	2	2	第4条	3				関連施設	第4条第3項ただし書きは、実施契約が解除された場合にも適用があることをご確認ください。	ご理解のとおりです。

募集要項等（参加資格関係以外）に関する質問に対する回答

No	資料名	該当箇所							質問・意見	回答	
		頁	章	節	細節	項	目	細目			項目名
591	公共施設等運営権実施契約書(案)	2	2	第4条	1 3				関連施設	関連施設のために使用される土地に県の使用権限等用地以外の土地が含まれる場合、事業者が、県の使用権限等用地以外の土地について取得した使用権限（例えば、第4条第1項で記載されている土地の所有権）は、県の買取対象に含まれるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
592	公共施設等運営権実施契約書(案)	2	2	第4条					関連施設	「実施契約書」第4条第3項において、関連施設の買取額を「未償却残高相当額を基本として」、「別途合意した金額」と規定していますが、貴県としては、具体的にごどのように金額を算定することを想定されていますか（算定にあたりどのようなことが考慮されるのでしょうか。）。	原文のとおりを想定しています。
593	公共施設等運営権実施契約書(案)	3	3	第6条	2				延長オプション	運営権の存続期間の延長及び再延長のオプションにつき、存続期間の満了日の2年前までに実施する必要があるのは一括延長に関する協議の実施を申し入れることのみであり、県との間の合意については、存続期間の満了日までに行えば足り、そのほか合意期限はないという理解でよろしいでしょうか。	要求水準書第VI章1「(3)①「業務終了時の引継業務」において、業務終了の1年前までに引継計画書の提出を求めていることから、遅くともこの期限までに合意の必要があります。
594	公共施設等運営権実施契約書(案)	4	4	第7条					運営維持業務の実施	実施方針質問回答 No. 310 によれば、貴県は、現在、対象施設に（公財）都道府県センター（災害共済部）の建物共済、機械損害共済に加入しているとのことですが、付保対象資産、共済金額、特約等をご開示ください。	共済加入証、共済証券、申込書等の資料は、本事業の保険に係る検討の参考資料とはならないものと認識しているため、追加での情報開示は考えていません。

募集要項等（参加資格関係以外）に関する質問に対する回答

No	資料名	該当箇所							質問・意見	回答	
		頁	章	節	細節	項	目	細目			項目名
595	公共施設等運営権実施契約書(案)	4	4	第7条					運営維持業務の実施	運営維持業務の実施期間中に付保する保険については、実施方針質問回答でも2パターンの回答（No.2とNo.497）があります。再整備期間については、再整備契約書（案）34条で保険付保に関する規定がありますが、実施契約書（案）では一切記載がありません。実施契約書（案）にも事業者の付保する保険につき、事業者の提案に任せるにしてもその旨の記載があったほうが適切かと思いますがいかがでしょうか。	原文のとおりで差し支えないと考えております。
596	公共施設等運営権実施契約書(案)	5	4	第11条	1				更新投資	運営権設定対象施設について、事業者の判断で更新投資を行うことができると御座いますが、本件のダム等（中津ダム・茗荷谷ダム・三朝調整池）の大規模な更新投資も事業者の判断にて更新投資を行うことができるものと認識してよろしいでしょうか。	ダムであっても基本は、実施契約書案第11条第1項の規定のとおりですが、河川法に規定する許可等が必要となる更新投資は、その点において許可申請者となる県の承諾が必要です。
597	公共施設等運営権実施契約書(案)	5	4	第11条	1				更新投資	当該更新投資が運営権設定対象施設に付合する場合の所有権の取扱いについて、御教示いただけますでしょうか。	実施契約書（案）第11条3項をご確認ください。
598	公共施設等運営権実施契約書(案)	5	4	第11条	2				更新投資	公共施設等運営権及び公共施設等運営事業に関するガイドライン12-2-2（5）において「施設の増改築部分に既存の運営権を及ぼす場合であっても、運営権者の負担の明確化や選定手続の透明性の確保から、実施方針及び実施契約において、想定される増改築の範囲・概要及び当該増改築部分に運営権が及ぶ旨が明記されることが望ましい」とされています。運営権設定対象施設の資産価値の増加を伴う更新投資にも同様の趣旨が当たると思いますので、想定される範囲、概要を明記いただけますようお願いいたします。	本事業の特徴を踏まえるとガイドラインが想定している更新投資と、本事業において事業者の判断により行われる更新投資とでは性格が異なるものと考えています。ついては、基本契約書（案）に定める更新の定義をご確認の上、応募者にてご判断ください。

募集要項等（参加資格関係以外）に関する質問に対する回答

No	資料名	該当箇所							質問・意見	回答	
		頁	章	節	細節	項	目	細目			項目名
599	公共施設等運営権実施契約書(案)	5	4	第11条	2				更新投資	承諾を得て運営権設定対象施設の資産価値の増加を伴う更新投資を実施した場合は、未償却残高相当額の買取がなされることになっています。この点、公共施設等運営権及び公共施設等運営事業に関するガイドライン12 2-3(3)②において、増改築部分は管理者等の所有となること、に留意が必要とされています。更新投資の部分についても、法的には管理者等の所有に帰し、未償却部分は償金により解決する、という整理の方が妥当ではないでしょうか。	原文のとおりとします。
600	公共施設等運営権実施契約書(案)	5	4	第11条	2				更新投資	”運営権設定対象施設であって資産価値の増加を伴う更新投資”について、どのようなものが該当するのか、県で想定されているものがあればご教示下さい。 (仮に水圧鉄管や発電水車を期間中に更新した場合、機能維持、性能確保のための更新投資であり、資産価値の増加を伴う更新には該当しないと理解しておりますが正しいでしょうか。	具体的な想定はありません。
601	公共施設等運営権実施契約書(案)	5	4	第11条	2				更新投資	基本契約書案 p38 別紙1 定義集(41)において、”「更新投資」とは、PFI 法に定める維持管理をい、新設又は運営権設定対象施設を全面除却し再整備するものを除く資本的支出(使用可能期間の延長又は価格の増加を伴う支出をいう。)又は資産価値の増加を伴う修繕をいう。”と定義されております。資産価値の増加を伴う修繕の場合も、事業者の所有となり、実施期間終了時点での県の買取り対象となるのでしょうか。	修繕についてはご理解のとおりですが、実施契約書(案)第11条2項に規定のとおり、県の事前の了承を得たもののみが対象であることにご留意ください。

募集要項等（参加資格関係以外）に関する質問に対する回答

No	資料名	該当箇所							質問・意見	回答	
		頁	章	節	細節	項	目	細目			項目名
602	公共施設等運営権実施契約書(案)	5	4	第11条	2				更新投資	本項での規定とは別に、要求水準書 p45 (2) 設備の更新投資・保全① 設備の更新投資において、“更新投資とは、運営維持期間中に運営権設定対象施設に生じる劣化、不具合を解消するための工事等で、資本的支出（使用可能期間の延長又は価格の増加を伴う支出をいう。）又は資産価値の増加を伴うものをいう。”と定義され、事業者が再整備業務とは別に運営維持業務期間中に運営権設定対象施設の更新投資を行った場合、更新投資部分の所有権は事業者に帰属するものとする。とありますが、価値の増加を伴わない資本的支出に当たる更新の場合も未償却残高の買取り対象となるのでしょうか。	未償却残高が残る資本的支出は買取り対象となりますが、実施契約書（案）第11条2項に規定のとおり、県の事前の了承を得たもののみが対象であることにご留意ください。
603	公共施設等運営権実施契約書(案)	5	4	第11条	2				更新投資	事業者が県に対して未償却残高相当額による買取りを請求できる更新投資は、その全額が対象となるのでしょうか。もしくは価値の増加部分のみが対象となるのでしょうか。	全額が対象と考えておりますが、具体的な更新投資の内容も踏まえて県が事前了承を行うものとします。
604	公共施設等運営権実施契約書(案)	5	4	第11条	2				更新投資	第11条第2項は、実施契約が解除された場合にも適用があり、その場合の買取価格は解除時点での未償却残高相当額になることをご確認ください。	ご理解のとおりです。

募集要項等（参加資格関係以外）に関する質問に対する回答

No	資料名	該当箇所							質問・意見	回答	
		頁	章	節	細節	項	目	細目			項目名
605	公共施設等運営権実施契約書(案)	5	4	第11条	2				更新投資	承諾を得て運営権設定対象施設の更新投資を実施した場合は、投資の対象部分は事業者所有とされ、（県が事前に了承していた投資については）未償却残高相当額の買取がなされることになっています。しかし、本件における更新投資として、運営権設定対象施設自体（県が所有していることを前提としています。）への投資は想定しにくく、円滑な事業運営や明確性の担保という観点から、更新投資の対象部分は県所有としておくのが望ましいと考えられます。また、本項が対象とする資産価値が増加する投資については、事業終了時点での未回収の投資費用は事業者確実に返還されるのが公平な取扱いであると考えられますので、法的には県の所有に帰し、未償却部分は償金により解決する、という整理の方が妥当ではないでしょうか。	原文のとおりとします。
606	公共施設等運営権実施契約書(案)	5	4	第11条	3				更新投資	更新投資の内容によっては、運営権設定対象施設と一体化し、独立して事業者の所有の対象とはならないものもあると考えますが、その場合にも第2項と同様の支払いがなされることをご確認ください。	ご理解のとおりです。
607	公共施設等運営権実施契約書(案)	5	4	第11条					更新投資	「実施契約書」第11条第2項において、更新投資対象部分の県による買取金額を「終了日時点で更新投資の結果残存している受益に対応する費用」と定義されていますが、具体的な算定方法についてご教示下さい。	更新投資時に当該更新投資の償却期間や償却方法について合意するものとします。
608	公共施設等運営権実施契約書(案)	6	4	第13条	3				ダム健全性確保業務	事業者がダムの安全性若しくは運用上支障がないように浚渫の実施必要性につき県に通知するのは当然ですが、その実施費用は県が負担すべきものではないでしょうか。浚渫が必要になる土砂の流入については事業者でコントロールはできません。	ご指摘の事例は、実施契約書（案）第13条2項に該当するものと考えております。

募集要項等（参加資格関係以外）に関する質問に対する回答

No	資料名	該当箇所							質問・意見	回答	
		頁	章	節	細節	項	目	細目			項目名
609	公共施設等運営権実施契約書(案)	8	6	第15条	1	2			運営権設定対象施設に係る県の瑕疵担保責任	第15条1項2号に記載の「土木工作物」の定義をご教示ください。	要求水準書表-6の土木・建築設備欄に記載されていません。建屋以外を指します。
610	公共施設等運営権実施契約書(案)	8	6	第15条	1				運営権設定対象施設に係る県の瑕疵担保責任	「一切の発電が不能となる瑕疵」を「重大な瑕疵」に修正ください。瑕疵担保について、県が負担するリスクが過度に限定的で、公平ではありません。	原文のとおりとします。
611	公共施設等運営権実施契約書(案)	8	6	第15条	2				運営権設定対象施設に係る県の瑕疵担保責任	「一切の発電が不能となる瑕疵」を「重大な瑕疵」に修正ください。瑕疵担保について、県が負担するリスクが過度に限定的で、公平ではありません。	原文のとおりとします。
612	公共施設等運営権実施契約書(案)	8	6	第15条	2				運営権設定対象施設に係る県の瑕疵担保責任	一切の発電が不能となる瑕疵があった場合は、県の費用負担で修補を実施することとなっておりますが、一切の発電が不能となる瑕疵でなくとも、発電に相応の影響を与える瑕疵についても、費用負担は協議とすることをご検討いただけますでしょうか。	原文のとおりとします。
613	公共施設等運営権実施契約書(案)	8	6	第15条	3				運営権設定対象施設に係る県の瑕疵担保責任	「一切の発電が不能となる瑕疵」を「重大な瑕疵」に修正ください。瑕疵担保について、県が負担するリスクが過度に限定的で、公平ではありません。	原文のとおりとします。
614	公共施設等運営権実施契約書(案)	8	6	第15条	3				運営権設定対象施設に係る県の瑕疵担保責任	一切の発電が不能となる瑕疵があった場合は、県の費用負担で修補を実施することとなっておりますが、一切の発電が不能となる瑕疵でなくとも、発電に相応の影響を与える瑕疵についても、費用負担は協議とすることをご検討いただけますでしょうか。	原文のとおりとします。

募集要項等（参加資格関係以外）に関する質問に対する回答

No	資料名	該当箇所							質問・意見	回答	
		頁	章	節	細節	項	目	細目			項目名
615	公共施設等運営権実施契約書(案)	8	6	第15条	5				運営権設定対象施設に係る県の瑕疵担保責任	県から引渡しを受けた時点で存在していた瑕疵について、「一切の発電が不能となる瑕疵」のみが修補対象瑕疵として、第5項の対象となっていますが、第5項の効果として、期限延長や分割金の減額についての措置で規定されていますので、修補対象瑕疵の対象範囲は、「一切の発電が不能となる瑕疵」だけではなく、「一部の発電が不能となる瑕疵」も含める方が妥当ではないでしょうか。	原文のとおりとします。
616	公共施設等運営権実施契約書(案)	8	6	第15条	1				運営権設定対象施設に係る県の瑕疵担保責任	春米発電所の発電が「一切の発電不能」までいかないものの一部不能（出力を抑える等の状況）となる県再整備対象施設の瑕疵を発見した場合に、不能割合分の費用を県に負担していただくことは可能でしょうか。実施方針質問回答で「原案どおり」との回答ですが、そもそも県が帰責となる瑕疵であり、また事業者としては重大な影響のあるリスク項目ですので再度お聞きします。	原文のとおりとします。
617	公共施設等運営権実施契約書(案)	8	6	第15条	1				運営権設定対象施設に係る県の瑕疵担保責任	1年あるいは2年の瑕疵担保期間が設定されていますが、県側に責任がある事象については瑕疵担保期間終了後においてもその修補等に関し県が協議に応じるよう要望します。	原文のとおりとします。
618	公共施設等運営権実施契約書(案)	8	6	第15条	1				運営権設定対象施設に係る県の瑕疵担保責任	本項において規定される貴県の瑕疵担保責任についてですが、当該瑕疵の存在により第三者に損害が発生した場合、各号の期間に依らず貴県が当該損害を賠償されるとの認識でよろしいでしょうか。	第三者への損害賠償については、基本契約書（案）第47条の規定により処理します。
619	公共施設等運営権実施契約書(案)	8	6	第15条	1	(1)			運営権設定対象施設に係る県の瑕疵担保責任	木造建物及び設備に係る瑕疵担保責任期間についても1年ではなく、2年として頂けますよう競争的対話で協議させて頂きたく存じます。	原文のとおりとします。



募集要項等（参加資格関係以外）に関する質問に対する回答

No	資料名	該当箇所							質問・意見	回答	
		頁	章	節	細節	項	目	細目			項目名
620	公共施設等運営権実施契約書(案)	8	6	第15条	1 2				運営権設定対象施設に係る県の瑕疵担保責任	県の瑕疵担保責任は「一切の発電が不能となる瑕疵」に限定されていますが、春米発電所県の再整備対象であることを踏まえれば、部分的な発電不要についても、県が瑕疵担保責任を負うのが妥当ではないでしょうか。 また、春米発電所の運営維持開始前の事故・火災による施設の損傷は県負担とするリスク分担表57の記載からすれば、部分的な発電不能についても県は瑕疵担保責任を負うとするのが適切と考えます。	原文のとおりとします。
621	公共施設等運営権実施契約書(案)	8	6	第15条	1 2 3				運営権設定対象施設に係る県の瑕疵担保責任	「春米発電所の一切の発電が不能となる瑕疵」とありますが、春米発電所には（承継前に開示を受けたものを除き）瑕疵がないことを前提として承継を受けるものであり、「春米発電所の発電に悪影響を与える瑕疵」といった形に修正頂くよう競争的対話で協議させて頂きたく存じます。	原文のとおりとします。
622	公共施設等運営権実施契約書(案)	8	6	第15条	2				運営権設定対象施設に係る県の瑕疵担保責任	春米発電所の発電が「一切の発電不能」までいかないものの一部不能（出力を抑える等の状況）となる県再整備対象外施設のもともとの瑕疵を発見した場合に、不能割合分の費用を県に負担していただくことは可能でしょうか。実施方針質問回答で「原案どおり」との回答ですが、そもそも県が帰責となる瑕疵であり、また事業者としては重大な影響のあるリスク項目ですので再度お聞きします。	原文のとおりとします。
623	公共施設等運営権実施契約書(案)	8	6	第15条	2				運営権設定対象施設に係る県の瑕疵担保責任	2年の瑕疵担保期間が設定されていますが、県側に責任がある事象については瑕疵担保期間終了後においてもその修補等に関し県が協議に応じるよう要望します。	原文のとおりとします。
624	公共施設等運営権実施契約書(案)	8	6	第15条	2				運営権設定対象施設に係る県の瑕疵担保責任	本項において規定される貴県の瑕疵担保責任についてですが、当該瑕疵の存在により第三者に損害が発生した場合、各号の期間に依らず貴県が当該損害を賠償されるとの認識でよろしいでしょうか。	第三者への損害賠償については、基本契約書（案）第47条の規定により処理します。

募集要項等（参加資格関係以外）に関する質問に対する回答

No	資料名	該当箇所							質問・意見	回答	
		頁	章	節	細節	項	目	細目			項目名
625	公共施設等運営権実施契約書(案)	8	6	第15条	3				運営権設定対象施設に係る県の瑕疵担保責任	本項において規定される貴県の瑕疵担保責任についてですが、当該瑕疵の存在により第三者に損害が発生した場合、各号の期間に依らず貴県が当該損害を賠償されるとの認識でよろしいでしょうか。	第三者への損害賠償については、基本契約書（案）第47条の規定により処理します。
626	公共施設等運営権実施契約書(案)	8	6	第15条	3				運営権設定対象施設に係る県の瑕疵担保責任	「当該運営権設定対象施設の一切の発電が不能」とは、運営権設定施設毎に判断するというところでよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
627	公共施設等運営権実施契約書(案)	8	6	第15条	3				運営権設定対象施設に係る県の瑕疵担保責任	春米発電所以外の運営権設定対象施設に関し、「一切の発電不能」までいかないものの一部不能（出力を抑える等の状況）となるもとの瑕疵を発見した場合に、発電不能割合分の費用を県に負担していただくことは可能でしょうか。実施方針質問回答で「原案どおり」との回答ですが、そもそも県が帰責となる瑕疵であり、また事業者としては重大な影響のあるリスク項目ですので再度お聞きします。	原文のとおりとします。
628	公共施設等運営権実施契約書(案)	8	6	第15条	3				運営権設定対象施設に係る県の瑕疵担保責任	2年の瑕疵担保期間が設定されていますが、県側に責任がある事象については瑕疵担保期間終了後においてもその修補等に関し県が協議に応じるよう要望します。	原文のとおりとします。
629	公共施設等運営権実施契約書(案)	8	6	第15条	3 4				運営権設定対象施設に係る県の瑕疵担保責任	県の瑕疵担保責任は「一切の発電が不能となる瑕疵」に限定されている。 再整備対象施設は、瑕疵担保の対象瑕疵が、既存施設の引渡前の瑕疵に限定されていることを踏まえれば、部分的な発電不要についても、県に瑕疵担保責任を負うべきではないか。	原文のとおりとします。
630	公共施設等運営権実施契約書(案)	8	6	第15条	4				運営権設定対象施設に係る県の瑕疵担保責任	「事業者の逸失利益については1年分を上限として」とありますが、1年で復旧できない事象も想定されますので上限は外していただくようお願いいたします。	原文のとおりとします。

募集要項等（参加資格関係以外）に関する質問に対する回答

No	資料名	該当箇所							質問・意見	回答	
		頁	章	節	細節	項	目	細目			項目名
631	公共施設等運営権実施契約書(案)	8	6	第15条					運営権設定対象施設に係る県の瑕疵担保責任	一切の発電が不能となる瑕疵について、実施方針質疑回答 No. 407 において、「一切の発電が不能な状態とは、当該運営権設定対象施設における発電が全部停止となる状態を指します。また、一部設備の不備と一切の発電が不能となることとの間に因果関係が認められる場合には含みます。」との回答がなされておりますが、実施契約書案は原文のまま変更されておられません。一切の発電が不能となる瑕疵の内容の明確化は競争的対話での協議事項となると考えて良いでしょうか。	実施契約書（案）の変更は不要と考えておりますが、一切の発電が不能となる瑕疵の内容の明確化について競争的対話で行うことは妨げません。
632	公共施設等運営権実施契約書(案)	10	7	第16条					県による買取り	資産の買取りと対価の支払いを同時履行とするようお願い致します。	対価の支払い期限を含む県による支払い条件は、県と事業者とで協議するものとしします。
633	モニタリング基本計画書	2	I	2	(1)				モニタリング実施計画書	任意事業の実施主体がコンソーシアムの構成員または構成員等が別途設立する SPC である場合、任意事業のモニタリングについては、本モニタリング基本計画書にもとづき、事業者（事業会社）の場合に準じたものとなるという理解で良いでしょうか。	基本的にはご理解のとおりですが、任意事業の内容を踏まえたうえで、協議させてください。
634	モニタリング基本計画書	3	I	3					要求性能確認計画書及び要求水準確認報告書	要求性能確認計画書とは、様式 11-2 要求水準書チェックリストに準じるものでしょうか。もし、異なる場合、様式なども含めてご提示ください。	様式は応募者にてご検討ください。ただし、様式 11-2 を活用することは可能です。
635	モニタリング基本計画書	3	I	3					要求性能確認計画書及び要求水準確認報告書	県が要求水準確認報告書に記載を求める項目をご提示ください。	要求水準の確認を合理的に確認できる項目を設定ください。
636	モニタリング基本計画書	8	II	4					提出書類	性能保証書が必要となる機器について、具体的にご教示をお願いします。	性能を保証する機器すべてが対象になります。

募集要項等（参加資格関係以外）に関する質問に対する回答

No	資料名	該当箇所							質問・意見	回答	
		頁	章	節	細節	項	目	細目			項目名
637	モニタリング基本計画書	8	II	4					提出書類	検査試験成績表や性能試験成績書について、海外から輸入する場合は、日本語表記とはなりません、問題ないでしょうか。	日本語への翻訳をお願いします。
638	モニタリング基本計画書	12	III	4	表3-3				事業者が作成する提出書類（維持管理業務）	「改良計画書」は要求水準書P.45 IV章 3節(2)①の「更新投資計画書」の理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
639	モニタリング基本計画書	13	III	4	表3-3				事業者が作成する提出書類（維持管理業務）	「ダムにおける土木設備巡視点検測定基準に基づく点検結果」の提出時期は四半期ごとで、要求水準書P.50 IV章 3節(8)⑦に該当する箇所は毎年度終了後1月以内との理解でよろしいのでしょうか。	ご理解のとおりです。
640	モニタリング基本計画書	12	III	4					提出書類	日報、月報、年報、年間業務報告書の提出の頻度が高すぎるため配慮願います。運営自体を事業者委ねているため必要性についてご検討いただきたい。	モニタリング基本計画書表3-2に記載している提出時期（日報・月報は四半期、それ以外は事業年度終了後1ヶ月以内）を基本とします。
641	モニタリング基本計画書	15	IV	4					提出書類	株主総会等の資料については、株主に対しては資料開示の必要性があると思いますが、貴県への開示の必要性についてご教示いただきたい。	会社のガバナンス状況を確認するための重要資料と認識しているため、開示を求めています。
642	モニタリング基本計画書	18	VI	1	(2)				特定事業契約の解除	統括マネジメント業務および運営維持業務については但し書きにより、対象施設に限定されることが明記されているが、再整備業務では、但し書きがない。要求水準未達の場合には、対象施設に限定されず、契約解除となる可能性があるのか？	要求水準未達の場合には、対象施設に限定されず、契約解除となります。よって、但し書きを削除する修正を行います。修正後のモニタリング基本計画書は競争的対話を踏まえて公表するものとします。
643	モニタリング基本計画書	18	VI	1	(2)				特定事業契約の解除	「・・・業務実施企業の変更後もなお要求水準未達が継続していると判断した場合、業務実施の変更に応じなかった場合」以降の「要求水準未達が住民の人命にかかわる場合、重大な法令違反又は虚偽の報告に該当する場合、周辺環境に重大な悪影響を及ぼす場合等社会的な影響が重大な場合」とあります。 (1) 業務実施企業の変更請求に記載の場合と同等ですが、変更請求ではなく解除となる場合との違いは何でしょうか。	違いは特段想定しておらず、変更請求、解除のいずれを選択するかどうかは、県が判断します。

募集要項等（参加資格関係以外）に関する質問に対する回答

No	資料名	該当箇所							質問・意見	回答	
		頁	章	節	細節	項	目	細目			項目名
644	モニタリング基本計画書	19	VI	2	(1)				是正指導	県は、看過できない要求水準未達が発生した場合、事業者に対して、文書により要求水準未達の是正を行うよう是正指導を行うことができるとの記載がありますが、看過できないとはどのように定義・判断されるのでしょうか。	発生した事象の重大性により判断します。
645	モニタリング基本計画書	19	VI	2					統括マネジメント業務及び運営維持業務における措置	運営維持業務で要求水準の未達があった場合、統括マネジメント業務の未達とは区別され、違約金が賦課されるという理解でよろしいでしょうか。例えば春米発電所の運営維持業務で要求水準の未達があった場合は、運営維持業務に対する違約金の賦課のみで、統括マネジメント業務の未達とは判断されないという理解でしょうか。	ご理解のとおりです。ただし、例えば、指揮系統によるものであった場合は、統括マネジメント業務の未達と判断する場合があります。
646	モニタリング基本計画書	20	VI	2	(5)				特定事業契約の解除	「・・・業務実施企業の変更後もなお要求水準未達が継続していると判断した場合、業務実施の変更に応じなかった場合」以降の「要求水準未達が住民の人命にかかわる場合、重大な法令違反又は虚偽の報告に該当する場合、周辺環境に重大な悪影響を及ぼす場合等社会的な影響が重大な場合」とあります。 (4) 業務実施企業の変更請求に記載の場合と同等ですが、変更請求ではなく解除となる場合との違いは何でしょうか。	違いは特段想定しておらず、変更請求、解除のいずれを選択するかどうかは、県が判断します。
647	実施方針等に関する質問・意見に対する回答		回答番号	320					(公財)都道府県センター(災害共済部)の建物共済・機械損害共済に加入しています	建物共済・機械損害共済の加入内容がわかる、共済加入証、共済証券、申込書等の資料のご提供をお願い致します。	共済加入証、共済証券、申込書等の資料は、本事業の保険に係る検討の参考資料とはならないものと認識しているため、追加での情報開示は考えていません。

募集要項等（参加資格関係以外）に関する質問に対する回答

No	資料名	該当箇所							質問・意見	回答	
		頁	章	節	細節	項	目	細目			項目名
648	実施方針等に関する質問・意見に対する回答		回答番号						(公財)都道府県センター(災害共済部)の建物共済・機械損害共済に加入しています	建物共済事業の保険の目的の詳細をご教示下さいませ。発電所建屋だけでなく土木構造物を含む場合は、その対象物もお願い致します。	共済加入証、共済証券、申込書等の資料は、本事業の保険に係る検討の参考資料とはならないものと認識しているため、追加での情報開示は考えていません。
649	実施方針等に関する質問・意見に対する回答		回答番号						(公財)都道府県センター(災害共済部)の建物共済・機械損害共済に加入しています	機械損害共済事業の保険の目的である水力発電用機械の範囲(対象)をご教示下さいませ。	共済加入証、共済証券、申込書等の資料は、本事業の保険に係る検討の参考資料とはならないものと認識しているため、追加での情報開示は考えていません。
650	実施方針等に関する質問・意見に対する回答		回答番号						(公財)都道府県センター(災害共済部)の建物共済・機械損害共済に加入しています	保険金額の設定は再調達価額 or 時価額のいずれかをご教示下さいませ	共済加入証、共済証券、申込書等の資料は、本事業の保険に係る検討の参考資料とはならないものと認識しているため、追加での情報開示は考えていません。
651	実施方針等に関する質問・意見に対する回答		回答番号						(公財)都道府県センター(災害共済部)の建物共済・機械損害共済に加入しています	補償内容によって、支払限度額が設定されている場合は、その詳細をご教示くださいませ。	共済加入証、共済証券、申込書等の資料は、本事業の保険に係る検討の参考資料とはならないものと認識しているため、追加での情報開示は考えていません。

募集要項等（参加資格関係以外）に関する質問に対する回答

No	資料名	該当箇所							質問・意見	回答	
		頁	章	節	細節	項	目	細目			項目名
652	実施方針等に関する質問・意見に対する回答		回答番号						(公財)都道府県センター(災害共済部)の建物共済・機械損害共済に加入しています	地震の損害による見舞金の額をご教示下さいませ。	共済加入証、共済証券、申込書等の資料は、本事業の保険に係る検討の参考資料とはならないものと認識しているため、追加での情報開示は考えていません。
653	実施方針等に関する質問・意見に対する回答		回答番号						(公財)都道府県センター(災害共済部)の建物共済・機械損害共済に加入しています	保険料率・保険料の算出根拠をご教示下さいませ。	共済加入証、共済証券、申込書等の資料は、本事業の保険に係る検討の参考資料とはならないものと認識しているため、追加での情報開示は考えていません。
654	実施方針等に関する質問・意見に対する回答		回答番号						(公財)都道府県センター(災害共済部)の建物共済・機械損害共済に加入しています	発電所の所有者である県だけでなく、運営事業者も本共済の被保険者として含まれますでしょうか？	本共済は、地方自治法第263条の2に基づき都道府県が公益財団法人都道府県会館に委託して実施している相互救済事業で都道府県のみ加入が可能です。
655	実施方針等に関する質問・意見に対する回答		回答番号						(公財)都道府県センター(災害共済部)の建物共済・機械損害共済に加入しています	保険金を支払った後、共済より運営事業者に対して求償されることはございますか？	運営権設定対象施設については、運営権設定後において建物共済・機械損害共済のいずれも加入予定はないことから、ご質問の想定はありません。

募集要項等（参加資格関係以外）に関する質問に対する回答

No	資料名	該当箇所							質問・意見	回答	
		頁	章	節	細節	項	目	細目			項目名
656	実施方針等に関する質問・意見に対する回答		回答番号						(公財)都道府県センター(災害共済部)の建物共済・機械損害共済に加入しています	運営事業者が別途、民間の保険を付保した場合、共済と民間の保険会社との間で保険金の按分となりますでしょうか？	運営権設定対象施設については、運営権設定後において建物共済・機械損害共済のいずれも加入予定はないことから、ご質問の想定はありません。
657	実施方針等に関する質問・意見に対する回答		回答番号						(公財)都道府県センター(災害共済部)の建物共済・機械損害共済に加入しています	再整備業務中、現在加入している共済を「県」は解約することを予定しておりますか？	再整備業務中の加入予定はありません。
658	実施方針等に関する質問・意見に対する回答		回答番号						(公財)都道府県センター(災害共済部)の建物共済・機械損害共済に加入しています	運営維持業務中でも発電所の所有権は「県」にある考えますが、引き続き、共済を付保される予定はございますか？	運営権設定対象施設については、運営権設定後において建物共済・機械損害共済のいずれも加入予定はありません。



募集要項等（参加資格関係以外）に関する質問に対する回答

No	資料名	該当箇所							質問・意見	回答	
		頁	章	節	細節	項	目	細目			項目名
659	実施方針等に関する質問・意見に対する回答	38 39	質問							<p>質問No. 219 の回答にて「一般送配電事業者は、電気事業法上において特別な存在であることからその独立性が要請され、発電部門及び小売部門との情報の遮蔽性もなされていることを勘案し、中国電力の発電部門及び小売部門の本事業への参加については制限を課しません。」とあり、また質問No. 225 において「一般送配電事業者についてはNO. 219 の回答のとおりであり、参加の懸念がないことから覚書等の契約は必要ないと考えています。」と回答を頂いております。</p> <p>公募の公平性を鑑みると、同社の送配電事業部門と発電部門及び小売部門の情報遮断が確実に行われている又は確実に行われる公募制度になっていること、また他の公募参加予定者がその公募の公平性について疑義を抱かない制度となっていることが好ましい状態であると考えられます。</p> <p>上記、公募の公平性について懸念が残る中でも、覚書等を締結する必要性はないという理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>実施方針公表後に本件公平性に関する疑義が複数寄せられたことから中国電力送配電カンパニーに公平性確保についての見解を照会したところ、次のURLで公開されている規程に基づき厳正な情報管理と公平性確保を図っている旨の回答を得ており、ご指摘の懸念はないことから覚書締結については考えていません。</p> <p>URL： <a href="http://www.energia.co.jp/retailer/power_td.html">http://www.energia.co.jp/retailer/power_td.html</a></p>
660	守秘義務対象資料	4	財務情報	12	1201				施設別財務情報に関する参考資料	<p>人件費は、4 発電所にかかった額×稼働職員数と、稼働割合をかけて按分しているという理解で良いでしょうか。</p>	「配賦方法」に記載のとおりです。
661	守秘義務対象資料	4	財務情報	12	1201				施設別財務情報に関する参考資料	<p>修繕費を最大出力で按分していると理解していますが、各発電所に紐づいた修繕費があれば当該数字をご提示いただきたいと考えております。数値が無い場合には、各発電所に修繕費をひもづけられない理由をご教示頂けますでしょうか。</p>	紐づけ可能なものは、開示資料 505. 過去の工事発注、委託業務発注履歴に明記していますのでご確認ください。

募集要項等（参加資格関係以外）に関する質問に対する回答

No	資料名	該当箇所							質問・意見	回答	
		頁	章	節	細節	項	目	細目			項目名
662	守秘義務対象資料	4	財務情報	12	1201				施設別財務情報に関する参考資料 施設別収支・損益の科目概要と配賦方法	本事業導入後、県が負担する費用支出項目について「本事業における県と民間事業者の費用分担は検討中」とありますが、二次審査以降の開示となりますでしょうか。	古い情報が残置しており失礼しました。 費用分担に関する情報は、募集要項等において規定済みであるため、二次審査以降で開示予定の情報はありません。
663	守秘義務対象資料	8	財務情報	12	1201				施設別財務情報に関する参考資料	別途開示予定と記載のある「大規模修繕履歴」については、二次審査で開示される予定でよろしいでしょうか。	別途開示予定としていた資料が開示資料「505. 過去の工事発注、委託業務発注履歴」になります。
664	守秘義務対象資料		施設情報資料	03	302				土地使用権限資料 工事用地(小鹿第一発電所)	御局所有地及び国有林貸付地の広さ(寸法)は、図面上の実寸と同一と考えてよろしいでしょうか。	概ね図面のとおりですが、事業施工上の数量等については、事業者で確認いただく必要があります。
665	守秘義務対象資料		施設情報資料	03	302				土地使用権限資料 工事用地(小鹿第二発電所)	御局所有地の広さ(寸法)は、図面上の実寸と同一と考えてよろしいでしょうか。	概ね図面のとおりですが、事業施工上の数量等については、事業者で確認いただく必要があります。
666	守秘義務対象資料		施設情報資料	03	302				土地使用権限資料 工事用地(小鹿第二発電所)	水圧管路の途中で御局所有地でない土地があるが、どのような取り扱いとなっておりますか。	図示する県所有地は、地表部にある水圧鉄管等の設備の部分であり、白地のところは、地下埋設部です。

募集要項等（参加資格関係以外）に関する質問に対する回答

No	資料名	該当箇所							質問・意見	回答	
		頁	章	節	細節	項	目	細目			項目名
667	守秘義務対象資料		施設情報資料	03	302				土地使用権限資料 工事用地(日野川第一発電所)	御局所有地及び国有林貸付地の広さ(寸法)は、図面上の実寸と同一と考えてよろしいでしょうか。	概ね図面のとおりですが、事業施工上の数量等については、事業者で確認いただく必要があります。
668	守秘義務対象資料		施設情報資料	03	302				土地使用権限資料 工事用地(日野川第一発電所)	水圧管路の途中で御局所有地でない土地があるが、どのような取り扱いとなっておりますでしょうか。	図示する県所有地は、地表部にある水圧鉄管等の設備の部分であり、白地のところは、地下埋設部です。
669	守秘義務対象資料		施設情報資料	04	404				発電所運転保守要領第16条(電気設備の事故発生時の処置)	「小鹿第一線の地絡又は短絡によるトリップの場合は、速やかに送電線路の巡視点検を実施し、異常の有無を確認のうえ統括電気主任技術者に報告しなければならない。」とありますが、小鹿第一線は事業対象に含まれるのでしょうか。含まれる場合、小鹿第一線はどこに位置するのでしょうか。小鹿第一発電所と小鹿原子力機構線の間になるのでしょうか。	ご指摘のとおり、要領第16条では本県の電気事業工作物として保安に関して規定していますが、現在小鹿第一線は県の事業資産ではなく、事業範囲には含まれません。
670	守秘義務対象資料		施設情報資料	04	404				発電所運転保守要領第14条(一人制御方式による主機運転停止)	通常はどのような運転操作を実施しておられるのでしょうか。(事務所監視室から+L96の遠方操作か。)	発電機の運転操作は基本的に東部事務所の監視室から遠方制御で行います。

募集要項等（参加資格関係以外）に関する質問に対する回答

No	資料名	該当箇所							質問・意見	回答	
		頁	章	節	細節	項	目	細目			項目名
671	守秘義務対象資料		施設情報資料	04	404				発電所運転保守要領第14条(一人制御方式による主機運転停止)	この条項の意図するものをご教示ください。	発電機の運転操作は基本的に監視室からの遠方制御で行うこととしているので、本条項で現場で直接操作をできる場合を制限しています。
672	守秘義務対象資料		施設情報資料	04	406				水路工作物保守基準	ダム水路主任技術者の関与が明示されていませんが、別途定められているのでしょうか。	ダム水路主任技術者の職務に関する県の規程は鳥取県電気事業の電気工作物保安規程のとおりです。
673	守秘義務対象資料		施設情報資料	04	407				土木設備巡視点検測定基準	ダム水路主任技術者の関与が明示されていませんが、別途定められているのでしょうか。	ダム水路主任技術者の職務に関する県の規程は鳥取県電気事業の電気工作物保安規程のとおりです。
674	守秘義務対象資料		施設情報資料	04	408				中津ダム操作規程	操作規程に反映されておりませんが、地元との協議等により実施しなければならないものはないでしょうか。	質問の意図を把握しかねていますが、ダムから放流することができる場合は第11条に規定するとおりであり、地元の催事等のため操作を行うことはありません。
675	守秘義務対象資料		施設情報資料	04	409				茗荷谷ダム操作規程	操作規程に反映されておりませんが、地元との協議等により実施しなければならないものはないでしょうか。	質問の意図が分かりかねますが、ダムから放流することができる場合は第12条に規定するとおりであり、地元の催事等のため操作を行うことはありません。

募集要項等（参加資格関係以外）に関する質問に対する回答

No	資料名	該当箇所							質問・意見	回答	
		頁	章	節	細節	項	目	細目			項目名
676	守秘義務対象資料		施設情報資料	04	412				記録報告取扱要領	ダム水路主任技術者および(ダム)管理主任技術者の関与が明記されていませんが、別途定められているのでしょうか。	ダム水路主任技術者の職務に関する県の規程は鳥取県電気事業の電気工作物保安規程のとおりです。またダム管理主任技術者の職務に関する県の規程は各ダム操作規程のとおりです。
677	守秘義務対象資料		施設情報資料	05	503				停電抑制電力量内訳表	d. 溢水量(m <sup>3</sup> /s)はどのように算定しているのでしょうか。	溢水量は事故や作業で発電できないときに支線から取水を制限した量とダム放流の量になります。その溢水量は支線からの取水量はダム流入量から流域面積等を勘案して推計した値になり、ダムからの放流量はダム水位とゲート開度から算出します。
678	守秘義務対象資料		施設情報資料	05	503				停電抑制電力量内訳表	停電電力量と抑制電力量の区分は、発電所作業と送電線作業の別か。	停電電力量は発電所側の事由による事故・作業のために発電できなかった電力量、抑制電力量は中国電力側の要請により発電を抑制した電力量になります。いずれも発電機会を逸した溢水が発生する場合に、溢水量に基づく電力量を記録しています。
679	守秘義務対象資料									今後の審査で公表される予定の守秘義務対象資料一覧をいただけないでしょうか。	第一次審査通過者に対して開示します。
680	その他								基本協定書(案)、基本契約書(案)、再整備契約書(案)、運営権等実施契約書(案)	左記の契約等に関しては今後の協議対象との理解ですが、競争的対話の過程で内容の合意に至る想定でしょうか？あるいは、おおよその内容は合意したうえで、最終合意は優先決定権者選定後との想定でしょうか？教示の程、お願い申し上げます。	競争的対話の過程で概ねの内容合意に至る想定です。
681	その他(貸与資料)								土地の権原に関する資料	各発電所に関する土地について、土地の利用用途又は制限、都市計画区域指定などの指定や制限はあるか？教示の程、お願い申し上げます。	土地の利用用途、制限、都市計画区域指定等については応募者で調査するようお願いいたします。

募集要項等（参加資格関係以外）に関する質問に対する回答

No	資料名	該当箇所							質問・意見	回答	
		頁	章	節	細節	項	目	細目			項目名
682	共通								コンソーシアム名	コンソーシアム名は任意に好きな名前をつけてもよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。